

(素 案)

石川町地域防災計画

令和 3 年 月

石川町防災会議

目次

総則編	1
第 1 章 総則	3
第 1 節 計画の目的及び方針・位置づけ	3
第 1 計画の目的	3
第 2 計画の位置づけ	3
第 3 計画の構成	3
第 4 計画の推進及び修正	4
第 5 他の法令に基づく計画との関係	4
第 6 計画の周知徹底	4
第 2 節 基本方針と活動目標	5
第 1 基本理念	5
第 2 基本方針	5
第 3 災害時の時間経過に伴う活動目標	8
第 3 節 町の概要	11
第 1 本町の自然的条件	11
第 2 本町の社会的条件	12
第 3 本町における自然的条件及び社会的条件からの災害要因	14
第 4 節 石川町の地震災害と地震想定調査	15
第 1 既往の地震災害と本県における地震発生特性	15
第 2 地震被害の想定	19
第 3 想定調査成果及び過去の経験の活用	24
第 5 節 調査研究推進体制の充実	25
第 1 町による調査研究体制	25
第 2 自主防災組織等地域における取り組み	25
第 6 節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	26
第 1 防災関係機関の実施責任	26
第 2 主な防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	26
第 7 節 住民等の責務	32
第 1 住民等の責務	32
第 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	32
一般災害対策編	33
第 1 章 災害予防計画	35
第 1 節 防災組織の整備・充実	35
第 1 町の防災組織	35

第2	自主防災組織	36
第3	応援協力体制の整備	36
第4	公的機関等の業務継続性の確保	38
第2節	防災情報通信網の整備	39
第1	防災情報通信網の整備	39
第2	町防災行政無線の整備	39
第3	その他通信網の整備・活用	40
第4	通信手段の周知	41
第3節	気象等観測体制	42
第4節	水害予防対策	43
第1	水害予防対策	43
第5節	土砂災害等予防対策	46
第1	土砂災害予防対策	46
第2	治山対策	47
第3	森林整備対策	47
第4	宅地防災対策	47
第6節	雪害予防対策	49
第1	雪害予防体制の整備	49
第2	生活基盤の耐雪化	49
第3	救済体制の整備	50
第4	広報活動	51
第7節	火災予防対策	52
第1	消防力の強化	52
第2	広域応援体制の整備	52
第3	火災予防対策	52
第4	初期消火体制の整備	53
第5	火災拡大要因の除去計画	53
第8節	建造物及び文化財災害予防対策	54
第1	不燃性及び耐震性建築物建設促進対策	54
第2	文化財災害予防対策	54
第9節	緊急輸送路等の指定	56
第1	緊急輸送路等の指定	56
第2	緊急輸送路等の整備	56
第3	輸送車両の確保体制の整備	58
第10節	避難対策	59
第1	避難計画の策定	59
第2	指定緊急避難場所の指定等	67
第3	指定一般避難所の指定等	68
第4	一時避難所の指定等	70
第5	指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点	70

第6	避難路の選定	71
第7	指定緊急避難場所、指定一般避難所、避難路及び避難情報の発令方法等の周知	71
第8	学校等施設等における避難計画	72
第9	男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進	73
第10	平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	73
第11	救助体制の整備	74
第12	孤立防止対策	74
第13	帰宅困難者のための支援体制の整備	75
第14	広域避難体制の整備	76
第11節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	77
第1	医療（助産）救護体制の整備	77
第2	防疫対策	78
第12節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の作成及び 罹災証明書発行体制の整備	79
第1	食料、生活物資の調達及び確保	79
第2	飲料水の確保	80
第3	防災資機材等の整備	81
第4	災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立	81
第5	罹災証明書発行及び被災者台帳の作成体制の整備	82
第13節	防災教育	83
第1	一般町民に対する防災教育	83
第2	防災上重要な施設における防災教育	84
第3	防災対策要員に対する防災教育	84
第4	学校教育における防災教育	84
第5	災害教訓の伝承	85
第14節	防災訓練	86
第1	総合防災訓練	86
第2	個別訓練	86
第3	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	87
第4	訓練の評価と地域防災計画への反映	88
第15節	自主防災組織の整備	89
第1	自主防災組織の育成指導	89
第2	自主防災組織の編成基準	89
第3	自主防災組織の活動	89
第4	企業防災の促進	91
第5	地区防災計画の作成	91
第16節	要配慮者予防対策	92
第1	避難行動要支援者の支援対策	92
第2	社会福祉施設等における対策	97
第3	在宅者に対する対策	98

第4	外国人に対する防災対策	98
第5	避難所への移送	99
第6	避難所における要配慮者支援	99
第17節	ボランティアとの連携	100
第1	ボランティア活動の意義	100
第2	ボランティア団体等の把握、登録等	100
第3	ボランティアの受入れ体制の整備	100
第4	ボランティアの種類	101
第18節	危険物施設等災害予防対策	102
第1	危険物施設災害予防対策	102
第19節	生活再建事前対策	104
第1	住居の確保体制の整備	104
第2	被災者生活再建支援法に基づく支援の整備	104
第2章	災害応急対策計画	105
第1節	応急活動体制	105
第1	災害応急対策の時系列行動計画	105
第2	災害対策本部の設置	106
第3	災害対策本部等の事務分掌	109
第4	国・県の現地対策本部等との連絡調整	117
第5	災害救助法が適用された場合の体制	117
第6	指定地方行政機関等の活動体制	117
第2節	職員の動員配備	119
第1	配備基準	119
第2	配備人員	121
第3	職員配備状況の報告と安否確認の実施	121
第3節	災害情報の収集伝達	123
第1	気象特別警報・警報・注意報等について	123
第2	被害状況等の収集、報告	130
第4節	通信の確保	136
第1	通信手段の確保	136
第2	町における通信の運用	137
第5節	相互応援協力	138
第1	町と県の相互協力	138
第2	国に対する応援要請	138
第3	緊急消防援助隊の派遣要請	139
第4	民間事業者への応援要請	139
第5	公共的団体等への協力要請	139
第6節	災害広報	141

第 1	本町の広報活動	141
第 2	広報の方法	141
第 3	防災関係機関の広報活動	142
第 7 節	水防計画	143
第 1	水防の責任	143
第 2	水防組織	143
第 3	水防活動	144
第 8 節	土砂災害応急対策	145
第 1	土砂災害警戒情報	145
第 2	土砂災害・斜面災害応急対策	147
第 9 節	消防計画	149
第 1	組織計画	149
第 2	消防力等の整備計画	150
第 3	調査計画	150
第 4	教養訓練計画	150
第 5	災害予防計画	151
第 6	警報発令伝達計画	151
第 7	情報計画	152
第 8	火災警防計画	152
第 9	風水害等警防計画	153
第 10 節	救助・救急	155
第 1	自主防災組織、事業所等による救助活動	155
第 2	町（消防機関を含む）による救助活動	155
第 3	広域応援	156
第 11 節	自衛隊災害派遣	157
第 1	町長の災害派遣要請の要求	157
第 2	災害派遣部隊の受入れ体制	158
第 3	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	159
第 4	派遣部隊の撤収	160
第 5	経費の負担区分	160
第 12 節	避難	161
第 1	避難情報や災害発生情報の発令	161
第 2	警戒区域の設定	166
第 3	避難の誘導	167
第 4	避難行動要支援者等対策	168
第 5	孤立集落対策活動	169
第 6	観光客等の避難対策	170
第 7	広域的な避難対策（広域一時滞在）	170
第 8	安否情報の提供等	172
第 13 節	避難所の設置・運営	173

第 1 避難所の設置	173
第 2 避難所の運営	174
第 14 節 医療（助産）救護	178
第 1 医療機関の被害状況等の収集、把握	178
第 2 医療（助産）救護活動	178
第 3 傷病者等の搬送	178
第 4 医薬品等の確保	179
第 5 人工透析の供給確保	179
第 15 節 緊急輸送対策	180
第 1 緊急輸送の範囲	180
第 2 緊急輸送路等の確保	181
第 3 輸送手段の確保	181
第 4 緊急輸送路の情報の集約と報告	182
第 5 ヘリコプターによる災害応急対応の受入れ体制の整備	182
第 16 節 労務供給計画	183
第 17 節 警備活動及び交通規制措置	184
第 1 警備活動	184
第 2 交通規制措置	184
第 18 節 防疫及び保健衛生	187
第 1 防疫活動	187
第 2 栄養指導、保健指導及び精神保健活動	188
第 3 防疫及び保健衛生機材の調達及び供給	189
第 4 動物（ペット）救護対策	189
第 19 節 廃棄物処理対策	190
第 1 災害廃棄物処理	190
第 2 し尿処理	191
第 3 応援体制の確保	192
第 20 節 救援対策	193
第 1 給水救援対策	193
第 2 食料救援対策	193
第 3 生活必需物資等救援対策	194
第 4 燃料等の調達・供給対策	195
第 5 支援物資等の調達・供給体制	195
第 6 義援物資及び義援金の受入れ	195
第 21 節 被災地の応急対策	196
第 1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談	196
第 2 障害物の除去	196
第 3 災害相談対策	197
第 22 節 応急仮設住宅等の供与	199
第 1 応急仮設住宅の建設	199

第2 賃貸型応急住宅等の提供	200
第3 住宅の応急修理	201
第23節 死者の捜索、遺体の処理等	202
第1 全般的な事項	202
第2 遺体の捜索	202
第3 遺体の収容	203
第4 遺体の火葬・埋葬	203
第5 災害弔慰金の支給	204
第24節 生活関連施設の応急対策	205
第1 上水道施設等応急対策	205
第2 広域停電対策	205
第25節 文教対策	207
第1 児童生徒等保護対策	207
第2 応急教育対策	207
第3 文化財の応急対策	210
第26節 要配慮者対策	211
第1 要配慮者に係る対策	211
第2 社会福祉施設等に係る対策	211
第3 障がい者及び高齢者に係る対策	212
第4 児童に係る対策	212
第5 外国人に係る対策	213
第27節 ボランティアとの連携	214
第1 ボランティア団体等の受入れ	214
第2 ボランティア団体等の活動	214
第3 ボランティア保険	215
第28節 危険物施設等災害応急対策	216
第1 危険物施設応急対策	216
第29節 災害救助法の適用等	217
第1 災害救助法の適用	217
第2 災害救助法の適用基準	218
第3 災害救助法の適用手続き	219
第4 災害救助法による救助の種類等	220
第30節 被災者生活再建支援法に基づく支援等	221
第1 被災者生活再建支援法に基づく支援	221
第2 罹災証明書等の交付	223
第3 被災者台帳の作成	223
第31節 雪害応急対策	225
第1 防災活動体制	225
第2 地域ぐるみの除雪	226
第3 避難	226

第3章	災害復旧計画	228
第1節	施設の復旧対策	228
第1	災害復旧事業計画の作成	228
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	229
第3	激甚災害の指定	230
第4	災害復旧事業の実施	230
第2節	被災地の生活安定	231
第1	義援金の配分	231
第2	被災者の生活確保	231
第3	被災者への融資	232
第3節	計画的な災害復興	233
第1	災害復興対策本部	233
第2	災害復興計画の策定	234
第4章	個別災害対策計画	235
第1節	原子力事故対策計画	235
第2節	航空機事故対策計画	237
第1	航空災害予防対策計画	237
第2	航空災害応急対策計画	238
第3節	鉄道災害対策計画	240
第1	鉄道災害予防対策	240
第2	鉄道災害応急対策計画	241
第3	鉄道災害復旧対策計画	242
第4節	道路災害対策計画	243
第1	道路災害予防対策	243
第2	道路災害応急対策計画	244
第3	道路災害復旧対策計画	246
第5節	危険物災害対策計画	247
第1	危険物等災害予防対策	247
第2	危険物等災害応急対策計画	248
第3	危険物等災害復旧対策計画	250
第6節	大規模な火事災害対策計画	251
第1	大規模な火事災害予防対策	251
第2	大規模な火事災害応急対策計画	253
第3	大規模な火事災害復旧対策計画	254
第7節	林野火災対策計画	255
第1	林野火災予防対策計画	255
第2	林野火災応急対策計画	256
第3	林野火災復旧対策計画	259

震災対策編.....	261
第1章 災害予防計画.....	263
第1節 防災組織の整備・充実.....	263
第1 町の防災組織.....	263
第2 自主防災組織.....	263
第3 応援協力体制の整備.....	263
第4 公的機関等の業務継続性の確保.....	263
第2節 防災情報通信網の整備.....	264
第3節 都市の防災対策.....	265
第1 建築物防災対策.....	265
第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等.....	266
第3 防災空間の確保.....	267
第4 市街地の開発等.....	267
第4節 上水道施設災害予防対策.....	268
第1 上水道施設予防対策.....	268
第5節 道路及び橋りょう等災害予防対策.....	269
第1 町管理の道路及び橋りょう災害予防計画.....	269
第2 農道・林道及び橋りょう災害予防計画.....	270
第3 電線共同溝の整備.....	270
第6節 河川等災害予防対策.....	271
第1 河川管理災害予防対策.....	271
第2 ダム施設等災害対策.....	271
第3 ため池施設災害対策.....	271
第7節 地盤災害等予防対策.....	272
第1 土石流災害予防対策.....	272
第2 地すべり災害予防対策.....	272
第3 急傾斜地災害予防対策.....	272
第4 造成地の災害予防対策.....	273
第5 液状化災害予防対策.....	273
第6 二次災害予防対策.....	273
第8節 火災予防対策.....	274
第1 出火防止対策.....	274
第2 消防力の強化.....	274
第3 広域応援体制の整備.....	274
第4 初期消火体制の整備.....	274
第5 火災拡大要因の除去計画.....	274
第9節 緊急輸送路等の指定.....	275
第10節 避難対策.....	276

第 11 節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	277
第 12 節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の作成及び 罹災証明書発行体制の整備	278
第 13 節	防災教育	279
第 1 節	一般町民等に対する防災教育	279
第 2 節	防災上重要な施設における防災教育	279
第 3 節	防災対策要員に対する防災教育	280
第 4 節	学校教育における防災教育	280
第 5 節	災害教訓の伝承	280
第 14 節	防災訓練	281
第 1 節	総合防災訓練	281
第 2 節	個別訓練	281
第 3 節	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	282
第 4 節	訓練の評価と地域防災計画への反映	282
第 15 節	自主防災組織の整備	283
第 16 節	要配慮者予防対策	284
第 17 節	ボランティアとの連携	285
第 18 節	危険物施設等災害予防対策	286
第 19 節	生活再建事前対策	287
第 1 節	住居の確保体制の整備	287
第 2 節	被災者生活再建支援法に基づく支援の整備	287
第 3 節	地震保険の普及	287
第 2 章	災害応急対策計画	288
第 1 節	応急活動体制	288
第 2 節	動員配備体制に関する計画	289
第 1 節	配備基準	289
第 2 節	活動要領	290
第 3 節	地震災害情報の収集伝達	291
第 1 節	地震情報等の受理伝達	291
第 2 節	被害状況等の収集、報告	295
第 4 節	通信の確保	296
第 5 節	相互応援協力	297
第 6 節	災害広報	298
第 7 節	消火活動	299
第 1 節	消防団による活動	299
第 2 節	他都道府県への応援要請	299
第 8 節	救助・救急	301
第 9 節	自衛隊災害派遣	302

第10節	避難	303
第11節	避難所の設置・運営	304
第12節	医療（助産）救護	305
第13節	道路の確保（道路障害物除去等）	306
第1節	優先開通道路の選定	306
第2節	資機材の確保	306
第3節	道路開通作業の実施	306
第14節	緊急輸送対策	307
第15節	労務供給計画	308
第16節	警備活動及び交通規制措置	309
第17節	防疫及び保健衛生	310
第18節	廃棄物処理対策	311
第1節	災害廃棄物処理	311
第2節	し尿処理	311
第3節	がれき処理	311
第4節	応援体制の確保	312
第19節	救援対策	313
第20節	被災地の応急対策	314
第1節	被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談	314
第2節	障害物の除去	314
第3節	災害相談対策	314
第21節	応急仮設住宅等の供与	315
第22節	死者の捜索、遺体の処理等	316
第23節	生活関連施設の応急対策	317
第24節	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	318
第1節	道路の応急対策	318
第2節	河川管理施設等の応急対策	319
第3節	公共建築物等の応急対策	319
第25節	文教対策	321
第26節	要配慮者対策	322
第27節	ボランティアとの連携	323
第28節	危険物施設等災害応急対策	324
第29節	災害救助法の適用等	325
第30節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	326
第3章	災害復旧計画	327
第1節	施設の復旧対策	327
第2節	被災地の生活安定	328
第3節	計画的な災害復興	329

総則編

第1章 総則

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

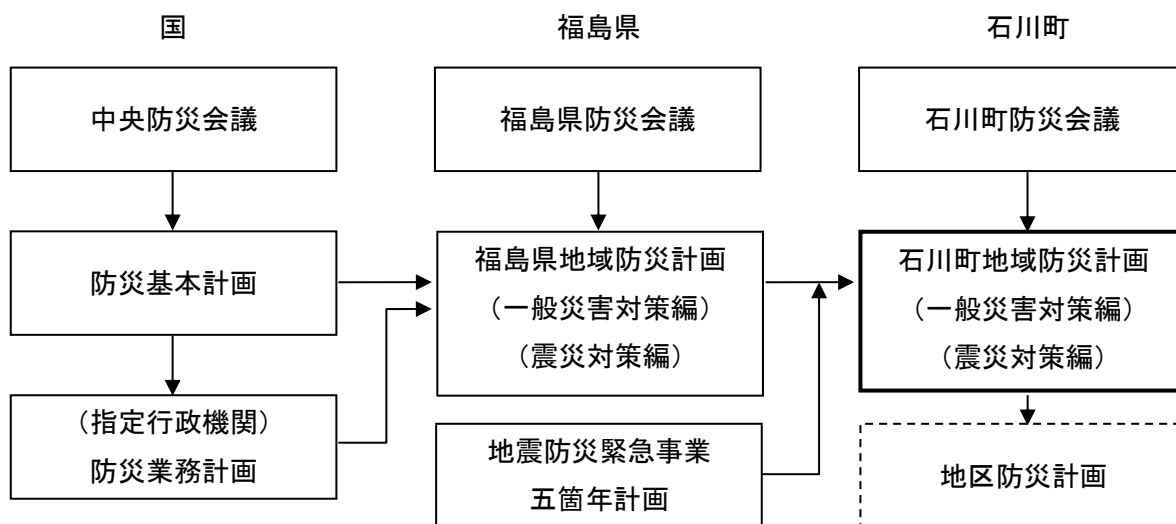
第1 計画の目的

この計画は、町の風水害、雪害、地震災害等に対処するため、平成10年8月末の豪雨災害、平成23年3月の東日本大震災、令和元年東日本台風等の過去の大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町防災会議が作成する地域防災計画のうち風水害等及び地震災害、大規模な事故による被害（事故災害）に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画及び防災業務計画、県の地域防災計画を指針とする計画である。

国、県、町における防災会議と防災計画の位置づけ



第3 計画の構成

石川町地域防災計画は、次の各編で構成する。

1 総則編

防災計画の位置づけや役割、各機関の役割等の総則について定める。

2 一般災害対策編

風水害、雪害等の対策及び個別災害対策計画（原子力事故、航空機事故、鉄道事故、道路災害、危険物災害、大規模な火事災害、林野火災）について定める。

3 震災対策編

地震災害対策について定める。

4 資料編（別冊）

各編に関連する各種資料を掲載する。

第4 計画の推進及び修正

災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、この計画の作成又は修正に当たっては、福島県地域防災計画を参考として作成又は修正するものとする。

また、この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

なお、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第6 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第2節 基本方針と活動目標

第1 基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念にもとづき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

この計画は、防災に関し、国、県、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災を契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識されているが、大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界がある。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものと考えられる。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制

の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

2 広域連携による災害対応力の強化

被災地域による対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、県内の生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールやしきみづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応を取るためには、町を始めとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。

さらには、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの部局においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

加えて、令和元年東日本台風の検証結果等を踏まえて、効率的かつ効果的な組織のあり方について検討するよう努めるものとする。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動では限界がある。このため、全ての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。町のそれぞれの機関、部課で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、全ての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものである。各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

7 町民運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、町民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えておくことが大切である。

このため、町では、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進めるとともに、町民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に向け、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づき、町、町民、事業者、地域活動団体等と共に信頼関係を築きながら連携・協力し、町民一人一人による自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

また、安全で安心な社会の実現のために、自然災害などに対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力を高めていくとともに、ハザードマップ等により事前の備えを行うなど、地域住民の間で防災に関する情報の共有を行うほか、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。以下同じ。）や、迅速な救助・復旧及び復興体制を構築していくものとする。

8 新型コロナウイルス等感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

9 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要

である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを目指すものとする。

10 地震被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、東日本大震災の教訓等の反映に努めるとともに、「第4節 第2 地震被害の想定」に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

第3 災害時の時間経過に伴う活動目標

1 【風水害及び雪害】発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

活動区分	活動目標
直前対応	■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策

応急対応	■被災者の生活の安定 ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・ 通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・ 生活再建に係る支援の実施
復旧対応	■地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ ガレキ等の撤去 ・ 生活環境の回復
復興対応	■地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 復興計画の推進 ・ 生活機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

2 【地震災害】発災後の時間経過と活動目標

地震被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

発災後フェーズ		活動目標
直 後	即時対応期	■初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・ 広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急時対応期	■生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・ 専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・ 広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行

		・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4日目～1週間	応急対応期Ⅰ	■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復
1週間～1ヶ月	応急対応期Ⅱ	■被災者の生活の安定（日常活動環境） ・通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	■地域・生活の回復 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・生活環境の回復 ・生活の再建
数ヶ月以降	復興対応期	■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・復興計画の推進 ・生活機能の回復・強化

第3節 町の概要

第1 本町の自然的条件

1 位置及び境域

本町は、福島県の南部に位置し、西は阿武隈川を境に北須川、今出川が流域となり、南東に鮫川支流水域を作り、北から蓬田岳、南下して芝山、犬仏山、大辻山、三株山があり、西側に入道山、鎌倉岳が介在する。

役場所在地は、東経 140 度 27 分 23 秒 8、北緯 37 度 8 分 37 秒にあり、標高 286.25m である。

東は石川郡古殿町、西は白河市と西白河郡中島村及び矢吹町、南は石川郡浅川町及び東白川郡鮫川村、北は石川郡玉川村及び平田村に境界している。

2 面積

本町の面積は 115.71 km²を有し、東西約 18.9 km、南北約 18.3 km である。

3 地形

本町は、阿武隈山系の支脈が全般にわたっており、標高は最高 616m（中田字十文字）、最低 255m（中野字悪戸）、標高差は 361m で、阿武隈山系特有の起伏の多い地形である。

4 気象

本町は、福島県の南部で茨城県に近く、いわきの浜通りに近寄っているため中通り地方としては、比較的冬は暖かく夏は涼しい気候となっている。

近年の気象データをみると、年間平均気温は平成 30 年に 12.8℃、最高気温は令和元年に 37.7℃、最低気温は平成 22 年にマイナス 11.1℃を記録している。降水量は、総量は平成 26 年に 1,578.0mm、日最大は令和元年に 204.0mm を記録している。なお、令和元年の日最大降水量は、本町に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風の 10 月 12 日に記録したものである。平均風速は、令和元年に 1.7m/s を記録している。

年次	気温			降水量		平均風速 m/s
	年平均 ℃	最高 ℃	最低 ℃	総量 mm	日最大 mm	
H19 (2007)	12.1	35.9	-7.0	1,267.0	82.0	1.3
H20 (2008)	11.7	34.7	-8.6	1,270.0	73.5	1.3
H21 (2009)	12.1	35.3	-7.1	1,281.5	95.5	1.3
H22 (2010)	12.3	36.2	-11.1	1,500.0	81.5	1.3
H23 (2011)	11.8	37.1	-9.1	1,166.5	186.0	1.5
H24 (2012)	11.6	35.7	-10.8	1,165.0	53.0	1.5
H25 (2013)	12.1	35.7	-9.6	1,345.0	122.5	1.6
H26 (2014)	11.8	36.9	-8.8	1,578.0	94.5	1.6
H27 (2015)	12.7	37.5	-7.0	1,047.5	129.5	1.5
H28 (2016)	12.7	35.8	-7.6	1,179.5	147.0	1.6
H29 (2017)	11.9	36.6	-8.9	1,147.5	92.5	1.6
H30 (2018)	12.8	37.4	-10.5	1,121.0	63.0	1.6
R元年 (2019)	12.7	37.7	-8.9	1,369.0	204.0	1.7
1981～ 2010平均	11.5			1,290.5		1.5

資料：気象庁ホームページより

観測地点名 石川地域気象観測所（石川町双里）

5 地質

地質は、古期花崗閃緑岩が主で南北に変成岩帯が入っており、一部に新期花崗岩、玢岩（ひんが）が分布している。

変成岩は、北西寄りが竹貫式変成岩、南東寄りが御斎所変成岩に分けられている。

第2 本町の社会的条件

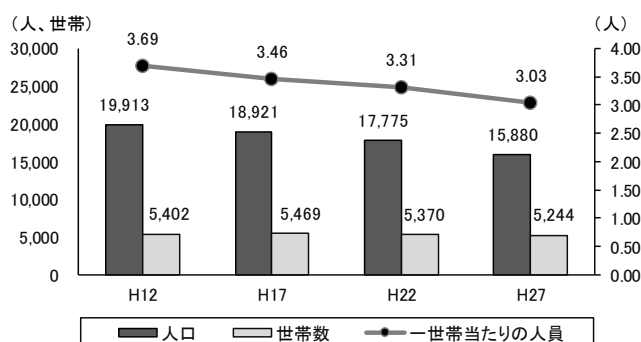
1 人口

本町の総人口は減少しており、平成27年10月1日現在では15,880人となり、平成12年からは4,033人減少し、減少率は20.3%となっている。

平成27年10月1日現在の世帯数は5,244世帯となり、平成12年からは158世帯減少し、減少率は2.9%となっている。

人口の減少率が世帯数の減少率よりも大きいため、一世帯当たりの人員数は減少し、平成27年10月1日現在では3.03人となっている。

■総人口及び世帯数、一世帯当たりの人員数



資料：国勢調査

年齢3区分別人口をみると、0～14歳の年少人口は減少し、平成27年10月1日現在では1,741人、総人口に占める割合は11.0%で平成12年（15.8%）よりも4.8ポイント低下している。

15～64歳の生産年齢人口も減少し、平成27年は8,919人、総人口に占める割合は56.2%で平成12年（61.8%）から5.6ポイント低下している。

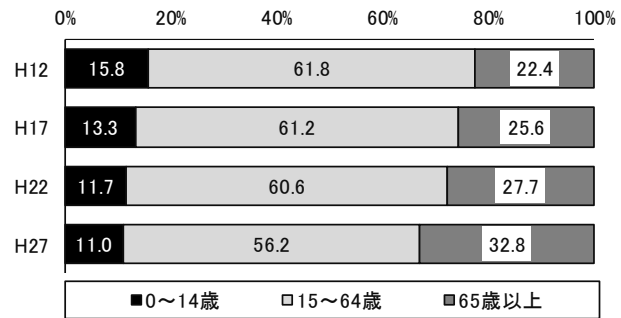
65歳以上の高齢者人口は増加し、平成27年は5,206人、総人口に占める割合は32.8%で平成12年（22.4%）よりも10.4ポイント上昇し、少子高齢化が進んでいる状況がうかがえる。

■ 年齢3区分別人口の推移

単位:人

区分	H12	H17	H22	H27
0～14歳	3,144	2,509	2,074	1,741
15～64歳	12,308	11,572	10,716	8,919
65歳以上	4,462	4,840	4,906	5,206
年齢不詳	-	-	79	14
合計	19,914	18,921	17,775	15,880

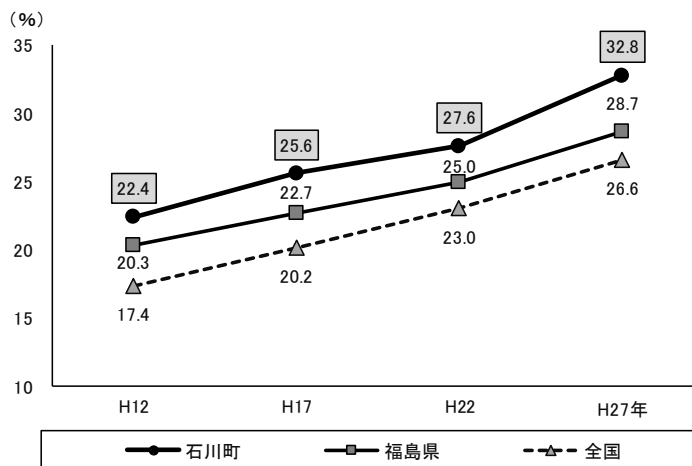
■ 年齢3区分別構成比の推移



資料：国勢調査

本町の高齢化率は、福島県及び全国平均を上回る水準で年々上昇しており、今後も少子高齢化の傾向は続くものと予想される。

■ 石川町、福島県及び全国の高齢化率の推移



資料：国勢調査

2 土地利用

本町の平成30年の地目別土地面積は、山林が6,013haと町土面積の52.0%を占め、次いで、畑1,751ha(15.1%)、田1,454ha(12.6%)、その他1,251ha(10.8%)となっている。

平成26年と比較すると、田や畑、山地がやや減少し、宅地、雑種地、その他がやや増加している。

(単位:ha、%)各年1月1日現在

年次	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
H26年	11,571	1,459	1,765	471	6	6,018	113	499	1,240
	100.0	12.6	15.3	4.1	0.1	52.0	1.0	4.3	10.7
H27年	11,571	1,457	1,760	462	6	6,017	114	503	1,252
	100.0	12.6	15.2	4.0	0.1	52.0	1.0	4.3	10.8
H28年	11,571	1,456	1,756	474	6	6,018	114	501	1,246
	100.0	12.6	15.2	4.1	0.1	52.0	1.0	4.3	10.8
H29年	11,571	1,456	1,753	475	6	6,014	115	503	1,249
	100.0	12.6	15.1	4.1	0.1	52.0	1.0	4.3	10.8
H30年	11,571	1,454	1,751	477	6	6,013	114	505	1,251
	100.0	12.6	15.1	4.1	0.1	52.0	1.0	4.4	10.8

資料：石川町税務課

3 交通

(1) 道路

道路網は、町内で主軸となる国道 118 号と主要地方道である福島県道 11 号白河石川線、福島県道 14 号いわき石川線が交差している。また、福島県道 40 号飯野三春石川線（あぶくま高原道路）では石川母畑 IC にて接続がされ、これらにその他の県道や町道を加えて、本町の道路網は構成されている。

(2) 鉄道

鉄道は、JR 水郡線が南北に走っており、停車駅は、磐城石川駅及び野木沢駅の 2 駅である。

(3) 空港

福島空港が、本町に隣接する玉川村と須賀川市にまたがって位置している。

第3 本町における自然的条件及び社会的条件からの災害要因

1 想定される災害要因

本町は、阿武隈地域の豊かな緑と清らかな水の流れなどの美しい自然に包まれ、長い歴史と伝統を伝承しながら石川地方の中心都市として発展している。

115.71Km²の町面積は、阿武隈川流域の平坦地と阿武隈山地に連なる山間地から形成され、市街地は町のほぼ中央に流れる今出川に沿って開けているが、集中豪雨などによって河川氾濫被害が起きる可能性があるほか、北須川上流に位置する千五沢ダムが万が一決壊した場合は、市街地の多くが浸水することが想定されている。

また、前述のように人口減少と少子高齢化により災害時への対応力が弱体化していく傾向があり、避難時の対応等について課題を抱えている。

さらに、市街地からやや離れた山間農地がある地域は、土砂災害等の被害が想定される箇所・区域が多数存在し、こうした地域における防災対策についても県等の関係団体と協力して早急に取り組まなければならない重要な課題である。

2 過去の主な災害

本町では、昭和 41 年 9 月の台風 26 号による風水害、昭和 61 年 8 月の台風 10 号による集中豪雨等、台風による大きな災害があったが、令和元年東日本台風の被害は、これまでに経験したことのない深刻な被害となった。台風接近に伴う大雨により、北須川、今出川、社川流域などの広い範囲において、上流河川からの大量の雨水流入による越水が発生し、床上・床下浸水等の家屋被害、田畑の冠水をはじめ、町内各地域において、道路の崩落、橋の流出、土砂崩れ等が発生した。

※過去の地震災害については、第4節 第1「2(2)地震発生履歴」を参照

第4節 石川町の地震災害と地震想定調査

第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海洋型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の二つである。

1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

(1) 活断層分布特性

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

阿武隈山地東縁部にある双葉断層は、すでに先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

この3つの断層以外に、南会津地域には大内－倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より 300m 高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。さらに、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により 1956 年の白石地震（M6.0）が発生したといわれている。

2 海洋型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

(1) 本県沖における地震発生特性

海洋型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

(2) 地震発生履歴

ア 1677 年（延宝 5 年）11 月（磐城地方） $M \approx 8.0$

磐城地方に強い地震があり、500 余名が死亡した。また、午後 8 時ごろ小名浜に地震があり、家屋 1,000 余戸が流出し、80 余名が溺死した。

イ 1696 年（元禄 9 年）6 月（磐城地方） 強震地域－磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450 名が死亡した。

ウ 1793 年（寛政 5 年）2 月（陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖） $M=8.0 \sim 8.4$

余震が多く、相馬では 10 ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者 8 名、矢祭で死者 3 名となっている。

エ 1938年(昭和13年)5月 塩屋崎沖地震 $M=7.0$

県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6ヶ所等の被害があった。

オ 1938年(昭和13年)11月 福島県東方沖地震 $M=7.5$

県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4棟、半壊29棟、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。

また、同日に $M=7.3$ 、翌日に $M=7.4$ の強い余震を観測している。

カ 1964年(昭和39年)6月 新潟地震 $M=7.5$

16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4~5の強い地震があった。県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。

キ 1978年(昭和53年)6月 宮城県沖地震 $M=7.4$

12日午後5時14分ごろ地震があり、福島が震度5、若松、小名浜、白河が震度4であった。福島県内では、死者1名、負傷者19名、重傷者3名報告されている。また、計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山(崖)崩れ26等の被害も発生している。

ク 2005年(平成17年)8月 宮城県沖の地震 $M=7.2$

16日午前11時46分ごろ地震があり、国見町などで震度5強、福島、白河、小名浜が震度4、若松が震度3であった。福島県内で負傷者5名が発生した。

ケ 2011年(平成23年)3月 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) $M=9.0$

11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。(災害の詳細は3のとおり)

また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われる $M=7.0$ の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。

3 東日本大震災

(1) 地震の被害

三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、県内における死者・行方不明者は合わせて3,400名以上という、福島県の歴史上類を見ない大災害となった。

(2) 原子力災害の発生

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域等に指定され、自主避難を含め16万人以上の住民が避難を余儀なくされた。

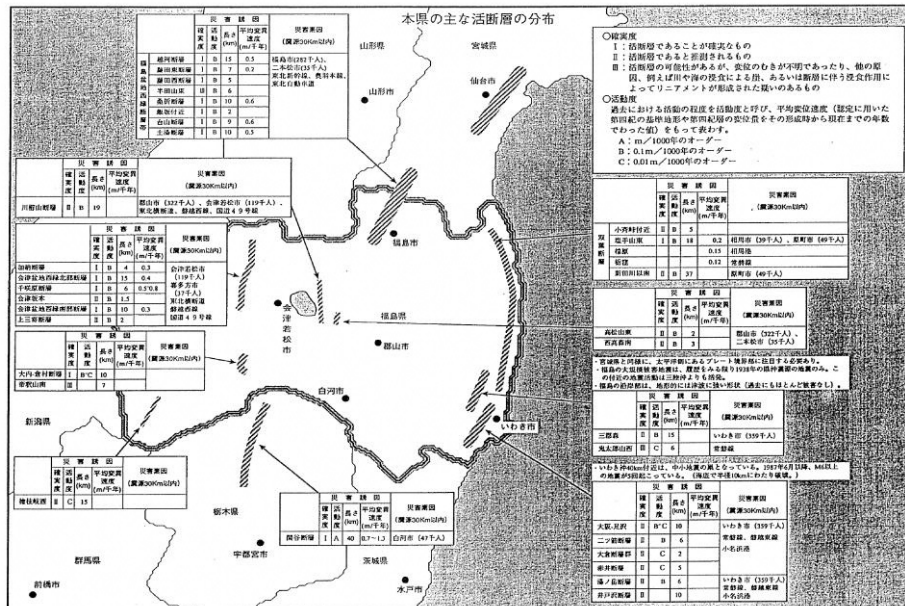
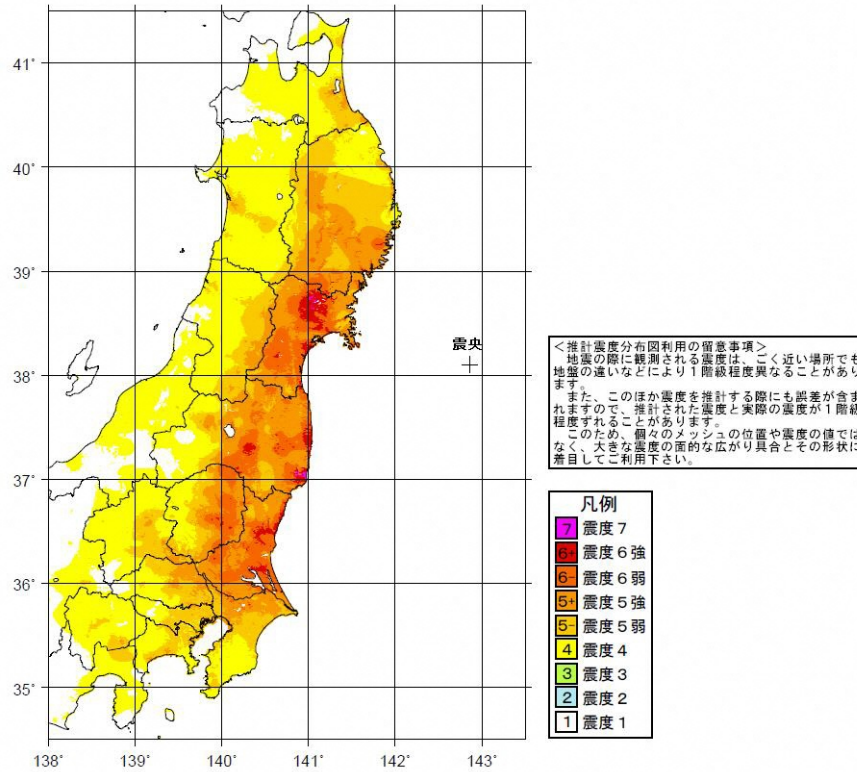
【東日本大震災の規模、被害の概要】

※平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1769報）

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖（震源の深さ24km）
規模	モーメントマグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、 石川町 、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港9.3m以上※、小名浜港3.3m （※検潮所が被害にあっており、実際の波高はそれ以上と推定される）
人的被害 （死者は震災関連死を含む）	死者：4,145名（直接死1,605名、関連死2,315名、死亡届等225名）（石川町1名） 行方不明者：1名 重傷者：20名 軽傷者：163名（石川町4名）
建物被害 （警戒区域指定自治体においては未集計）	住家全壊：15,435棟（石川町1棟） 住家半壊：82,783棟（石川町32棟） 住家一部損壊：141,054棟（石川町2,602棟） 住家床上浸水：1,061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1,010棟（石川町27棟） その他建物被害：36,882棟（石川町207棟）
消防職員出動延べ人数	消防職員：5,706人 消防団員：43,776人（石川町1,074人）

（令和2年10月5日現在）

東北地方太平洋沖地震震度の推計分布図（出典：気象庁）



第2 地震被害の想定

1 地震被害想定調査の実施

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。

このような考え方から、県においては、平成7年度から3カ年を通じて地震被害想定調査を実施している。

まず、地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

この調査の推進に当たっては、学識経験者から構成される専門委員会を設置し、その指導と助言のもとに必要事項の検討を行ってきた。さらに、そこで検討された内容は、福島県防災会議地震・津波対策部会において審議され、本地域防災計画の策定に反映されている。

なお、令和元年度から見直し調査に着手しており、令和3年度に完了する見込みである。

2 想定地震の設定

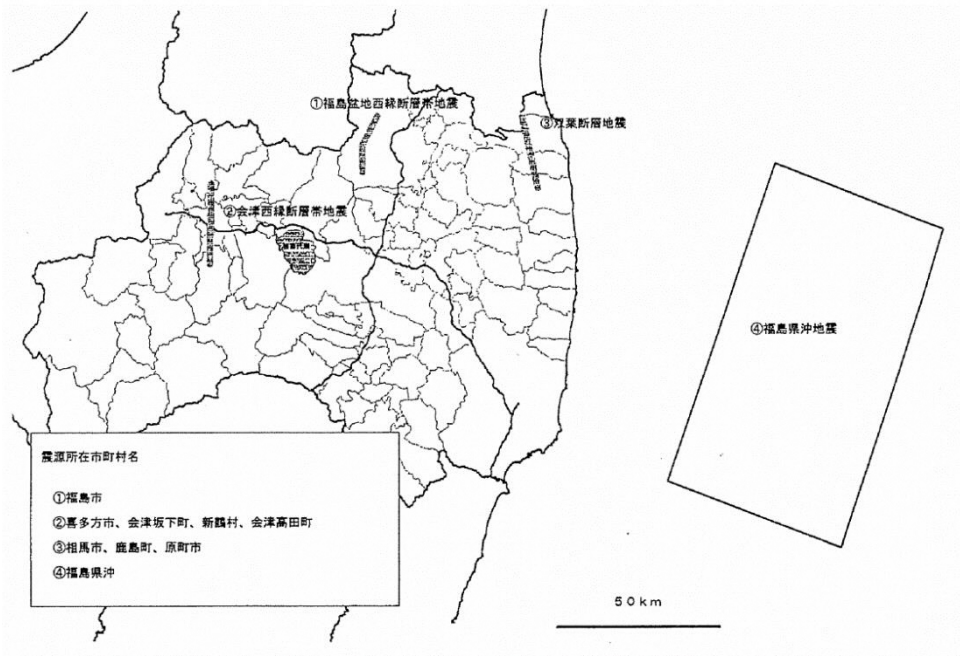
本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類（内陸部3、海洋部1）とする。

想定地震の概要

地震名		マグニ チュード	震源深さ等	
内 陸 部	① 福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
	③ 双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
海 洋 部	④ 福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源深さ浅部	20km
			東西幅	60km
			南北長さ	100km

内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、上記の3つの地震を選定した。

海洋部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定を行った。



3 定量被害想定結果の概要

想定地震ごとの定量被害想定結果の概要及び震度分布図を以下に示す。

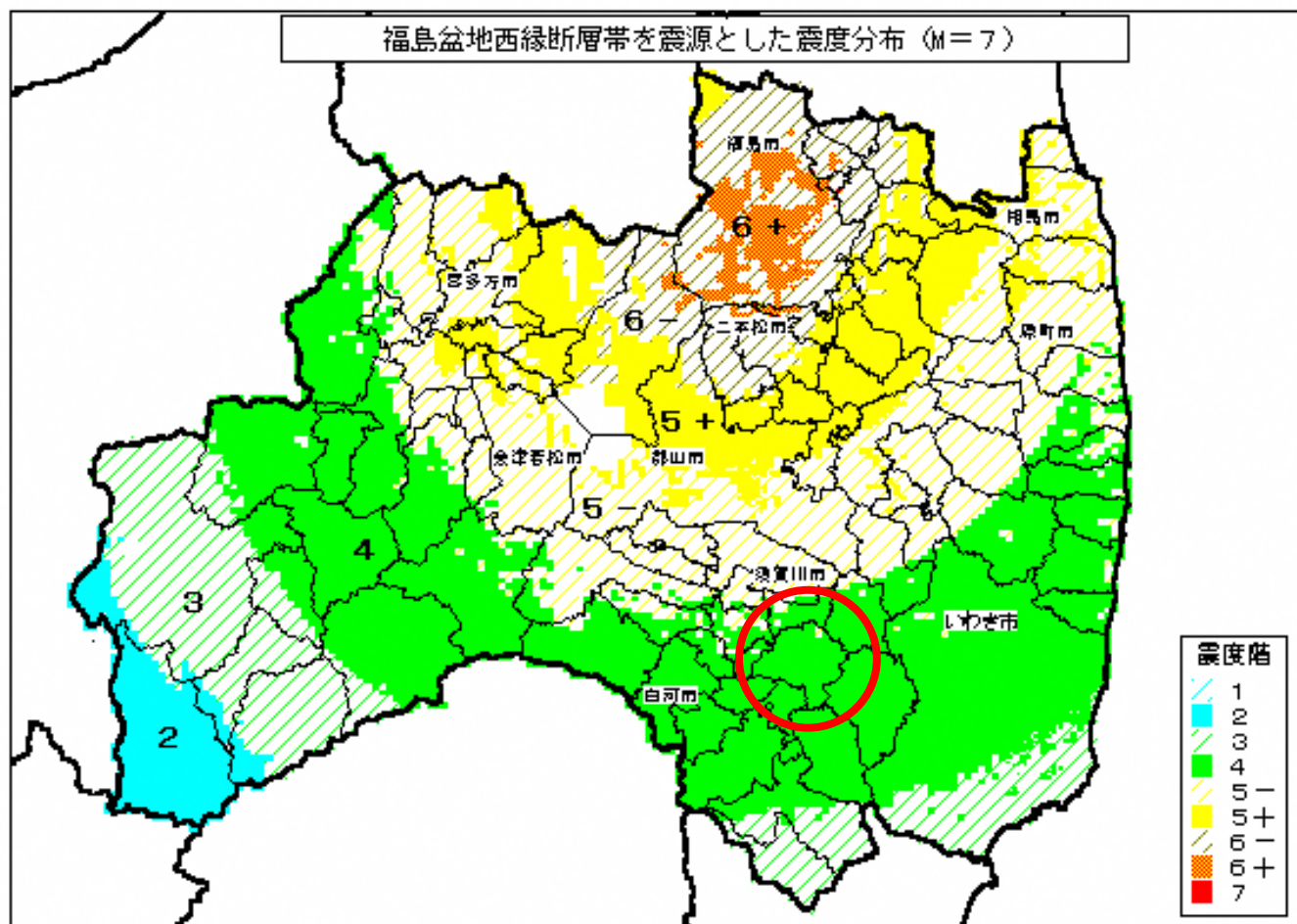
定量被害想定結果の概要

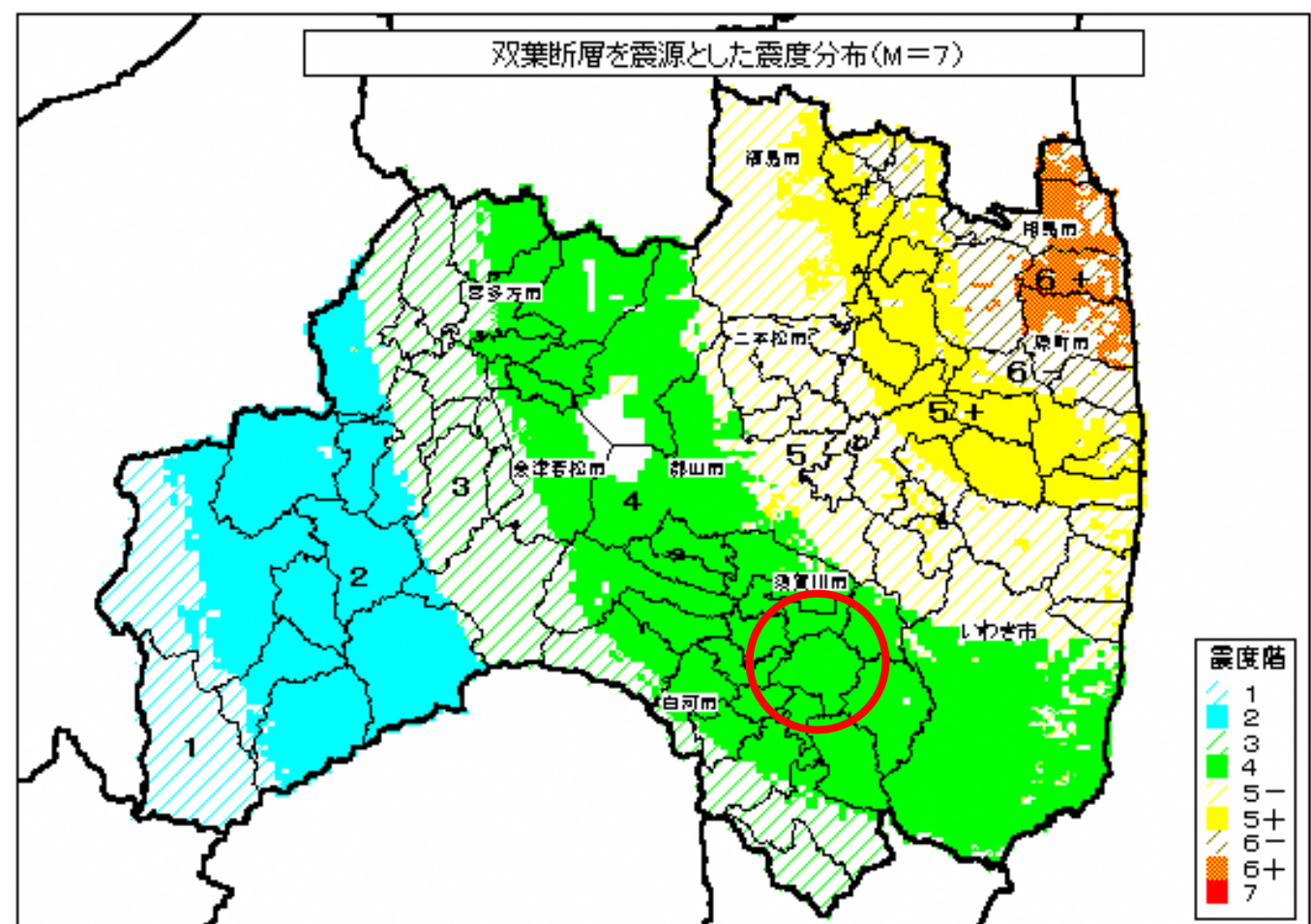
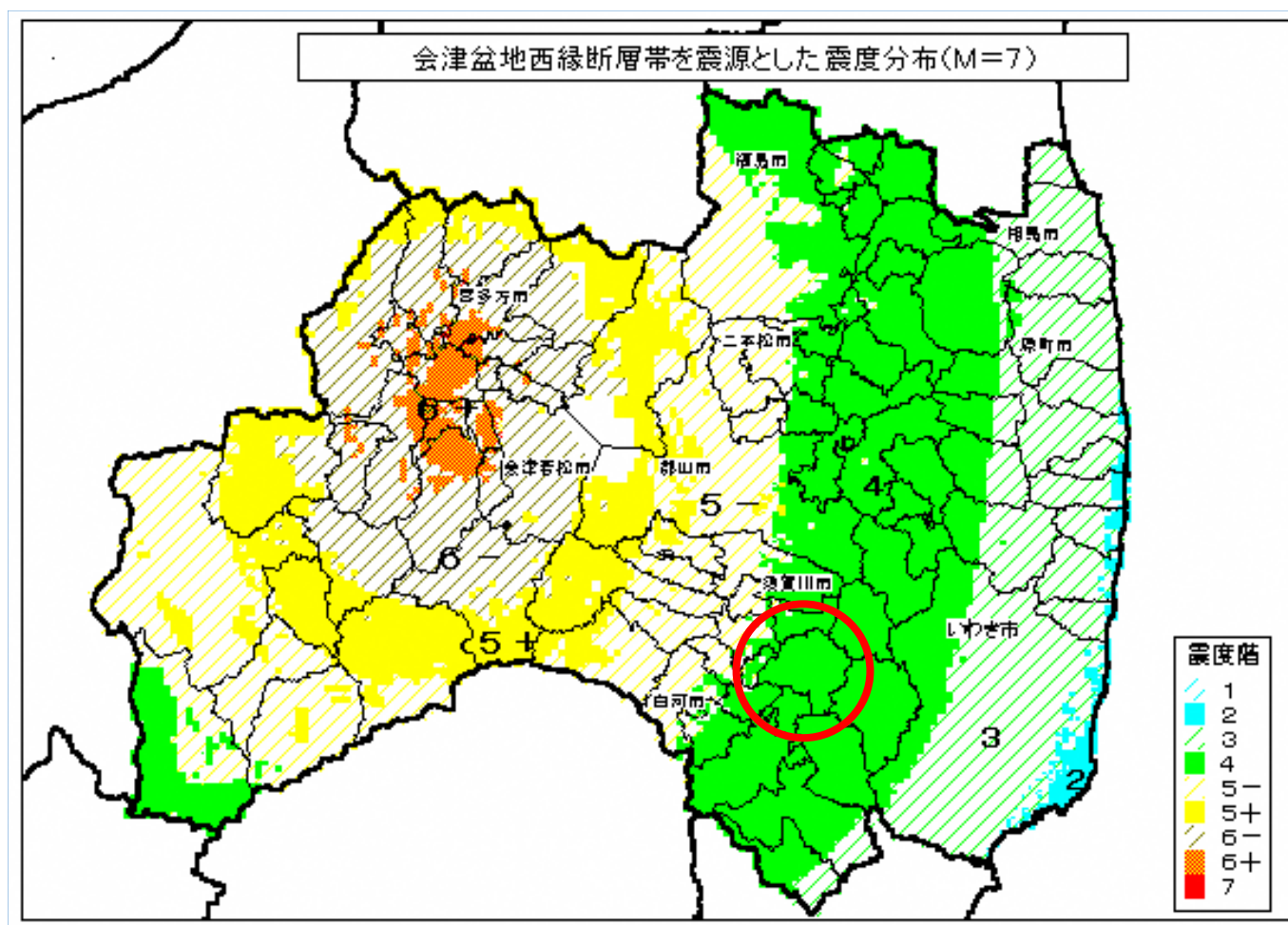
被害想定分野			被害想定結果						
			福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層帯地震	福島県沖地震			
想定地震			M7.0、幅 5km、深さ 10km	M7.0、幅 5km、深さ 10km	M7.0、幅 5km、深さ 10km	M7.7、浅部深さ 20km			
地震動(1km メッシュ数)			6強:約 290 メッシュ 6弱:約 1,160 メッシュ 5強:約 1,860 メッシュ	6強:約 300 メッシュ 6弱:約 2,010 メッシュ 5強:約 1,900 メッシュ	6強:約 310 メッシュ 6弱:約 760 メッシュ 5強:約 1,370 メッシュ	6強:0 6弱:約 540 メッシュ 5強:約 2,090 メッシュ			
			液化化危険度			極めて高い:21 メッシュ	極めて高い:139 メッシュ	極めて高い:91 メッシュ	極めて高い:87 メッシュ
			斜面崩壊危険度			危険度A:997 メッシュ	危険度A:1,346 メッシュ	危険度A:586 メッシュ	危険度A:331 メッシュ
津波被害想定			① 福島県沖低角断層(地震被害想定福島県沖地震のモデル)注 ・概ね2～4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。						
			② 福島県沖高角断層 注 ・概ね2～6mの津波高 ・1箇所越流可能性予測 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁の他、越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水 可能性がある。						
建物被害			木造大破棟:11,306 棟 非木造倒壊棟:497 棟	木造大破棟:11,031 棟 非木造倒壊棟:342 棟	木造大破棟:7,723 棟 非木造倒壊棟:217 棟	木造大破棟:4,733 棟 非木造倒壊棟:158 棟			
火災災害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速 14m/s、出火後 30分の場合			出火数:最大 99 火点 消失棟数:1,604 棟	出火数:最大 97 火点 消失棟数:863 棟	出火数:最大 64 火点 消失棟数:898 棟	出火の可能性は低い			
人的被害			死者(夜間): 840 人 死者(昼間): 327 人 負傷(夜間):4,324 人 負傷(昼間):4,343 人 避難者:51,621 人	死者(夜間): 749 人 死者(昼間): 278 人 負傷(夜間):4,604 人 負傷(昼間):4,476 人 避難者:38,366 人	死者(夜間): 553 人 死者(昼間): 203 人 負傷(夜間):2,908 人 負傷(昼間):2,948 人 避難者:28,599 人	死者(夜間):346 人 死者(昼間): 131 人 負傷(夜間):1,632 人 負傷(昼間):1,661 人 避難者:35,798 人			
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	43 箇所	50 箇所	62 箇所	31 箇所			
		配水管破損箇所数	約 1,400 箇所	約 1,500 箇所	約 1,100 箇所	約 1,300 箇所			
		支障需要家数(直後)	約 120,000 件	約 84,000 件	約 80,000 件	約 100,000 件			
	下水道	幹線管きよ被害箇所数	24 箇所	13 箇所	20 箇所	19 箇所			
		枝線管きよ被害箇所数	80 箇所	13 箇所	81 箇所	72 箇所			
	電力	電柱被害本数()は支障対象の本数	約 1,000 本(410 本)	約 2,500 本(1,000 本)	約 3,100 本(1,220 本)	約 3,700 本(1,460 本)			
		架空線被害延長	約 24km(約 10km)	約 58km(約 23km)	約 71km(約 28km)	約 85km(約 34km)			
		地下ケーブル被害延長	約 0.21km	約 0.43km	約 0.28km	約 0.57km			
		支障需要家数	約 9,500 件	約 7,700 件	約 7,700 件	約 12,000 件			
	ガス	中圧管被害箇所数	4 箇所	0 箇所	0 箇所	3 箇所			
低圧管被害箇所数		約 390 箇所	約 450 箇所	約 160 箇所	約 300 箇所				

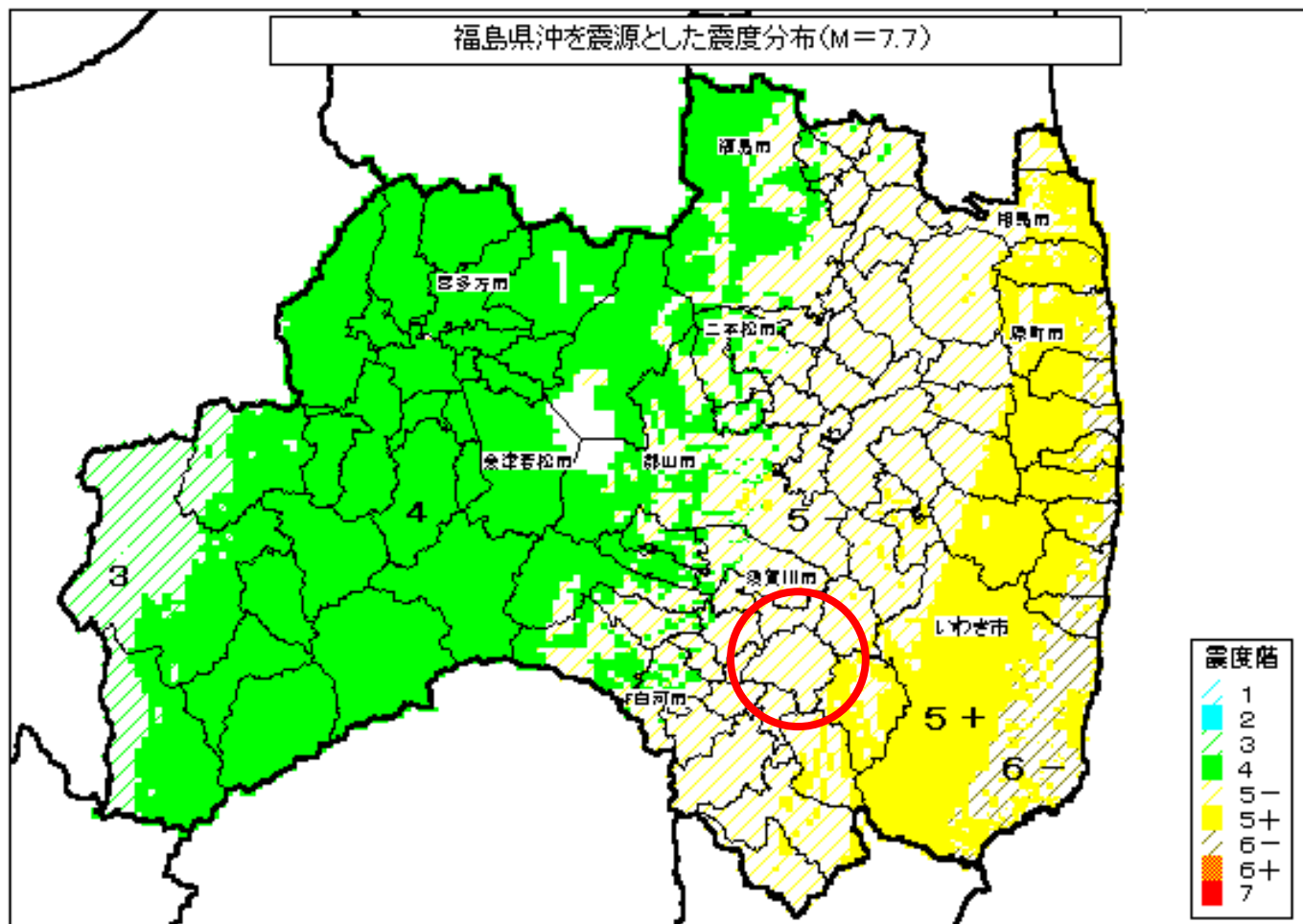
電 話	電柱被害本数	約 1,200 本	約 3,000 本	約 3,500 本	約 4,300 本
	架空線被害延長	約 54km	約 54km	約 63km	約 77km
	地下ケーブル被害延長	約 5.4km	約 19.0km	約 15.0km	約 23.0km
	支障回線数	約 9,300 回線	約 29,000 回線	約 19,000 回線	約 34,000 回線
道路被害箇所数		緊急輸送道路第1次指定路線:20 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:12 緊急輸送道路第2次指定路線:20	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:17
鉄道被災区間		JR 東北本線 伊達～南福島 JR 東北本線 松川～杉田 JR 磐越西線 翁島～川桁 阿武隈急行 富野～福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉～平野 福島交通飯坂線 泉～福島	JR 只見線 塔寺～会津若松 JR 磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松	JR 常磐線 坂元(宮城県)～大野 阿武隈急行 富野～上保原	JR 常磐線 原ノ町～大野 JR 常磐線 夜ノ森～末続 JR 常磐線 久ノ浜～勿来 JR 常磐線 いわき～小川郷

【注】福島県沖低角断層と福島県沖高角断層

断層の走向（断層線（地表面と断層面との交線）の方向を真北から時計回りに測定したもの）と垂直な方向での断層面の傾斜は傾斜角と呼ばれ、地表面から測定される。この傾斜角が小さい場合、すなわち水平に近い場合を低角といい、傾斜角が大きい場合を高角という。福島県沖低角断層は、この傾斜角が小さいものであり、プレート境界付近で発生するプレートのずれ、沈み込み等により生ずるものである。一方、福島県沖高角断層は、傾斜角の大きなものであり、海のプレートの中で生ずるものである。







4 想定地震別の地震被害発生の特徴

「2 想定地震の設定」において設定した想定地震が発生すると仮定した場合には、以下に示すような特性を有する地震被害の発生が想定される。

(1) 福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度6強を記録するほか、震源域を中心とした長径30km、短径20kmの楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。

この地域には、東北地方の流通・経済の生命線となっている東北新幹線や東北自動車道が貫通しており、これらが寸断された場合には、東北地方全体の社会経済活動の機能停止に結び付く危険性も有している。

なお、本町においては震度4の地震動の発生が予想されている。

(2) 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定される。

なお、本町においては震度4の地震動の発生が予想されている。

(3) 双葉断層地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動を伴い阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。

さらに、浜通り沿岸部に立地する原子力発電所（東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所）については、事故により全号機の運転が停止された。福島第一原子力発電所1～4号機では事故の完全終息及び廃炉に向けての取組が続けられており、事故後の原子炉建屋については、東京電力(株)と国において耐震性が確認されているものの、原子炉等の冷却装置は仮設設備であることから、再び地震等により機能を失った場合に備えて予備設備等も準備されている。福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所1～4号機では冷温停止が維持されている。しかし、仮に地震等によって予備設備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の飛散等が想定される。

なお、本町においては震度4の地震動の発生が予想されている。

(4) 福島県沖地震

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴がみられる。

なお、本町においては震度5弱の地震動の発生が予想されている。

第3 想定調査成果及び過去の経験の活用

第2に示した「地震被害の想定」の成果及び東日本大震災の経験を、町地域防災計画震災対策編へ反映させる等、震災対策の立案に活用するとともに、町民の防災意識の向上への活用を図る。

1 町における震災対策の検討

町においては、地震被害想定調査の結果を踏まえて、震災対策の検討、町地域防災計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映等に活用する。

2 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで想定されてきた地震とは異なる連動型地震であったことから、地震・津波による被害は想定を遙かに上回る規模となったが、今後も、同様な規模の災害が起こりうることを想定し、町及び防災関係機関は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を策定する必要がある。

3 町民防災意識の向上

地震被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、本町の地震被害発生の可能性に関する町民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第5節 調査研究推進体制の充実

第1 町による調査研究体制

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

地震災害に関しては、県で実施した被害想定は、県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。町は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎的自治体として、町における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため町においては、県による被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施を図る必要がある。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町により整備された情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

なお、県は、令和元年から見直し調査に着手しているため、調査完了後に公表される調査結果を踏まえて、本計画への反映や住民への啓発などに努めるものとする。

第2 自主防災組織等地域における取り組み

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認されており、東日本大震災及び令和元年東日本台風においても同様であった。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切に、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、地域住民で自主防災組織を形成し、自らの手で地区防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

自主防災組織の活動内容

平常時の主な活動	防災訓練の実施、防災知識の啓発、災害危険箇所の巡回・点検、資機材購入・点検
災害時の主な活動	初期消火活動、負傷者の救助、救護、避難誘導、情報収集

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 主な防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備

- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他の災害応急対策
- (14) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

【県出先機関】

- (1) 県中地方振興局
 - ア 県中地方における防災事務及び応急対策の実施に係る総合調整
 - イ 県災害対策県中地方本部の運営
 - ウ 通信途絶時の情報連絡員（リエゾン）の派遣による通信の確保
 - エ 町が処理する事務及び事業の指導
 - オ その他県防災計画による所定の業務
- (2) 県中建設事務所（石川土木事務所）
 - ア 水防活動（水防活動の指導、水防資材の調達を含む）に関すること
 - イ 交通不能箇所の調査及びその応急対策に関すること
 - ウ 土木関係被害の調査及びその対策に関すること

(3) 県中保健福祉事務所

- ア 薬剤及び血液等の供給に関すること
- イ 急性感染症予防に関すること
- ウ ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること
- エ 生活用水の供給に関すること
- オ 食品衛生に関すること
- カ 被災者の健康支援に関すること

(4) 県中農林事務所 須賀川農業普及所

- ア 災害時における農作物の技術対策に関すること

3 石川警察署

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること
- (2) 被災者の救出、救護に関すること
- (3) 避難の指示及び誘導に関すること
- (4) 交通の規制、犯罪の予防その他に関すること
- (5) 遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること

4 須賀川地方広域消防本部（石川消防署）

- (1) 火災の予防に関すること
- (2) 危険物の安全及び規制に関すること
- (3) 救助及び救援に関すること
- (4) 自主防災組織の育成に関すること

5 指定地方行政機関

(1) 東北総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理に関すること
- イ 電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置を講ずること
- ウ 各種非常通信訓練に関すること
- エ 非常通信協議会の指導育成に関すること

(2) 東北財務局（福島財務事務所）

- ア 民間融資期間等に対する金融上の措置要請
- イ 地方公共団体に対する災害融資
- ウ 災害発生時における国有財産の無償貸付等

(3) 東北農政局（福島県拠点）

- ア 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
- イ 農業関係被害情報の収集報告
- ウ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導

- エ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- オ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- カ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- キ 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
- (4) 関東森林管理局（福島森林管理署）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (5) 仙台管区气象台（福島地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (6) 東北地方整備局（福島河川国道事務所、郡山国道事務所）
 - ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
 - イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理
 - ウ 洪水予警報等の発表及び伝達
 - エ 水防活動の支援
 - オ 災害時における通行規制及び輸送の確保
 - カ 被災直轄公共土木施設の復旧
 - キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (7) 東北運輸局（福島運輸支局）
 - ア 交通施設等の被害、公共交通機関の運行状況に関する情報収集及び伝達
 - イ 緊急輸送、代替輸送における県警事業者等への指導・調整及び支援
- (8) 東北地方環境事務所
 - ア 環境モニタリングの実施・支援
 - イ 環境関連公共施設の整備及び維持管理
 - ウ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示
 - エ 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整
 - オ 愛玩動物の救護活動状況を把握・関係機関との連絡調整・支援要請等、救護支援

6 自衛隊

- (1) 県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力

7 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株)（石川郵便局）
 - ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

- (2) 日本赤十字社（福島県支部）
 - ア 医療、助産等救護の実施
 - イ 義援金の募集
 - ウ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (3) 日本放送協会
 - ア 気象・災害情報等の放送
 - イ 住民に対する防災知識の普及
- (4) 東日本旅客鉄道(株)（磐城石川駅）
 - ア 鉄道施設等の整備及び防災管理
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
 - ウ 災害時における応急輸送対策
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (5) 通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）
 - ア 電気通信施設の整備及び防災管理
 - イ 災害非常通信の確保 及び気象予警報の伝達
 - ウ 被災電気通信施設の復旧
- (6) 東北電力ネットワーク(株) 須賀川電力センター
 - ア 電力供給施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災電力施設の復旧
- (7) 運輸業者（日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)）
 - ア 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (8) 東京電力ホールディングス(株)
 - ア 原子力施設の防災管理
 - イ 放射線モニタリングの実施

8 指定地方公共機関

- (1) バス機関（福島交通(株)石川営業所）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (2) 放送機関（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島）
 - ア 気象（津波）予報、警報等の放送
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
 - エ 県民に対する防災知識の普及
- (3) 新聞社（(株)福島民報社、福島民友新聞(株)）
 - 災害状況及び災害対策に関する報道

- (4) 運輸業者（(公社)福島県トラック協会）
災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (5) (一社)福島県L P ガス協会
災害時におけるL P ガスの安全対策の実施

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 夢みなみ農業協同組合
 - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災組合員に対する融資のあっせん
 - オ 農畜産物の出荷制限等
- (2) ふくしま中央森林組合
 - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (3) 石川町商工会等商工業関係団体
 - ア 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (4) 金融機関
災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (5) 社会福祉施設及び教育機関の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者、児童生徒の保護及び誘導
 - ウ 教育機関においては災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (6) 石川郡医師会、東石歯科医師会、石川郡薬剤師会
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力
- (7) 社会福祉法人石川町社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティアの受入れ
 - イ 生活福祉資金の貸付
- (8) 石川地方生活環境施設組合
 - ア 一般廃棄物の収集、処理業務に関すること
 - イ 不燃ごみ収集、処理、リサイクルごみ収集業務に関すること
- (9) 母畑地区土地改良区
 - ア 千五沢ダム施設の維持管理に関すること

第7節 住民等の責務

第1 住民等の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び町が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

第1 町の防災組織

町は、関係法令及び条例等に基づき、次の防災組織を設置する。

1 町防災会議 【資料編1-1 参照】

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置し、その設置目的及び組織構成は、県防災会議に準じ、町条例で定める。

2 町災害対策本部 【資料編1-2 参照】

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2に基づく。

(2) 所掌事務

本計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。

ア 町の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

イ 町の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

(3) 組織

ア 町災害対策本部の長は、町災害対策本部長とし、町長をもって充てる。

イ 町災害対策本部に、町災害対策副本部長、町災害対策本部員その他の職員を置き、町の職員又は町の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、町長が任命する。

(4) 応急活動体制の整備

ア 災害対策本部の設置場所の整備

災害対策本部の設置場所は、役場庁議室を原則としている。災害対策本部設置の決定があれば直ちに使用できるように、平常時から机、イス、パソコン、コピー機、通信設備等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、役場庁舎が被災した場合の代替施設である、総合体育館ミーティングルームについても、

平常時からその整備に努めるものとする。

イ 非常参集に備えた連絡体制の整備

休日又は退庁後等の非常参集に備えて、各課長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

3 水防管理団体（町）

水防法第3条に基づき設置し、町における河川の洪水を警戒し、防御する。

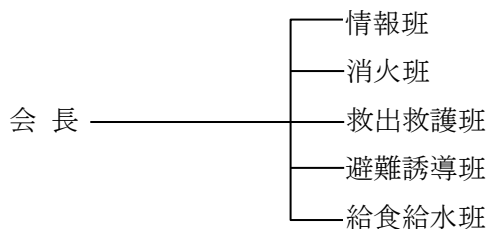
第2 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、町内会、自治会等を単位として設置するものであり、町は、その組織の充実を図ることが、義務付けられている。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第15節 自主防災組織の整備」のとおりである。



第3 応援協力体制の整備

1 町と県との相互協力

県（危機管理総室・地方振興局）は、発災初期に迅速かつ的確な災害情報収集・連絡を行うため、市町村へ情報連絡員（県リエゾン）を派遣するため、町は、平常時から情報連絡指定職員の受入れ体制の整備に努めるものとする。

2 県内市町村間及び県外市町村との相互応援【資料編1-3、2-1 参照】

(1) 現状

町は、町に係る災害について、適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、石川郡内町村や東京都荒川区などと応援協定を締結している。

(2) 相互応援協定の推進

地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に近隣の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災

する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第 67 条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

(3) 相互応援協定における主な応援の種類

- ア 食料、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- イ 医療、防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- ウ 職員の派遣
- エ 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受入れ等

3 国への応援の要求等

町は、訓練等を通じて、国（総務省）が所管する被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発生時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

4 消防の相互応援

町は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

5 県、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県からの職員派遣要請に対応するための資料整備

町は、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は県知事から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

6 経費の負担

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておく。

7 民間協力計画 【資料編 1－3 参照】

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、積極的な協力が得られる体制を整備することが重要である。

町の各課においては、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

8 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

する。

9 連携体制等の整備

(1) 連絡体制の整備

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、随時、協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。

また、協定締結先においては、災害発生時に町等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

(2) 応援・受援体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、宿泊施設、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画の策定に努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

10 自衛隊の災害派遣要請の整備【資料編4-2 参照】

大規模災害時には、自衛隊の活動が重要となるため、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、県を通じた要請手続きや緊急時における自衛隊への直接要請の手続きの確認、受入スペースの確保、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底、派遣要請等に関する訓練を実施する。

第4 公的機関等の業務継続性の確保

(1) 町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の実効性を確保するため適宜改定を行い、業務継続性の確保を図るものとする。

(2) 業務継続計画においては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。

(3) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

(4) 業務継続体制の整備を通じて、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努めるものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、町、県及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

第1 防災情報通信網の整備

1 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワーク（以下、「県総合情報通信ネットワーク」という。）は、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあつては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

現行の通信網は、平成10年4月1日から運用開始、平成21～24年度に更新を行い、従来の通信機能を包含した県総合情報通信ネットワークを構築している。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

2 防災事務連絡システム

町は、県から配信される気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などを受信し、災害対策に役立てるとともに、インターネットを利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供する。

3 防災情報提供システム

町は、下記の気象、地象及び水象情報について、総合情報通信ネットワークを通じ伝達される。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 気象に関する特別警報 | (2) 気象及び洪水に関する警報及び注意報 |
| (3) 土砂災害警戒情報 | (4) 指定河川洪水予報 |
| (5) 気象情報 | (6) 台風情報 |
| (7) 天気予報 | (8) ナウキャスト（降水、雷、竜巻） |
| (9) アメダス | (10) 地震に関する情報 |
| (11) 噴火警報等 | |

第2 町防災行政無線の整備

町は、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報の収集伝達手段として、町防災行政無線の整備充実に努める。整備に当たっては、送受信品質を高度化するためデジタル式とし、停電時の電源確保のため、非常用電源設備を整備する。

なお、同報系については、屋外拡声子局スピーカーの高性能化と、放送品質の向上に努める。また、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、町内全世帯への防災ラジオの配置を進める。

第3 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

町、県及び防災関係機関は、大規模停電時も含め災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図り、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、県は、（一社）アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

また、東北地方非常通信協議会に未加入の無線通信施設等を有する機関若しくは団体又は非常通信の運用に関わりのある機関若しくは団体について、加入促進を図る。

2 その他通信連絡網の整備・活用

(1) 整備と活用

ア 多様な通信連絡網の整備

町及び関係機関は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネットの活用のほか、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

町は、消防庁が運用するJ-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

イ 通信訓練による使用方法の習熟

災害時に通信連絡網が十分に機能するよう訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。

ウ データのバックアップ対策

町、公共機関においては、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取組を促進する。

(2) 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

(3) 災害時優先電話の確認

災害時に災害時優先電話が有効に活用されるように、設置場所を日頃から確認し、さらに防災訓練時には徹底した周知を図るものとする。

3 クラウドシステムなどICTの導入に係る検討

町及び関係機関は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第4 通信手段の周知

1 県と関係機関間の連絡体制の周知

町及び防災関係機関は、災害時に情報連絡を行うための県災害対策本部等の連絡先を把握しておくものとする。

2 住民への連絡体制の周知

町は県と連携し、住民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送を始め、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

第3節 気象等観測体制

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

町は、気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、町が管理する観測施設の点検管理や気象通報を迅速かつ確実に関係機関及び住民に伝達できるよう、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

1 雨量観測施設

石川中学校内（管理者：国交省 福島河川国道事務所）

石川町双里本宮（管理者：気象庁 福島地方气象台）

石川土木事務所敷地内（管理者：福島県）

石川町役場内（管理者：石川町）

2 水位観測施設

石川町字南町（管理者：福島県）

3 地震観測施設

石川町役場内（管理者：石川町）

4 河川監視カメラ

石川町字古舘（管理者：石川町）

第4節 水害予防対策

水害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策

本町を流れる河川は、湾曲、狭隘カ所が多く、阿武隈川、社川合流地点付近で発生するバックウォーター現象による洪水被害が想定されることとあわせて、千五沢ダム上流での大雨により河川が増水し、河川の氾濫による越水、住宅、農地等の浸水被害につながるおそれがあるため、総合的な水害防止対策を推進する。

これら水災害リスクの増大に備えるために、河川管理者等が主体となっていく治水対策に加え、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として、「流域治水」を進めていく。

1 河川対策

(1) 現状

本町には、阿武隈川水系の社川、今出川、北須川、飛鳥川がある。このうち北須川は千五沢ダムから伸び、町の中心部を南北に流れており、ダム決壊を想定した場合、甚大な被害を及ぼすことが懸念される。

特に、治水施設の整備水準を高めることは安全な社会基盤の整備を図るうえで必要不可欠である。

(2) 計画

多くの中小河川が合流している阿武隈川水系の流域全体の治水安全度を高めるため、県に協力して河川の整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努める。

(3) 洪水ハザードマップ整備の促進

ア 町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、洪水時に円滑な洪水予報等を当該施設の利用者に伝達できる体制を定めるものとする。

イ 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。【資料編8-1～3 参照】

ウ 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地

区に指定することができる。

2 ダムによる防災対策

(1) 現状

一級河川阿武隈川水系北須川に建設された千五沢ダムは、「国営母畑開拓建設事業」の基幹施設として、昭和 50 年 3 月に完成した「かんがい専用」のダムで、石川町をはじめ、郡山市、須賀川市、白河市、玉川村、中島村に、かんがい用水として利用されている。

(2) 計画（千五沢ダム再開発事業）

千五沢ダムは、現在、利水機能に治水機能を付加するための再開発事業が進められており、洪水調節機能を持ち合わせた洪水吐きゲートのないダムへの改修が行われている。（令和 5 年度末完成）（福島県において、平成 21 年度に千五沢ダム改築と北須川・今出川狭窄部の河川改修を盛り込んだ「一級河川阿武隈川水系社川圏域河川整備計画」を策定、同年「千五沢ダム再開発事業」として採択された。再開発事業により、一定の河川流量を維持して河川環境を保全するとともに、ダム機能により、一定規模の洪水の適切な貯留、放流等の調節を行い、下流地域における水害拡大の防止につなげる。）

ア 大雨洪水時の対応

石川町、玉川村及び平田村の関係町村に暴風警報、大雨警報、洪水警報が発令された時は、母畑地区土地改良区において、関係機関との連絡及び気象等に関する情報を収集するとともに、貯水池への最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測することで、放流又は貯留について判断する。

イ 放流時における対応

放流（越流）の途中において放流量が著しく増加し、これによって下流に危害が生じるおそれがある場合は、3 分間のサイレンによる警告を行う。（サイレン 50 秒、静止 10 秒、サイレン 50 秒、静止 10 秒、サイレン 50 秒）

3 下水処理対策

(1) 現状

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらしている。

公共用水域の水質保全、浸水被害の防止、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに下水処理は重要な役割があり、本町においては、合併処理浄化槽の推進を図っている。

(2) 計画

合併処理浄化槽の設置推進に努める。また、浸水被害地区に対しては、排水機能の強化に努める。

(3) 雨水出水（内水）ハザードマップ整備の促進

ア 町は、想定される最大規模の雨水出水によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。

イ 町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、雨水出水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

4 その他施設の管理及び維持補修

(1) 現状

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、ため池）は町内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により不適當又は不十分になっているものもある。

水害を引き起こさないために、水量調整など日常の適切な管理と併せ、危険施設については、監視体制を強化するとともに、状況により管理者と協議し必要な措置をとることとしている。

(2) 計画

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、ため池）の整備計画は、土地改良事業長期計画に基づき、緊急性の高い地区から順次整備を進める。なお、小被害の増加に対処するため、町は、県からの排水路等の改修又は新設等の助成を受けて事業を行う。

また、豪雨や地震等による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合等を推進するものとする。

5 災害危険箇所【資料編7-4 参照】

河川に関する災害危険箇所は、次に区分される。

重要水防区域・・・町で河川法を適用する河川で、資産、生産力を守るために、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域。

洪水予報区域・・・流域面積の大きな河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の区域（水防法第11条）。

水位周知区間・・・洪水予報を行わない河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の区間（水防法第13条）。

水防警報区域・・・洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川の区域（水防法第16条）。

第5節 土砂災害等予防対策

土砂災害等の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 土砂災害予防対策

1 土砂災害危険箇所【資料編7-1～3 参照】

本町には、町民の生命や財産に壊滅的な被害を与える土砂災害が発生するおそれがある箇所が多数存在している。県は、土砂災害の発生のおそれのある土砂災害危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地滑り危険箇所については、周辺住民への周知と緊急時における警戒避難体制を確立し、災害を未然に防止するため土砂災害危険箇所を設定している。

このため、町は、ハザードマップの作成及び配布を行い、対象区域の周知を図り、土砂災害危険箇所や避難場所の位置、とるべき避難行動等を周知するとともに、緊急時における警戒避難体制の整備を推進する。

2 土砂災害警戒区域について

(1) 土砂災害警戒区域の概要

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく県の基礎調査により指定された土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、法に定める「警戒避難体制の整備」「特定開発行為に対する許可制」「建築物の構造規制」等の措置を行う区域を指定するものである。また、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とし、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

(2) 町の対策

ア 町地域防災計画への記載

町は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

イ 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制【資料編8-1～3 参照】

町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

町は、本計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

第2 治山対策

森林は、町民の生活に欠かせない水源のかん養や保健休養の働きとともに、土砂災害の発生防止・土砂災害の際の人家への被害緩和等、土砂災害予防対策に重要な機能を有している。特に重要な働きをする森林は、森林法に定める保安林に指定されており、森林の保全や森林の有する機能が高度に発揮されるように治山事業を実施している。

町は県と協力し、町民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある町土を形成するため、治山事業の推進を図るものとする。

第3 森林整備対策

本町の森林面積は、5,897haで町土面積の約50%を占めている。これを保有形態別にみると公有林は325ha（6%）、私有林は5,572ha（94%）である。これらの森林のもつ水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。

森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中で、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、町は県、森林組合、森林所有者と一体になって森林整備を推進する。

第4 宅地防災対策

1 現状

がけの高さが10メートル以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸（災害発生地区は5戸）以上あること等の条件に、がけ地の付近で災害発生のおそれのある地区にあつては急傾斜地崩壊防止工事を行うこととなっているが、これに当たらない地区では本格的な災害対策が推進されにくい状況にあり、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象となる既存不適格住宅も散在している。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業の周知

がけ地崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域、若しくは土砂災害防止法第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」）に存在する既存の不適格住宅の移転を促進するため、県の移転を実施する者には補助金（がけ地近接等危険住宅移転事業）制度の周知等、町は国及び県との連携により指導に努めるものとする。

3 液状化対策等

町には、大規模盛土造成地は存在しないが、今後、造成地が計画される場合は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表等、安全性の向上に努めるものとする。

第6節 雪害予防対策

降積雪期においても町民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、要配慮者の支援等に関する対策を実施するものとする。

なお、町及び防災関係機関が行う雪害予防対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ本章の各節を参照するものとする。

第1 雪害予防体制の整備

1 町の活動体制

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。

町は、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

第2 生活基盤の耐雪化

1 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

ア 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪降ろしを行う。

イ 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕、補強を行う。

ウ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

エ 庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除雪対策を確立し、その保全を図るようにする。

オ 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

カ 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

(2) 一般建築物

町は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪降ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

2 ライフライン施設の雪害対策

電力、通信の供給等を確保するため、施設管理者及び関係機関は万全な雪害対策に努めるものとする。

3 道路交通対策

冬期間の道路交通を確保するため、各道路管理者は迅速かつ的確な除雪体制の推進を図るものとする。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域においては、凍結抑制剤の散布による凍結の防止や道路情報板等により気温、路面状況並びに道路管理者の行う交通規制状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

(1) 道路の整備

町は、管理する道路について、冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するために、効率的な除排雪作業を実施する。

(2) 除雪用資機材の整備

各道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ、除雪用資機材の整備を図る。

ア 除雪機械の整備

除雪機械の確保については、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう業者等の協力体制を確立しておくものとする。

イ 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

(3) 除雪計画

各道路管理者は、次の点に留意してそれぞれ道路除雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とともに十分連携し策定する。

イ 除雪業務分担の決定に当たっては、豪雪時等における連続した除雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図る。

4 公共交通機関対策

鉄道事業者及びバス事業者は、冬期間の鉄道輸送の確保に努める。

また、利用者に対して的確に情報提供できるよう連絡体制の整備に努める。

第3 救済体制の整備

1 実態の調査と機能の維持

(1) 実態の調査と機能の維持

町は、孤立のおそれがある集落について、事前に実態を把握しておくとともに、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

また、役場等との通信を確保するため、連絡体制の整備に努める。

(2) 生活必需品の確保

町は県と連携し、孤立のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

2 ボランティアとの連携

町は、ボランティアの受入れ体制について、本章「第17節 ボランティアとの連携」に定める対策を踏まえて実施するものとする。

3 避難行動要支援者の安全確保

(1) 要配慮者の情報把握と共有

町は、降雪期前に避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者世帯等の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、町は県と連携し、身近な地域において、迅速に安否確認、除雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発する。

なお、降積雪期には、定期的に連絡を行うなど、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。

必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を行うものとする。

その他の対策については、本章「第16節 要配慮者等の予防対策」に定める対策を踏まえて実施するものとする。

第4 広報活動

1 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、町民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

このため、町をはじめ各防災関係機関は、町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていく。

2 町民に対する防災知識の普及

町は県と連携し、町民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。

第7節 火災予防対策

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施するものとする。

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図り、また、消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう努める。

2 消防水利の整備

町は、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び、河川、池、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

3 救助体制の整備

町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域応援体制の整備

1 広域応援体制の整備

町は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

町民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町は消防署と連携し、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、停電時におけるローソク火災や、通電火災等のライフラインの復旧時における出火防止のための電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町は消防署と連携を図り、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

町は消防署と連携を図り、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災報知器の早期設置についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

町は消防署と連携を図り、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

町は消防署と連携を図り、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

町は、県と連携して、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町は、県と連携して、公共建築物は原則として耐火構造とするが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分にかんがみた上で、耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設等において取り扱う薬品類には、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、教育委員会及び消防機関と連携して、薬品類の管理及び転落防止等の対策に努める。

第8節 建造物及び文化財災害予防対策

近年、建築物は高層化、大型化し、その用途や設備が多様化しているが、一方、本町においては、以前として木造建築物が多いため、建築物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、町・町教育委員会等が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 民間の建築物

町は既存住宅・建築物の耐震性能を向上させるため、建築物所有者等に対して、町、国及び県が行う助成制度の活用を促し、耐震診断・改修等の促進を図る。

2 公共建築物の対策

町は県と連携し、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

町民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底及び災害時に迅速に対応できる体制の確立

(1) 消防機関は町教育委員会及び県（文化財課）と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

- (2) 町教育委員会は、関係者及び所有者等と協議して、災害時に迅速に対応できるように、災害時の体制整備に努めるものとする。

5 訓練の実施

町教育委員会及び文化財所有者・管理者は消防機関との連携のもと、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練等を随時実施するものとする。

第9節 緊急輸送路等の指定

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図るものとする。

第1 緊急輸送路等の指定

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、災害（二次災害を含む。）に対する安全性を考慮しつつ、町緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入拠点を指定するものとする。

1 緊急輸送路

県指定の緊急輸送路で、町内を通る路線は、別表1「緊急輸送路線」のとおりとなっており、町の緊急輸送路も県の指定する路線の範囲内とする。

2 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、空路からの物資受入拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を別表2「ヘリコプター臨時離着陸場」のとおり指定する。

3 陸上輸送拠点

町は、県等からの緊急物資等の受入、一時保管、他市町村の物資受入拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として陸上輸送拠点を指定する。

4 町緊急輸送路等の指定

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、町緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入れ拠点を指定するものとする。

第2 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

緊急輸送路線

別表1

(1) 第1次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
国道	118号	浅川町境～玉川村境
主要地方道	矢吹小野線 (あぶくま高原道路)	矢吹IC～小野IC

(2) 第2次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
主要地方道	いわき石川線	古殿町境～国道118号

(3) その他確保路線

種 別	路 線 名	区 間
主要地方道	飯野三春石川線 白河石川線	平田村境～いわき石川線（新町） 中島村境～いわき石川線（新町）
一般県道	赤坂西野石川線 石川矢吹線 泉崎石川線 石川鴛子線	鮫川村境～白河石川線（下泉） 白河石川線（王子平）～母畑白河線（中野堀込） 中島村境～白河石川線（沢井清水窪） いわき石川線（双里）～平田村境
町 道	101号線 103号線 104号線 105号線 106号線 107号線 108号線 110号線 113号線 115号線 116号線 201号線 219号線 1090号線 1190号線 1192号線 3076号線 3078号線 4033号線 4039号線 4091号線 4140号線	下泉（宮橋）～古舘（古舘橋） 国道118号（鹿ノ坂）～いわき石川線（鹿ノ坂） 白河石川線（当町）～106号線（山形須沢） 白河石川線（沢井西ノ作）～国道118号（山形兎田） 国道118号（山形兎田）～104号線（山形須沢） 104号線（山形須沢）～赤坂西野石川線（南山形中野沢） 双里（グランド橋）～4033号線（関根） 3078号線（中田中野）～石川鴛子線（中田雁万田） 石川矢吹線（下ノ内）～泉崎石川線（新屋敷新覚） いわき石川線（双里谷津前）～双里（グランド橋） いわき石川線（双里谷津前）～飯野三春石川線（北山関場） 双里（本宮橋）～いわき石川線（双里本宮） 101号線（古舘）～国道118号（長久保） 国道118号（当町）～総合体育館 石川矢吹線（梁瀬）～泉崎石川線（新屋敷前田） 国道118号（草倉田）～石川矢吹線（梁瀬） 石川鴛子線（中田八又）～平田村境 いわき石川線（谷沢榎町）～110号線（中田中野） 双里（本宮橋）～108号線（関根） 双里（本宮橋） 赤坂西野石川線（南山形羽貫田）～浅川町境 赤坂西野石川線（南山形羽貫田）～いわき石川線（谷沢榎町）

別表 2

ヘリコプター臨時離着陸場【資料編 4－1 参照】

陸上自衛隊第 44 普通科連隊第 3 科管内

No.	所 在 地	名 称	管 理 者
1	石川町字関根 2 3 4	町民グラウンド（野球場）	教育長
2	石川町大字母畑字梅木入 7 1－8	母畑レークサイドセンター グラウンド	町長
3	石川町字渡里沢 2 9 6－8	総合体育館前駐車場	町長
4	石川町大字沢井字藤沢 9 5－1 3	沢井地区防災広場 (R4 整備予定)	町長

第 3 輸送車両の確保体制の整備

災害応急対策に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるため、町は災害時に迅速かつ円滑に輸送体制を確立できるよう整備する。

1 町有車両の事前対策【資料編 4－4 参照】

災害時における町有車両の配車体制を確立するとともに、緊急通行車両等として使用を予定している車両については、警察本部又は石川警察署に事前届出を推進する。

2 車両等の調達及び輸送体制の整備

(1) 輸送機関との連携体制等の整備

車両等が不足する場合に備えて、車両等の調達や輸送機関との連携体制を整備する。

(2) 事前届出制度の普及等【資料編様式 3－1～6 参照】

町は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届け出について周知を行う。

第10節 避難対策

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、町、県及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」にも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1 避難計画の策定

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり等の災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

1 避難計画策定に当たっての留意事項

- (1) 避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を超えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。
- (2) 特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。
- (3) 町は、避難指示等の発令について、関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、指定緊急避難場所やタイミング、判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。
- (4) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親族・知人宅等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「緊急安全確保」を指示することについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (5) 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。
- (6) 町は、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努めるものとする。
- (7) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (8) 商業施設や駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数

の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

2 避難計画の策定

(1) 避難情報を発令する基準

町は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月（内閣府防災担当））の設定例等を踏まえ、以下により定量的かつ分かりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

町は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、緊急安全確保及び避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

また、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、緊急安全確保の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

ア 避難指示等について

(ア) 避難指示

水害・土砂災害において、町長は警戒レベル4 避難指示を発令し、住民に避難を促す。

(イ) 緊急安全確保の指示

水害・土砂災害において、町長は警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。

ただし、災害が既に発生・切迫した段階において町が災害の状況を把握するのは極めて困難であり、緊急安全確保は必ず発令される情報ではないことから、住民に対して、警戒レベル5 緊急安全確保の発令を待つことなく、警戒レベル4 避難指示までに必ず避難すべきことについて十分に周知する。

(ウ) 高齢者等避難

水害・土砂災害において、町長は警戒レベル3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する要配慮者の避難を促す。

なお、普段から避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等を通じて、要配慮者の把握及び具体的な避難方法の検討に努めるとともに、要配慮者及び支援者に対して着実に災害に関する情報が伝達されるよう、ハザードマップや防災訓練等を通じて、災害に関する情報の住民等への伝達経路や伝達手段、情報の入手方法等について周知を図るものとする。

イ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避

避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

エ 指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理総室、河川港湾総室）に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおり。

- ・ 水害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・ 土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）

(2) 避難指示等の伝達方法は、「第2章第12節第1」を参照するものとする。

(3) 指定緊急避難場所及び指定一般避難所の名称、所在地、収容人数、管理者等は、「資料編5-2」を参照するものとする。

(4) 指定緊急避難場所及び指定一般避難所への経路及び誘導方法は、「第2章第12節第3」を参照するものとする。

(5) 指定一般避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア 給水・給食措置

(ア) 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定一般避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。その際、アルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーの避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。

(イ) 生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄等の用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。

(ウ) 食物アレルギーの防止等食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

(エ) 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供に当たっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児)等)に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする

イ 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

ウ 衣料、日用必需品の支給

(ア) 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄して置くことが望ましい。

- 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着
- タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
- 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
- 茶碗、皿、箸等の食器

(イ) 被災者一人一人のニーズの違いへの配慮

性別によるニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液等)を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定を締結する、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

エ 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や医療救護班の派遣に努めるものとする。(可能な限り医療機関に対応を求める)

オ ペットとの同行避難のための支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、あくまでも被災者への対応として、各避難所におけるペットとの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

カ 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む)を得られないため直接生命に関わる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

(6) 指定一般避難所の管理に関する事項

ア 避難所の管理・運営責任者及び運営方法

(ア) 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

(イ) 運営責任者の役割

- (a) 避難所に避難した被災者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容等支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- (b) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、町(災害対策本部)や近接する他の避難所と連絡をとること。
- (c) 避難所の運営に当たって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

【構成班の参考例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	町等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃

保健班	被災者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

- (d) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体等を活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- (e) 避難者名簿に基づき、常に被災者の状態やニーズを把握し、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は指定福祉避難所への避難等を行うため、町に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、町と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましいこと。
- (f) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用にも努めること。

イ 避難受入中の秩序保持

(ア) 住民による自主的運営避難所

- (a) 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や町職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、被災者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。
- (b) 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。
- (c) 住民による自主的な運営を進めるに当たっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

(イ) 防火・防犯対策

- (a) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。
- (b) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検

討すること。

ウ 避難者に対する災害情報の伝達

被災者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所等を反映設置段階、3) 避難所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、町から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で町の避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を町から県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましい。

エ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

オ 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等を反映等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の障がい者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること。

また、そうして把握した被災者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から町へ、町でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

(7) 指定一般避難所の整備に関する事項

ア 受入施設

避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要なスペース)については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。

学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所に充てるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、被災者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、被災者の理解に努めるものとする。

イ 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、被災者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に

努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

ウ 情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等に情報伝達手段を確保しておくものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

エ トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

オ ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

(8) 要配慮者に対する救援措置に関する事項

ア 情報の伝達方法

町は、様々な環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（防災ラジオを含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 避難及び避難誘導

このことについては、「第2章第12節第3」を参照するものとする。

ウ 避難所における配慮等

このことについては、「第2章第13節第1・第2」を参照するものとする。

エ 老人デイサービスセンターの活用等

このことについては、「第2章第12節第4・第13節第2」を参照するものとする。

(9) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

このことについては、本節「第7 指定緊急避難場所、指定一般避難所、避難路及び避難情報の発令方法等の周知」を参照するものとする。

イ 標識、誘導標識等の設置

町は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 住民に対する巡回指導

このことについては、本節「第7 指定緊急避難場所、指定一般避難所、避難路及び避難情報の発令方法等の周知」を参照するものとする。

エ 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布

町は防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の指定等

1 指定緊急避難場所の指定【資料編5-1 参照】

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとにあらかじめ、指定緊急避難場所として指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水等が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、か

つ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。

(4) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 延焼火災の発生するおそれ大きい地域にあっては、指定緊急避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時離着陸場、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

ウ 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

2 管理者の同意等

町長は、指定緊急避難場所を指定しようするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

第3 指定一般避難所の指定等

1 指定一般避難所の指定【資料編5-2 参照】

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定一般避難所としてあらかじめ指定する。また、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

町は、指定管理施設を指定一般避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に

関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉担当が連携して、必要な場合には、旅館の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努めるものとする。
 - ア 指定一般避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。
 - イ 指定一般避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
 - ウ 指定一般避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
 - オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

2 管理者の同意

町長は、指定一般避難所を指定しようするときは、当該管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定一般避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定一般避難所の管理者は、当該指定一般避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定一般避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

6 指定した施設の整備

町は、指定一般避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、下記に定める換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

- (1) 町は、指定一般避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図るものとする。
- (2) 町は、指定一般避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (3) 町は、指定一般避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定一般避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (4) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第4 一時避難所の指定等

1 一時避難所の指定【資料編5-3 参照】

町は、災害対策基本法に定められている指定緊急避難場所及び指定一般避難所の他に、地震や突発的な豪雨等により指定緊急避難場所までの避難が困難な場合等の一時的な滞在場所として、集会所や公民館等を一時避難所として指定する。

2 一時避難所の周知

一時避難所は、指定緊急避難場所等への移動が危険である場合に一時的に利用するものであり、利用の際には、自治会や自主防災組織等が、安否確認、避難した住民の人数や被害状況を確認し、町と連絡をとりながら、指定緊急避難場所及び指定一般避難所等へ移動することができるよう、住民への周知徹底、自治会や自主防災組織等との連携体制の整備等に努めるものとする。

第5 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定一般避難所の関係

指定緊急避難場所と指定一般避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

町は、災害発生時に指定緊急避難場所及び指定一般避難所の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに収容するための体制の整備を地域と協議の上進めるものとする。

3 学校を指定する場合の措置

町は、学校を指定緊急避難場所及び指定一般避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定一般避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておくものとする。

4 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定一般避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定一般避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定一般避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

5 その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合、又は避難が長期化する場合、又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておくものとする。

第6 避難路の選定

町が策定する避難計画の避難路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

1 避難路の選定基準

- (1) 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差ししないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第7 指定緊急避難場所、指定一般避難所、避難路及び避難情報の発令方法等の周知

- (1) 町は、災害時における避難行動に万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域内の指定緊急避難場所、指定一般避難所、避難路及び避難情報の発令方法について、広報を行うなど周知徹底を図る。また、より多くの人々にこれらの内容を伝えることができるよう、ピクトグラム（絵文字）や多言語表示による掲示板の設置や周知に努める。
- (2) 町は、風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定一般避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(3) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定一般避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

(4) 町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所にいく必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ア 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面

イ 災害に関する情報伝達方法

ウ 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

エ 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したものの

第8 学校等施設等における避難計画

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の幼児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(1) 避難実施責任者

(2) 避難の順位

(3) 避難誘導責任者及び補助者

(4) 避難誘導の要領及び措置

(5) 指定緊急避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法

(6) 指定緊急避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等

- (7) 避難者の確認方法
- (8) 幼児、児童生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 指定一般避難所及び避難経路の設定並びに受入れ方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする公共施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

4 広域避難計画

社会福祉施設等の管理者は、県や関係団体の助言や協力等を得ながら、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めるものとする。

第9 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

町は、災害時における避難所運営について、運営組織への女性の参画など、男女共同参画の視点を取り入れた運営が行えるように、平常時及び災害時における役割について、防災担当と男女共同参画担当が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第10 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。町は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、町が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。

- (2) 指定避難場所・指定一般避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第11 救助体制の整備

町は、町内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

- (1) 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。
- (2) 大雨による河川の増水、土砂崩れ等により孤立が予想される集落について、孤立者の救助方法、当該地域と町との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び町民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第12 孤立防止対策

1 孤立予想集落の実態把握

- (1) 孤立対策が想定されるエリアの把握
一時的な孤立が想定されるエリアを把握するとともに、地域内の避難経路や指定緊急避難場所の位置等を明確にする。
- (2) 孤立予想集落の状況把握
孤立した場合の集落の世帯数や連絡者（地区代表者等）、地区世帯情報等を把握しておく。特に、避難行動要支援者等の実態把握に努める。
- (3) 孤立防止のための通信手段の確保
防災関係機関と協力し、通信手段の途絶防止の対策に努める。

2 救援実施に必要な体制整備

- (1) 孤立するおそれのある集落においては、車両による緊急避難を考慮した避難場所の整備とあわせて、救助活動や物資輸送の際に必要な臨時離着陸場の適地を確保しておく。
- (2) 気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

3 自主防災組織の体制強化

地区が孤立した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になるため、孤立が予想される地域住民に対し、自主防災組織への積極的な参加を求め

るとともに、活動の活発化を図る。

4 備蓄の推進

孤立した場合にも、集落内での生活が維持できるよう、備蓄体制を整備する。備蓄に当たっては、集落に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。また、地域住民に対しても、一週間分の食料や水、生活必需品等の備蓄を各自で行うよう推奨し、啓発を継続的に行う。

第13 帰宅困難者のための支援体制の整備

1 事業者、学校等への要請

事業所や学校、観光施設、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、施設管理者に対し、次の点を要請する。

- (1) 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保
- (2) 災害時の水、食料や毛布、情報の提供、仮泊場所等の確保

2 帰宅困難者対策の検証

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施し、住民への啓発のほか、隣接している市町村、鉄道事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証していく。

3 帰宅困難者の一時的収容施設の指定

- (1) 町内において帰宅困難になった滞在者に対し一時的収容を行うための施設（以下「一時収容施設」という。）や、住民と帰宅困難者との混乱防止対策などもあらかじめ検討しておくものとする。
- (2) 駅前等において帰宅困難者が滞留することが生じた場合、鉄道事業者と相互に連携するほか、警察署とも連携し速やかに滞在者に対し一時収容施設への誘導が行えるよう関係機関と避難手順等について確認、調整を行うものとする。

4 帰宅困難者への情報提供体制の整備

駅前等に滞留する帰宅困難者及び一時的収容施設に収容した帰宅困難者に対し、鉄道及びバス等の公共交通機関の運行及び運行状況について適時情報提供が行えるよう体制の整備を図る。

5 観光客の安全確保に向けた体制の整備

観光客は地理に不案内であるとともに、町の観光施設は土砂災害等の危険性のある地区に立地するものも複数あるため、観光客の安全確保を図る。

(1) 施設管理者との連携体制の整備

各施設における災害リスクや町の気象情報の周知方法等について情報提供するとともに、町と施設管理者の責任、役割分担を明確にし、施設の安全対策や観光客の避難誘導体制、施設が孤立した場合の対応手引き等について検討し、体制の整備を図る。

(2) 観光物産協会等協力団体との連携

町内の各地に滞在する観光客の安全確保に向けて、災害時における観光客の避難支援や情報提供などの協力が得られるよう、連携強化を図る。

(3) 訪日外国人旅行者に対する体制整備

訪日外国人旅行者は言葉の問題、生活習慣、防災意識が異なり、災害発生時には不安がより大きくなることが懸念されるため、観光物産協会等協力団体と連携して、言語対応できる職員の選出や、誰でも対応できる翻訳機能付の機器、多言語による案内表示、ピクトグラム（図記号）の準備など、訪日外国人旅行者に対する避難誘導や情報提供などを行うことができる体制の整備を図る。

第14 広域避難体制の整備

1 広域避難に関する協定の締結

広域避難の実施に当たっては平常時からの検討及び関係機関との協定の締結が効果的かつ重要であることから、町は他市町村間との広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に努めるものとする。

住民に対しても周知徹底に努めるものとする。

2 自己の管理下でない施設提供への備え

広域避難の協議を受けた場合に備えて、避難場所を指定する際等に広域避難の用に供することについてあらかじめ同意を得ておくものとする。

第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

町は県の支援を受けながら、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

町は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、関係機関と調整をし、その確立を図る。

(1) 町

町は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

ア 救護所の指定及び整備と住民への周知

イ 医療救護班の編成体制の整備

なお、急病人が発生した場合に一般の人が応急に利用できる医療機関として、町内の主要施設にAED（自動体外式除細動器）を設置している。【資料編6－3 参照】

(2) その他の機関

ア 日本赤十字社福島県支部石川町分区

日本赤十字社福島県支部石川町分区は、災害時に備え災害救援物資等の整備充実を図る。

イ 石川郡医師会・東石歯科医師会等

石川郡医師会、東石歯科医師会等と連携を図りながら、災害時に迅速に医療救護活動を実施するため、編成体制の整備充実を図る。

ウ 石川郡薬剤師会

石川郡薬剤師会は、災害時において医師会等が行う医療（助産）救護活動を支援するため、救護活動に必要な医薬品等の確保、応援医薬品の荷分け及び調剤体制の整備充実を図る。

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄実施要綱」・「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定するものとする。

3 血液確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について町民への普及啓発を図る。

4 傷病者等搬送体制の整備

町は消防機関等と連携し、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保しておく。

5 医療関係者に対する訓練等の実施

町は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう県の支援を受けながら医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

町は、県の支援を受けながら被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、県の支援を受けながら防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

第12節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の作成 及び罹災証明書発行体制の整備

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

また、町民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくものとする。

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1 食料【資料編4-3 参照】

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。

(2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者や食物アレルギーで食事療法が必要な者等にも配慮して創意工夫を講じることも必要である。

(3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(5) 町は、災害応急対策に従事、又は応援派遣する職員用として食料の確保に努めるものとする。

2 生活物資

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。

なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。

(2) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討しておく必要がある（「第2章災害応急対策計画 第13節避難所の設置・運営 第2避難所の運営」を参照。）。

(3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備

蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努めるものとする。

3 燃料

県は、燃料確保について、以下のとおり体制構築に努めている。

町は、災害時の燃料確保に向けた手続き等について確認し、災害時に備えるものとする。

- (1) 県（危機管理総室、地域づくり総室、商工労働総室）は、国（災害対策現地本部や資源エネルギー庁等）と連携してガソリン等燃料について確保するための体制を構築するものとする。
- (2) 県（危機管理総室）は、東日本大震災時の対応の経験を踏まえ、石油連盟が国（資源エネルギー庁）からの緊急要請に対して、より迅速かつ円滑な対応ができるよう、石油連盟と覚書を締結しており、災害拠点病院や防災拠点等の重要施設への燃料供給に必要な情報を共有する取組を行うものとする。
- (3) 県（危機管理総室）は、福島県石油業協同組合と「災害時等における燃料等の供給に関する協定書」を締結しており、避難所や、緊急通行車両、災害応急対策のために使用する国又は地方公共団体の公用車両等への優先給油の体制を整備するものとする。
- (4) 県（産業振興総室）は、ガソリン等燃料の供給が不足する事態に備え、蓄電池として活用するため、外部給電機能を持つ電気自動車等の導入促進に努めるものとする。

4 県による物資供給体制

県は、市町村の備蓄物資等の不足に備え、以下のとおり体制構築に努めている。

町は、県及び運送業者等との連絡体制や手続き等、災害時に備えるものとする。

- (1) 県（危機管理総室）は、被災した市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難となるか、又はその事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められる場合に備え、要求を待たないで被災市町村に対する物資を確保し輸送するための体制について、あらかじめ検討を行う。
- (2) 県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保 【資料編6-1 参照】

- (1) 町は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。

- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 町は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材等の整備 【資料編6-2 参照】

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

第3 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

- (1) 町は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（チェンソー、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実に努めるものとする。
- (2) 町は、長期間の避難者受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。
- (2) 廃棄物処理計画を策定に当たっては、過去の災害事例や各種調査結果等から、事前に災害廃棄物の発生量を想定するとともに、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置き場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。
- (3) 町は、災害廃棄物に関する情報、国が推進する災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等を通じて周知に努めるものとする。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

町は県と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、町は、災害廃棄物の発生想定量に対応できる仮置き場の確保に努めるとともに、関係一部事務

組合や周辺の民間廃棄物処理施設と連携し、災害時における円滑な廃棄物処理体制の構築を図る。

3 し尿処理

町は、民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協定を締結するなど、協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制も整えておくものとする。

第5 罹災証明書発行及び被災者台帳の作成体制の整備

1 罹災証明書発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (2) 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当と急危険度判定担当とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 被災者台帳の作成体制の整備

被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳の作成に当たり、個人情報の取扱いに十分に留意するとともに、広域避難などが生じた場合も想定し、台帳作成の体制整備を図るものとする。

第13節 防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、町民一人一人が日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

第1 一般町民に対する防災教育

1 防災知識の普及啓発

町及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明等を行う。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

(1) 実施の時期

- | | |
|----------------|--|
| ア 風水害予防に関する事項 | 5月～9月
水防月間 5月1日～5月31日 |
| イ 土砂災害予防に関する事項 | 土砂災害防止月間 6月1日～6月30日
がけ崩れ防止週間 6月1日～6月7日
山地災害防止キャンペーン 5月～6月 |
| ウ 火災予防に関する事項 | 春季全国火災予防運動 3月1日～3月7日
秋季全国火災予防運動 11月9日～11月15日 |
| エ 地震災害に関する事項 | 防災とボランティア週間 1月15日～1月21日
防災とボランティアの日 1月17日
防災週間 8月30日～9月5日
防災の日 9月1日 |

(2) 普及の内容

町及び防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図るものとする。

- ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- イ 本計画に定める指定緊急避難場所、指定一般避難所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- ウ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難等の発令時にとるべき行動

エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

カ 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

(3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、町民一人一人に十分内容が理解できるものとする他、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNSをはじめとするインターネットの活用など、広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

(4) 地域防災力の向上

町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設等に設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努めるものとする。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、社会福祉施設等のほか、旅館等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。

第3 防災対策要員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、災害時における適切な判断及び速やかな対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織をつくりあげるものとする。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道德等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

3 教科等による防災教育

教科においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習・探求の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実を図るものとする。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員に対して防災に係る知識を習得させる機会の提供に努める。また、学校内においては、職員会議等を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第14節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実に努め、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 総合防災訓練

1 概要

町は県と連携をとりながら、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

また、町は、町単独あるいは他の市町村と合同の総合防災訓練を毎年実施するように努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるものとする。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム等受入れ

第2 個別訓練

1 概要

町及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、災害予防運動期間等を通じ、積極的、かつ、継続的に個別訓練を実施するものとする。

2 個別訓練の種類

(1) 水防訓練

町及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体においては、同法第35条の規定に基づき、水防団及び消防機関の水防訓練を実施するものとする。

(2) 通信訓練

町及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、防災行政無線、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メール等の多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び福島県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

(4) 災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、県から被災市町村に派遣される情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(5) 避難所設置運用訓練

町は、指定一般避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、指定一般避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(6) 土砂災害防災訓練

町及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、工場、事業所、その他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

4 一般町民の訓練

町民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、町をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、町民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

第4 訓練の評価と地域防災計画への反映

町は、訓練の実施後においては町地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図り、次の訓練に反映させるものとする。

第15節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

町及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、町は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

自主防災組織については、継続した組織の運営が重要であり、町は防災資機材の支給や自主防災活動に関する情報提供等の支援を行い、地域の防災意識の高揚に努める。

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 指定緊急避難場所、指定一般避難所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や指定緊急避難場所、指定一般避難所、避難経路等を確認し、地域の防災マップを作成するなど、地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における県や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。【資料編6－3 参照】

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保し、配給方法などについて習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

カ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 企業防災の促進

- (1) 企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努め、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。併せて、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業は、豪雨や暴雨風等の災害時におけるテレワークの実施、時差出勤、計画的休業など、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (2) 町は県と連携し、企業防災に資する情報提供や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス、消防団協力事業所の認定等を行うものとする。

- (3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第5 地区防災計画の作成

- (1) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町との連携に努める。

- (2) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

第16節 要配慮者予防対策

高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1 避難行動要支援者の支援対策

1 避難行動要支援者の支援に関して本計画で定める事項

町は、防災担当と福祉担当との連携の下、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、本計画において、以下の事項を定めるものとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

- ア 消防機関 イ 警察 ウ 民生児童委員
- エ 社会福祉協議会 オ 自主防災組織 カ 行政区長
- キ その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するもので単身世帯の者
- オ 町の生活支援を受けている難病患者
- カ 上記以外で町が支援の必要があると認めた者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成に必要な限度で、以下の方法で個人情報の入手を行うものとする。

ア 町内部での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障がい者等の情報を集約する。

イ 県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規定に基づき、知事その他の者に対して、町が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する。

(4) 名簿の更新に関する事項

町は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも1年に一度、避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿を情報提供している避難支援等関係者にも定期的に周知する。

ア 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者等が、新たに転入してきた場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

イ 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障がい者等が要介護認定等の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

ウ 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

エ 長期入院・入所

避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

ア 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 施錠可能な場所に避難行動支援者名簿の保管を行うよう指導すること。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者に限定するよう指導する。

カ 名簿情報の取扱状況を報告させること。

キ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、災害が発生するおそれがある場合は、避難指示等を適切に発令し、その発令に当たっては要配慮者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意して行う。

ア 避難に関する情報の発令・伝達

避難行動要支援者は避難に時間を要するため、災害の危険が高まったときには速やかに避難に関する情報を適切に発令する。その発令・伝達に当たっては、高齢者及び障がい者等にも分かりやすい言葉や表現を使って行う。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は、迅速かつ着実に避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、携帯端末等による緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせること。また、避難行動要支援者の特性に応じて、情報伝達を行う。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

ア 避難支援等関係者はあらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

イ 避難支援等関係者等の安全確保措置

町は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

2 全体計画及び個別避難計画の策定

(1) 全体計画の策定

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月 内閣府(防災担当)）」に基づく「全体計画」を町地域防災計画の下位計画として位置づけ、町地域防災計画において定める事項に加え、以下の事項を定めるものとする。

ア 名簿作成に関する関係部署の役割分担

イ 避難支援等関係者への依頼事項

ウ 支援体制の確保

エ 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者

オ あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制

カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結

キ 避難行動要支援者の避難場所

ク 避難場所までの避難路の整備

ケ 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制

コ 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法等

(2) 個別避難計画の策定

ア 個別避難計画の作成及び更新

(イ) 町は、災害発生時に避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、民生児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織や行政区、福祉事業者等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から共有し、一人一人の避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別避難計画の策定を努めるものとする。

ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

なお、同意が得られない場合でも、町長は、福祉専門職や民生児童委員等を含め、日常から関係性のある人の協力を得ながら、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働

きかける努力は継続する。

(イ) 優先度に応じた個別避難計画の作成

町の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成に努める。町は、優先度を判断する際に以下の点を考慮するものとする。

- | |
|--|
| a 地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（水防法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）等） |
| b 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度 |
| c 独居等の居住実態、社会的孤立の状況 |

個別避難計画は、町が作成の主体となり、福祉専門職の参画を得るなど関係者と連携して作成に努める。

(ウ) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画の更新に努める。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新に努める。

イ 個別避難計画情報の利用及び提供

(ア) 個別避難計画情報の利用及び提供

町長が作成した個別避難計画情報が地域の避難支援者に適切に提供され、災害発生時に個別避難計画情報が最大限活用されるよう、個別避難計画情報について町内部で利用するとともに、避難支援等関係者に対しても避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画の情報を提供するものとする。

(イ) 個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者への配慮

町が、名簿において個別避難計画の作成の有無を分かるようにしておき、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、災害時において、町が地元の消防団や自主防災組織等に対してその旨を伝えるようにするなど、それらの者に対する避難支援が円滑かつ迅速に実施される仕組みを整えておくものとする。

ウ 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

町長は、個別避難計画情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずることを個別避難計画情報の提供先に求めるなど、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努める。

エ 秘密保持義務

町においては、個別避難計画情報を外部に提供する際には、個別避難計画情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課す法律上の義務内容等を適切に説明するなど、個別避難計画情報に係る秘密保持の徹底を図るものとする。

3 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由

を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別

エ 住所又は居所 オ 電話番号その他の連絡先

力 避難支援等を必要とする理由

キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し町が必要と認める事項

(2) 要配慮者の情報利用等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(3) 名簿情報の提供と活用

町は、避難支援等に携わる関係者として、町地域防災計画の定めた消防機関、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(4) 名簿情報の提供における配慮

町は、名簿情報を提供するときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(5) 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第2 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時においては移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設自体の安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておくものとする。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施

するものとする。

5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第3 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

また、町は、県、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

特に発災初期においては、町等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第4 外国人に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、在留カード又は特別永住者証明書が交付等の多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

ア 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実

イ 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

エ 外国人の雇用、又接する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第5 避難所への移送

町は、安全が確認された後に、要配慮者を指定緊急避難場所から指定一般避難所及び指定福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第6 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、ユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努める。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要援護者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 指定福祉避難所の指定 【資料編5－3 参照】

町は、要配慮者が避難できるような機能等を有する施設等を指定福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。指定福祉避難所の受入対象者や避難支援等関係者に適切に周知されるよう、速やかに指定福祉避難所を公示するものとする。

第17節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対して、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法について検討を進めるため、町は町社会福祉協議会等と平時から災害時におけるボランティア活動への対応について協議を行うとともに、ボランティア関係団体との連絡調整体制の確立は、災害時のボランティア受入体制を整備しておくこととする。

なお、町は県と連携し、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように町社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

第3 ボランティアの受入れ体制の整備

1 町からの情報提供

ボランティア、特に被災地域外からのボランティアは、活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町は、関係機関等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報収集・提供の窓口を設けるなど、情報共有体制をあらかじめ整備しておくものとする。

2 コーディネート体制の整備

町は、町社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を整備しておくものとする。併せて、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設及び設備の提供についてもあらかじめ検討しておく。

また、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施するものとする。

なお、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することもあると考えられるので、極力、民間

の関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

3 ボランティア活動保険

町、町社会福祉協議会等は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防・警察業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターも重要である。

町は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを町社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していくものとする。

第18節 危険物施設等災害予防対策

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

第1 危険物施設災害予防対策

1 現況

現在、石油類をはじめ種々の危険物は、エネルギー源、各種産業における原材料として欠くことができず、また、生活様式の高度化により広く一般家庭に浸透している。

危険物による災害を未然に防ぐため、増加する危険物取扱所に対し有効な指導ができるよう、県（生活環境部）は、県内12消防本部と連携して危険物行政の指導を行い、危険物取扱者の資質向上及び自主保安体制の確立を目的に危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業を消防関係機関等の協力の下に実施している。

2 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努めるものとする。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 自主保安体制の確立

町は、県との連携のもと、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生の抑止するため、次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

- (ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- (イ) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る。

イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

- (ア) 危険物施設保安員の選任を指導する。
- (イ) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (ウ) 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

4 安全対策の強化

町は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防機関等による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第19節 生活再建事前対策

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮等、地域社会が混乱に陥る可能性がある。被災者の生活環境を早期に復旧させることが重要となるため、町は、住居の確保や生活再建支援等が速やかに行えるように、あらかじめ体制の整備を図るものとする。

第1 住居の確保体制の整備

1 家屋・住家被害状況調査等

町は、被災後に速やかに住家の被害状況調査を行えるよう、職員の育成や関係機関との協定の締結等により、体制の整備を図る。

2 応急修理体制の整備

町は、建設業者をはじめ関係機関と連携し、建物の応急修理体制の整備を図る。

3 仮設住宅等の設置に向けた体制の整備

大規模災害により住居を失った被災者に対し、迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、建設可能な用地を把握するとともに、建設業者をはじめとする関係機関と連携し、機材の調達、人員の確保体制等について整備を図る。

4 既存住宅の活用体制の整備

町は、町営住宅や民間賃貸住宅等の空き室を災害時に活用できるように、関係機関と連携して速やかに情報の入手・提供が行える体制の整備を図る。

第2 被災者生活再建支援法に基づく支援の整備

町は、災害が発生した場合に、被災者生活再建支援法に基づく支援が速やかに行えるように、平時から支給申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

防災関係機関は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 災害応急対策の時系列行動計画

1 時系列行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、防災関係機関並びに住民に周知することは、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

町は、職員初動マニュアルの時系列に示す行動計画に基づくものとするが、当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は、災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するものとする。

2 初動対応において重要な対策

住民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり。

(1) 災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、住民に向けての町長メッセージ発出
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集・発信
- オ 災害応援協定を締結している関係機関等への応援要請
- カ 県を通じた自衛隊への災害派遣要請

(2) 災害発生後3時間以内

- ア 県を通じた消防庁（緊急消防援助隊）や国会等への応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(3) 災害発生後6時間以内

- ア DMA T、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに安心情報の発信

エ 広域避難の調整

第2 災害対策本部の設置

1 設置基準【資料編1-2 参照】

町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく石川町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

また、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長へ連絡するとともに配備体制をとるものとする。

- (1) 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (3) 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

2 解散基準

町長（本部長）は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

3 災害対策本部の設置・解散時の通報先

町長（本部長）は、災害対策本部を設置、又は解散したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に口頭、電話、放送又は広報車で伝達・通報する。

- (1) 知事
- (2) 住民・隣接市町村・防災関係協力団体
- (3) 石川警察署・石川消防署
- (4) 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 石川町防災会議委員・災害対策本部員・災害相互応援協定を締結している自治体等
- (6) 陸上自衛隊（陸上自衛隊郡山駐屯地）

4 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として役場庁議室に設置する。

なお、町役場及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、本部長（町長）の判断により変更することができる。

第1位 役場庁議室

第2位 総合体育館ミーティングルーム

5 記録と文書管理の徹底

災害対策本部においては、本部員会議をはじめ災害対応にかかる意思決定の過程について、議事録の作成など記録を徹底するとともに、各種文書についても、平常時に準じた文書管理を行うこと

とする。

6 町長不在時の決定者

大規模災害時に町長が不在等で、町長による災害対策本部の設置決定が困難な場合は、決定者は次に掲げる順位によるものとする。

また、自衛隊への災害派遣要請など緊急を要する判断について、町長不在時等の非常時にも、前述同様対応するものとする。

第1位 副町長 第2位 教育長 第3位 総務課長

7 石川町災害対策本部組織及び編成

町災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、「石川町災害対策本部条例」の定める所により、「石川町災害対策本部組織」のとおりとするが、その概要は次のとおりである。【資料編1－2参照】

【災害対策本部】

	役職	構成員
災害対策本部	本部長	町長
	副本部長	副町長
		教育長
	指揮官（本部事務局長）	総務課長
	本部員	企画商工課長
		税務課長
		町民課長
		生活環境課長
		保健福祉課長
		農政課長
		都市建設課長
		水道事業所長
		議会事務局長
		教育課長
		生涯学習課長
		石川町消防団長
災害対策指導・情報共有		石川警察署長
		石川消防署長

【災害対策本部組織図】



(1) 本部員会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- ア 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- イ その他重要事項に関すること

(2) 災害対策本部の各部

各部に部長及び必要に応じて副部長を置く。

(3) 現地災害対策本部

ア 設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、町災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

イ 組織編成

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 所掌事務

現地災害対策本部の事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。

8 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合には、現地災害対策本部も含め、重複する要員の所在調整、情報の収集、連絡、調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

第3 災害対策本部等の事務分掌

各部の事務分掌は、本部長の命ずる応急対策に関するもののほか、次のとおりとする。

1 災害対策本部

本部設置時の職名	事務分掌
本部長：町長	● 災害対策本部の事務を総括する
副本部長： 副町長、教育長	● 本部長を補佐する。 ● 本部長不在及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。
指揮官：総務課長 (災害対策本部事務局長と兼務)	● 本部長、副本部長を補佐することとあわせて、その命を受けて災害対策本部事務局を掌握し、災害対策本部を代表として防災関係機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 ● 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。

2 災害対策本部事務局

事務局	事務分掌
事務局長： 総務課長（兼務） 事務局員： 防災対策室長 防災対策室係長	1. 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2. 災害情報の総括及び報告に関すること。 3. 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4. 警報の伝達に関すること。 5. 避難指示等に関すること。 6. 県災害対策本部との連絡に関すること。 7. 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8. 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9. 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10. 県知事等に対する応援又は応急措置の実施要請に関すること。 11. 自衛隊への災害派遣要請に関すること。

3 各部

各部は班編成を行い、各部・班の事務分掌は以下のとおりとする。

ただし、災害発生時は、避難所の開設・運営等、多くの人員を要する業務については、複数の班が担うこととなるため、各部・班は連携しながら、業務を行うものとする。

(1) 総務部

◎部 長：総務課長 ○副部長：町民課長		
班	担当課・係	事務分掌
総括班 班 長 ・ 防災対策室長 副班長 ・ 防災対策室係長 ・ 管理情報係長	総務課 ・ 防災対策室	1. 災害関係情報の収集並びに気象情報の伝達に関すること。 2. 災害対策本部の庶務に関すること。 3. 災害対策本部と各部との連絡調整に関すること。 4. 避難指示等の発令に関すること。 5. 町内の被害状況の集約に関すること。 6. 災害現地本部の設置並びに災害対策本部との連絡に関すること。 7. 行政区内の被害状況の把握、聴取に関すること。 8. 庁内情報通信設備の応急復旧に関すること。 9. 災害救助法に関すること。 10. 職員の非常招集に関すること。 11. 消防団の出動に関すること。 12. 自主防災組織との連絡調整に関すること。 13. 国及び県に対する報告及び県との連絡に関すること。 14. 各区被害状況の収集、取りまとめに関すること。 15. 復旧・復興計画の立案及び調整に関すること。

班	担当課・係	事務分掌
町民相談班 班 長 ・主幹兼秘書 副班長 ・窓口係長 ・国民年金係長	町民課 ・窓口係 ・国民年金係	1. 町民対応、問い合わせに関すること。 2. 県の機関及び町議会との連絡に関すること。 3. 他市町村、他機関からの応援受入れに関すること。 4. 安否情報等の対応に関すること。 5. 災害の視察及び見舞いの応接に関すること。
広報班 班 長 ・総務係長 副班長 ・総務係主査	総務課 ・総務係	1. 広報無線等による広報・周知全般に関すること。 2. 災害写真の撮影、収集、記録に関すること。 3. 記者会見・新聞発表等に関すること。
財政班 班 長： ・財政係長 副班長： ・会計係長	総務課 ・財政係 町民課 ・会計係	1. 役場庁舎の被害状況調査に関すること。 2. 公用車の配車計画に関すること。 3. 応急公用負担に関すること。 4. 義援金の受領、保管等に関すること。 5. 災害応急対策に要する経費の経理に関すること。 6. 債務支払い延期計画に関すること。
消防対策班 班 長： ・防災対策室長 副班長： ・防災対策室係長	総務課 ・防災対策室 消防団	1. 災害地区住民の避難指導、誘導に関すること。 2. 水防に関すること。 3. 消防署並びに消防団との連絡調整に関すること。 4. 行方不明者の捜索に関すること。 5. 消火、救出、救助活動に関すること。 6. 土砂災害等の危険箇所における巡視の協力に関すること。
職員対応担当 班 長： ・職員係長 ・町民課課長補佐	総務課 ・職員係 町民課 ・会計係	1. 職員の公務災害に関すること。 2. 所管部内及び各部の応援。協力に関すること。 3. 職員の安否確認及び被災状況の把握に関すること。 4. 職員の健康管理に関すること。

(2) 避難対策部

◎部 長：企画商工課長 ○副部長：生涯学習課長、議会事務局長		
班	担当課・係	事務分掌
避難所班 班 長： ・企画係長 ・生涯学習係長 副班長： ・協働推進係長 ・スポーツ振興係長	企画商工課 ・企画係 ・協働推進係 生涯学習課 ・生涯学習係 ・スポーツ振興係	1. 避難所開設、運営に関する事。 2. 応急救助のための食品類、衣料品その他、支援物資等調達に関する事。
物資班 班 長： ・議事係長 副班長： ・文化振興係長	議会事務局 生涯学習課 ・文化振興係	1. 避難所開設に関する事。 2. 応急救助のための食料品、衣料品その他、支援物資等受入れ及び配給措置に関する事。 3. 物資集積所の開設及び閉鎖に関する事。
情報収集班 班 長： ・商工観光係長 副班長： ・管理情報係長	企画商工課 ・商工観光係 ・管理情報係	1. 庁内情報通信設備の応急復旧に関する事。 2. 町有施設の被害調査、応急対策に関する事。 3. 商工業関係の被害調査、応急対策に関する事。 4. 観光業関係の被害調査、応急対策に関する事。 5. 帰宅困難者への対応に関する事。 6. 公共交通機関の被害、復旧情報に関する事。 7. 罹災中小企業者に対する金融支援に関する事。 8. 被災者の雇用対策に関する事。
職員対応担当 ・各課課長補佐	部内の災害対応業務の状況に応じて編成	1. 所管部内及び各部の応援、協力に関する事。

(3) 調査部

◎部 長：税務課長 ○副部長：税務課長補佐		
班	担当課・係	事務分掌
被害調査班 班 長： ・資産税係長 副班長： ・資産税係主任主査	税務課 ・資産税係	1. 罹災証明に関すること。
生活支援班 班 長： ・課税係長 副班長： ・課税係主任主査	税務課 ・課税係	1. 被災者に対する徴収猶予等に関すること。 2. 被災者に対する課税免除措置等に関すること。 3. 住宅等被災家屋の調査に関すること。 4. 被災者台帳に関すること。
職員対応担当 班 長： ・課長補佐 副班長 ・収納係長	税務課 ・収納係	1. 避難所開設に関すること。 2. 所管部内及び各部の応援、協力に関すること。

(4) 救援対策部

◎部 長：保健福祉課長 ○副部長：生活環境課長		
班	担当課・係	事務分掌
救援庶務班 班 長： ・高齢福祉係長 副班長： ・社会福祉係長	保健福祉課 ・高齢福祉係 ・社会福祉係	1. 罹災者の救護に関すること。 2. 罹災者世帯の調査及び援護対策に関すること。 3. 要配慮者対策に関すること。 4. 日本赤十字社に関すること。 5. 災害ボランティアとの連携に関すること。 6. 避難行動要支援者の支援に関すること。 7. 社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
救護班 班 長： ・健康増進係長 副班長： ・環境対策係長	保健福祉課 ・健康増進係 生活環境課 ・環境対策係	1. 避難所運営に関すること。 2. 指定福祉避難所開設、運営に関すること。 3. 災害時における食品衛生対策に関すること。 4. 災害時における応急医療及び助産に関すること。 5. 老人ホームの被害調査及び応急対策に関すること。 6. 措置老人の避難、誘導に関すること。 7. 措置老人の応急医療に関すること。 8. 被災者の健康管理に関すること。

班	担当課・係	事務分掌
生活支援班 班 長： ・社会福祉係長 副班長： ・社会福祉係主査	保健福祉課 ・社会福祉係	1. 罹災者に対する世帯更生資金等に関する事。 2. 災害救助金の交付申請及び受領に関する事。 3. 石川町災害弔慰金の支給に関する事。 4. 災害義援金の配布に関する事。 5. 被災町民の応急復旧資金の斡旋等に関する事。
生活環境安全班 班 長： ・生活安全係長 副班長：保健福祉課 ・環境対策係長	生活環境課 ・生活安全係 ・環境対策係	1. 警察署への災害情報提供及び応援要請に関する事。 2. 災害時の交通規制に関する事。
防疫衛生班 班 長： ・生活安全係長 副班長： ・環境対策係長	生活環境課 ・生活安全係 ・環境対策係	1. 遺体の収容及び埋葬に関する事。 2. 動物の死体の処理に関する事。 3. 避難所におけるペット対策に関する事。 4. 災害時における伝染病の予防に関する事。 5. 災害時のし尿及びごみの処理に関する事。 6. 災害廃棄物の保管、処理に関する事。 7. 災害時における町内の環境衛生対策、公害防止対策に関する事。 8. 放射能対策に関する事。
職員対応担当 班 長： 各課課長補佐	部内の災害対応業務の状況に応じて編成	1. 所管部内及び各部の応援、協力に関する事。 2. 避難所開設に関する事。

(5) 建設農政部

◎部 長：都市建設課長 ○副部長：農政課長		
班	担当課・係	事務分掌
被害調査班 班 長： ・土木係長 ・農政係長 副班長： ・維持係長	都市整備課 ・土木係 ・維持係 農政課 ・農政係	1. 行政区内の被害状況の把握、聴取に関する事 2. 道路（農林道を含む）、橋梁の被害調査、応急対策に関する事 3. 河川の被害調査、応急対策に関する事 4. 農用地・林地の被害調査、応急対策に関する事 5. 農業用施設・治山施設の災害調査、応急対策に関する事 6. 砂防施設の被害調査及び応急対策に関する事 7. 土砂災害等の危険箇所の被害状況の収集、災害応急対策に関する事
ダム班 班 長： 農林整備係長	農政課 ・農林整備係	1. 千五沢ダム管理事務所との連絡調整に関する事
住宅班 班 長： ・都市整備係長 副班長： ・都市整備係主査	都市建設課 ・都市整備係	1. 町営住宅の被害調査、応急対策に関する事 2. 応急救助、応急復旧に要する資材の調達並びに労働者車両の供給に関する事 3. 交通不能箇所の調査、迂回路等通行路線の確保と指導に関する事 4. 宅地及び建物応急危険度判定に関する事 5. 応急仮設住宅等住居の供与に関する事 6. 町有建築物の応急・復旧対策に関する事
農政対策班 班 長： ・農政係長	農政課 ・農政係	1. 農産物等の被害調査、応急対策に関する事 2. 家畜伝染病の予防、免疫並びに家畜飼料の調達に関する事 3. 被災農業者に対する農林金融等支援に関する事 4. 応急物資としての食料調達に関する事
物資輸送班 班 長： ・農地管理係長 副班長： ・農政係長	農政課 ・農地管理係	1. 物資輸送等に関する事 2. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の連絡調整に関する事
職員対応担当 班 長： ・各課課長補佐 副班長 ・道の駅準備室係長	部内の災害対応業務の状況に応じて編成	1. 所管部内及び各部の応援、協力に関する事 2. 避難所開設に関する事

(6) 水道部

◎部 長：水道事業所長 ○副部長：水道事業所主幹		
班	担当課・係	事務分掌
水道庶務班 班 長： ・業務係長	水道事業所 ・業務係	1. 水道施設の被害状況の集約に関する事。 2. 応急復旧に要する労働力の確保に関する事。 3. 応急復旧のための関係機関との連絡調整に関する事。
水道班 班 長： ・施設係長 副班長： ・浄水係長	水道事業所 ・施設係 ・浄水係	1. 被災地における飲料水の給水に関する事。 2. 給水施設の被害調査、応急対策に関する事。 3. 浄水施設の被害調査、応急対策に関する事。 4. 浄水施設の衛生管理に関する事。
職員対応担当 班 長： ・水道事業所次長	部内の災害対応業務の状況 に応じて編成	1. 所管部内及び各部の応援、協力に関する事。 2. 避難所開設の支援に関する事。

(7) 教育部

◎部 長：教育課長 ○副部長：生涯学習課長		
班	担当課・係	事務分掌
教育庶務班 班 長： ・教育課主幹 副班長： ・教育課課長補佐	教育課 ・学校管理係 ・こども係	1. 公立学校施設の被害調査、応急対策に関する事。 2. 児童福祉施設の被害調査、応急対策に関する事。 3. 災害復旧対策のための学校施設等の利用に関する事。
応急対策班 班 長： ・学校管理係長 副班長： ・こども係長	教育課 ・学校管理係 ・こども係	1. 公立小中学校の避難誘導の指示、応急措置に関する事。 2. 児童福祉施設の避難誘導に関する事。 3. 応急教育に関する事。
施設班 班 長： ・スポーツ振興係長 副班長： ・文化振興係長	生涯学習課 ・スポーツ振興係 ・文化振興係	1. 社会教育施設・体育施設の被害調査、応急対策に関する事。 2. 文化財の被害調査、応急対策に関する事。
職員対応担当 班 長： ・各課課長補佐	部内の災害対応業務の状況 に応じて編成	1. 所管部内及び各部の応援、協力に関する事。 2. 避難所開設、運営に関する事。

(8) 共通業務

(1)～(7)の所掌事務のほか、共通業務を次のとおりとする。

- 1 所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。
- 2 管理する施設、備品の被害状況の把握に関すること。
- 3 関係各部に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。
- 4 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。
- 5 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。
- 6 事務局から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。
- 7 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。
- 8 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。

なお、各部内の職員は、随時他の部へ応援できるよう態勢を整えておくものとする。

第4 国・県の現地対策本部等との連絡調整

国の現地災害対策本部あるいは特定災害対策本部、県の現地対策本部等が設置された場合は、当該現地対策本部等と連絡調整を図りつつ、国・県が実施する対策に対して協力等を行うものとする。

1 県による情報連絡員（リエゾン）の派遣

(1) 情報連絡員（リエゾン）の受入れ

町は、県から情報連絡員（リエゾン）が派遣された場合、速やかに受け入れ、町と県との情報連絡体制を確立、常駐できるスペースを確保するものとする。

【情報連絡員（リエゾン）の役割】

- ① 県と派遣先市町村間の情報伝達の援助
- ② 派遣先市町村の被害情報や要望事項の積極的な収集と報告、調整
- ③ 県の情報を市町村へ提供することで情報の共有

第5 災害救助法が適用された場合の体制

町に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとするが、原則として「石川町災害対策本部組織」と同様の体制とする。

第6 指定地方行政機関等の活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、災害に対処するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員に配備及び動員の基準を定めるものとする。

2 職員の派遣

指定地方行政機関等の長は、本部長から災害応急対策を円滑に実施するため、職員の派遣要請があった場合において、必要があると認めるときは、その所属職員を派遣するものとする。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

1 災害対策本部設置の配備

災害対策本部設置前の事前配備及び警戒配備に関わる指揮監督は総務課長が行う。

災害対策本部設置後における非常配備に関わる指揮監督は本部長（町長）が行う。

2 配備基準

応急対策実施に際して、必要な応急対策要員の動員及び基準は概ね次のとおりとする。

体制区分		配備基準	配備要員
災害対策本部設置前	事前配備	1 大雨、台風期等において気象注意報（大雨、洪水注意報等）が発表され、さらに警報の発表が予想される場合で指揮監（総務課長）が配備を指令したとき。 2 その他必要により町長が当該配備を指令したとき。	・各課長 ・防災担当
	警戒配備	1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報が発表されたとき。 2 その他特に町長が必要と認めたとき。	・各課長 ・防災担当 ・各課要員（係長は自宅待機）
災害対策本部設置後	第1非常配備	1 町内で局所的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。 2 複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 3 その他必要により本部長（町長）が当該配備を指令したとき。	・各課長 ・防災担当 ・係長以上 ・各課要員（係員は自宅待機）
	第2非常配備	1 町内の複数又は全域にわたって災害が発生したとき。 2 災害が甚大と予想されるとき。 3 その他必要により本部長（町長）が当該配備を指令したとき。	全職員

備考1. 災害の規模及び性質に応じ、上記一般的基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2. 災害対策本部は、上記一般的基準に準じて、それぞれの特性、規模及び任務に即応した配備体制を整えるものとする。

3 活動要領

各配備下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

(1) 災害対策本部設置前

ア 事前配備下の活動

- (ア) 指揮官（総務課長）は県及び気象台をはじめとする関係機関と連絡を取り、災害に関する情報を収集し、必要に応じ町長に報告するとともに、関係各課長に連絡するものとする。
- (イ) 都市建設課長は雨量、河川の水位、流量等を調査するとともに、危険区域の情報を収集し、指揮官（総務課長）へ報告するものとする。

イ 警戒配備下の活動

- (ア) 関係各課長は、役場庁議室に参集し、相互に情報を交換して客観情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
- (イ) 警戒配備につく職員は、自己の所属する部の所定の場所に待機するものとする。
- (ウ) 警戒配備を行う各課の責任者は、指揮官（総務課長）からの情報、又は連絡に即応して随時待機職員に対し必要な指示を行うものとする。

ウ 警戒配備につく職員の数は、状況により各課長において増減するものとする。

(2) 災害対策本部設置後

ア 第1非常配備下の活動

- (ア) 第1非常配備は、石川町災害対策本部の設置とともに活動を開始するものであり、本部の機能を円滑にするため、本部を役場庁議室に開設する。
- (イ) 指揮官及びその他の関係部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するものとする。
- (ウ) 指揮官は各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について、必要の都度随時これを本部長に報告するものとする。
- (エ) 各部長は、次の措置をとりその状況を随時本部長に報告するものとする。
 - (a) 状況を関係各部の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。
 - (b) 関係各部及び関係のある外部の機関との連携を密にし、協力体制を整備するものとする。
- (オ) 本部長は必要に応じ災害対策本部員会議を招集するものとする。

イ 第2非常配備下の活動

第2非常配備が指令されたあと、及び被害が発生したあとは、各部長は災害活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(3) 各配備下での県等への報告

上記(1)～(2)の配備下における県等への報告は、本章第3節「第2 被害状況等の収集・報告」に準じて行う。

4 動員伝達方法

(1) 平常勤務時の伝達系統及び伝達方法

- ア 非常配備体制が指令された場合、又は対策本部を設置した場合、本部長（町長）の指示により、関係課長に対し通知するとともに、庁内放送等により職員に通知する。
- イ 各課長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の提供、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

(2) 非常参集及び非常連絡（休日又は退庁後）

ア 非常参集

- (ア) 職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある情報を察知したときは、災害の状況推移に注意し、速やかに各課長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。
 - (イ) 道路の寸断、火災等により登庁出来ない場合は、居住地に近接した町の機関（自治センター等）に参集し、当該機関の職務に従事する。
 - (ウ) 町の機関に参集できない場合には、地域の自主防災活動に従事する。
- なお、この場合には、その地域の被災状況等を災害対策本部に連絡するものとする。

イ 非常連絡

- (ア) 宿、日直員は県（災害対策課）その他関係機関から非常配備に該当する警報を受けたときは、直ちに指揮官（総務課長）にその旨を連絡し、その指示を受けるものとする。
- (イ) 各課長は、あらかじめ定めた連絡方法により、宿、日直員等から非常配備に該当する警報の受理後直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達を行うものとする。

5 消防団員等の動員

- (1) 動員命令は町長（災害対策本部が設置されたときは本部長）が消防団長に対し行うものとし、消防団長が各分団に対し次により命令するものとする。

ア 動員を要する分団名

イ 動員の規模

ウ 集合時間及び場所

エ 作業内容及び作業場所

オ 装具等

カ その他必要と認める事項

- (2) 動員の規模、能力については、本章「第8節 消防計画」によるものとする。

第2 配備人員

配備人員は、各部長及びあらかじめ定める配備編成計画において、一日三交代を基本として、配備体制別に定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して、所属長が指定しておくものとする。

第3 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各部長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を、災害対策本部事務局に報告する。災害対策本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする部・班があると認める時は、総務部長を通じて各部長に応援の指示を行う。【資料編様式 12-2 参照】

また、各部長は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を総務部総務班に報告する。

第3節 災害情報の収集伝達

町内に風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより迅速かつ確実に伝達する。

また、町内に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 気象特別警報・警報・注意報等について

1 定義と種類について

(1) 定義

予 報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

警 報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

注 意 報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

情 報：気象等の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 種類

ア 特別警報

- ・気象特別警報
 - 大雨特別警報
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

イ 警報

- ・気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報
 - 大雪警報

- ・洪水警報
- ・水防活動用気象警報（大雨警報又は大雨特別警報をもって代える）
- ・水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える）
- ・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報（阿武隈川上流：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表）

ウ 注意報

- ・ 気象注意報
 - 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報（現象名を冠した注意報）
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷（雪）注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - 融雪注意報
- ・ 洪水注意報
- ・ 水防活動用気象注意報（大雨注意報をもって代える）
- ・ 水防活動用洪水注意報（洪水注意報をもって代える）
- ・ 福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報（阿武隈川上流：氾濫注意情報の表題で発表）
 - （注1）地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。
 - （注2）地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

エ 情報

（ア）全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

（イ）土砂災害警戒情報

福島県（河川港湾班）と福島地方気象台が共同で発表する情報である。

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、原則として市町村ごとに発表される情報で、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるものである。

なお、これを補足する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるか等、すでに実施済みの措置の内容を再点検し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等のさらなる措置を検討する必要がある。

（ウ）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量（福島県の発表基準：1時間に100mm以上）を観測又は解析し、警戒レベル4相当の状況となっている場合にのみ福島県気象情報の一種として発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認することができる。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

オ その他

(ア) 火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

(ウ) 鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報

2 特別警報・警報・注意報等の発表基準と構成

(1) 発表基準

ア 特別警報

現象の種類	現在想定している基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

イ 警報

暴風	平均風速が18m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
暴風雪	平均風速が18m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 別表1の基準に到達することが予想される場合。 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように警戒すべき事項が明記される。

洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 別表2の基準に到達することが予想される場合。
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ [中通り] 南部平地 30 cm以上、山沿い 35 cm以上。

※平地：標高が概ね 300m未満、山沿い：標高が概ね 300m以上。

ウ 注意報

強風	平均風速が 12m/s 以上で、強風による災害が発生するおそれがあると予想される場合。
風雪	平均風速が 12m/s 以上で、雪を伴い災害が発生するおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 別表3の基準に到達することが予想される場合。
洪水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 別表4の基準に到達することが予想される場合。
大雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ[中通り] 平地 10cm 以上、山沿い 20cm 以上
濃霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視程が陸上で 100m 以下。
雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
乾燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合。 ・最小湿度 40%以下、実効湿度 60%以下で風速 8m/s 以上。 ・最小湿度 30%以下、実効湿度 60%以下。
なだれ	なだれが発生し災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ・24時間降雪の深さが 40cm 以上。 ・積雪 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続。
着氷・着雪	着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。 大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合。
霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害があると予想される場合。 早霜＋、晩霜期に最低気温が概ね 2℃以下。 注：＋は農作物の生育を考慮し実施する。
低温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。 (夏期)最高、最低又は平均気温が平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続く。 (冬期)[中通り南部の平地]最低気温－10℃以下、又は－7℃以下の日が数日続く。

※平地：標高が概ね 300m未満、山沿い：標高が概ね 300m以上。

エ 指定河川洪水予報

- (ア) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇するおそれがあるとき発表する。
- (イ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。
- (ウ) 氾濫危険情報（洪水警報）は、基準点の水位が氾濫危険水位に到達したとき発表する。

(エ) 氾濫発生情報（洪水警報）は、洪水予報区間内で氾濫が発生したとき発表する。

(オ) 基準地点と基準水位

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1 kmメッシュごとに設定した監視基準の土砂災害発生危険基準線を超過した場合。

カ 記録的短時間大雨情報

1 時間雨量に 100 ミリ以上を観測又は解析し、警戒レベル 4 相当の状況となっている場合。

キ 警報・注意報等の通報先の一覧

別表「気象情報の伝達系統図」参照

ク 特別警報の伝達

町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。

(2) 警報、注意報等発表の細分区域

一次細分区域名	市町村等をまとめた区域名	二次細分区域名
中通り	中通り南部	石川郡

(3) 地震後等の警報等暫定基準の設定

ア 暫定基準を設定する事象

(ア) 大雨警報・注意報（土砂災害）

(a) 震度 5 強以上の地震を観測した場合

(b) 地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土石災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(イ) 洪水警報・注意報

(a) 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合

(b) 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合

(c) その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域において災害に対する避難体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せず、必要に応じて当該地域に対する気象情報の提供を行う。

なお、(ア)(イ)以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪等に関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、広範囲の地盤沈下等の状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

イ 設定区域

市町村単位で設定することを基本とする。

3 防災気象情報の解説

県下に風水害等の災害が予想されるとき、福島地方気象台に対して、気象情報の解説を依頼する。この場合、直通電話によるもの、気象台担当者の来所、災害対策担当者の気象台への訪問がある。

(別表1) 大雨警報基準

令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	(浸水害) 表面雨量指数基準	(土砂災害) 土壌雨量指数基準
中通り南部	石川町	19	120

(別表2) 洪水警報基準(中通り)

令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準
中通り南部	石川町	阿武隈川流域＝ 36.5 社川流域＝ 37 北須川流域＝ 20.5 今出川流域＝ 12.9

(別表3) 大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中通り南部	石川町	8	75

(別表4) 洪水注意報基準(中通り)

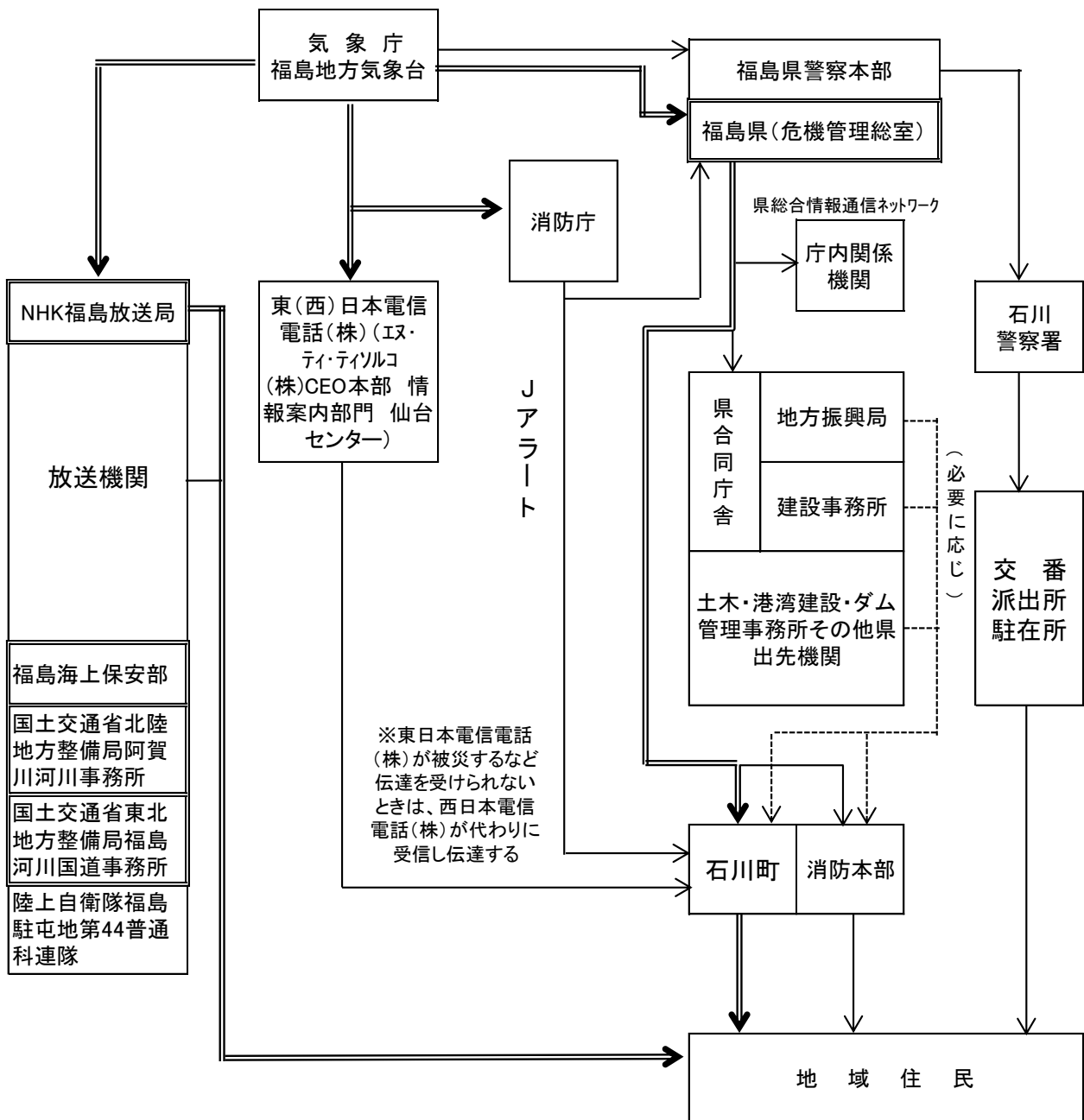
令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準
中通り南部	石川町	阿武隈川流域＝29 社川流域＝ 28 北須川流域＝ 16.4 今出川流域＝ 10.3	阿武隈川流域＝ (8, 23.2) 社川流域＝ (8, 23.7) 今出川流域＝ (8, 8.2)

※大雨、洪水警報・注意報基準表(別表1～4)の解説

- (1) 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (2) 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
- (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

防災気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK福島放送局のみ）

※二重枠は法定伝達機関

※気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化（防災情報提供システム、アデスオンライン）

4 警報等の伝達

県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

町においても、警報等を住民に伝達する体制を整備するものとする。

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害調査【資料編9-1・2、資料編様式9-1・2、資料編様式11-5・6 参照】

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

特に、大規模な災害が発生した時、又は発生が予想される時は、天候状況を勘案しながら、ドローンによる撮影、必要に応じ県に要請してヘリコプター等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。
- (3) 通信事業者の協力により、スマートフォンやドローン等、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。

2 被害状況等の報告方法

町及び防災関係機関は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、町→県（災害対策本部情報班）→国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。

(1) 被害状況等の報告方法【資料編様式11-1・2 参照】

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

ア 町の県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。

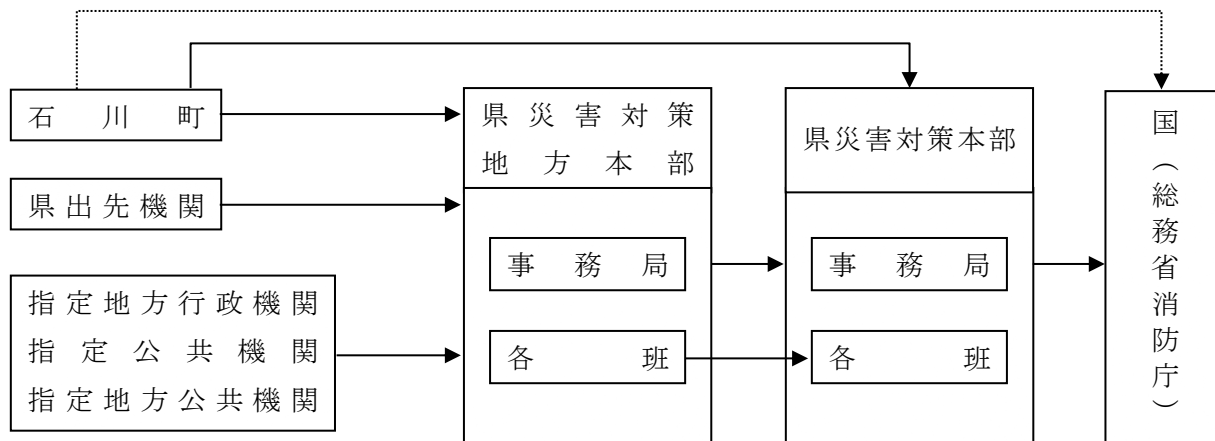
イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

ウ いずれの場合においても、町が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁等）へ被害状況等の報告を行うものとする。

エ 有線が途絶した場合は、福島県総合情報通信ネットワーク、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局、又はその他の無線局を利用する。

オ 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

カ 大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策本部情報班に報告するものとする。



【被害状況の報告先】

県	N T T回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
	総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2640	(FAX) TN-8-10-201-5524
		地上系	TN-8-11-201-2632、2640	(FAX) TN-8-11-201-5524
国 (消防庁等)	区分		平日 (9:30～18:15) ※ 応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
	回線別			
	N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
		FAX	90-49033	90-49036
	地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
		FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

- ① 県において災害対策本部を設置した災害
- ② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

(2) 行方不明者等の情報

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(3) 孤立集落の情報

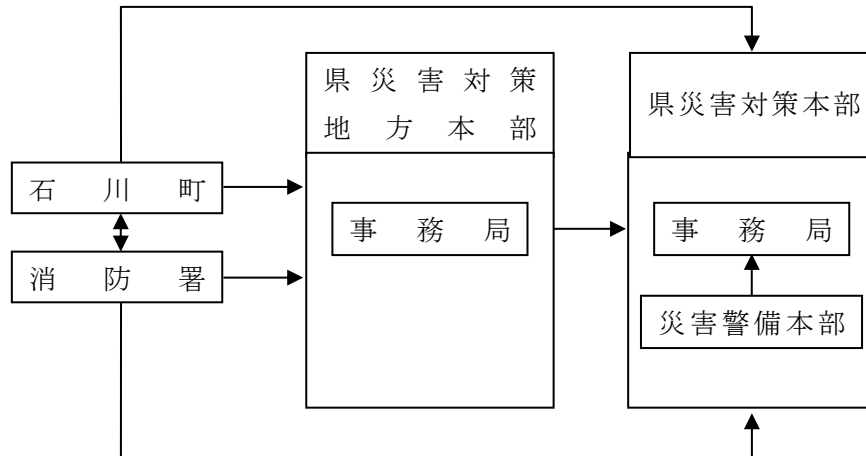
道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、国及び県等それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

3 被害区分別報告系統

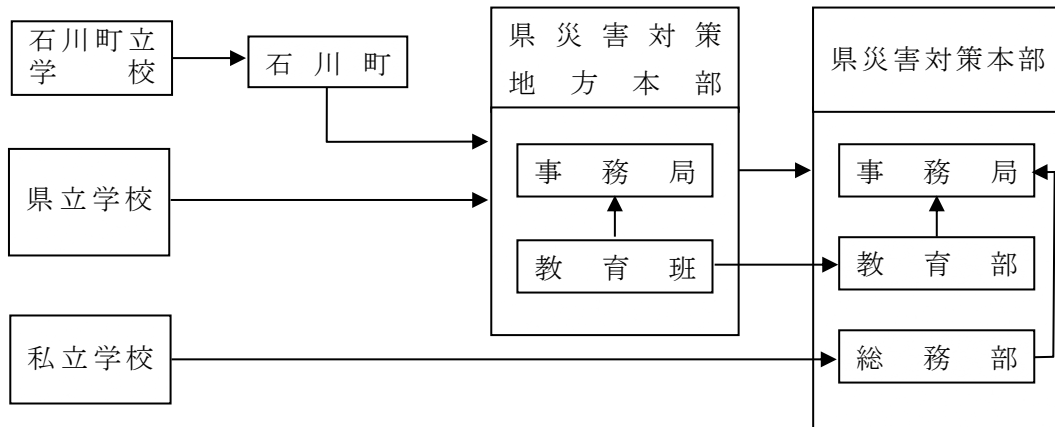
被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備するものとする。

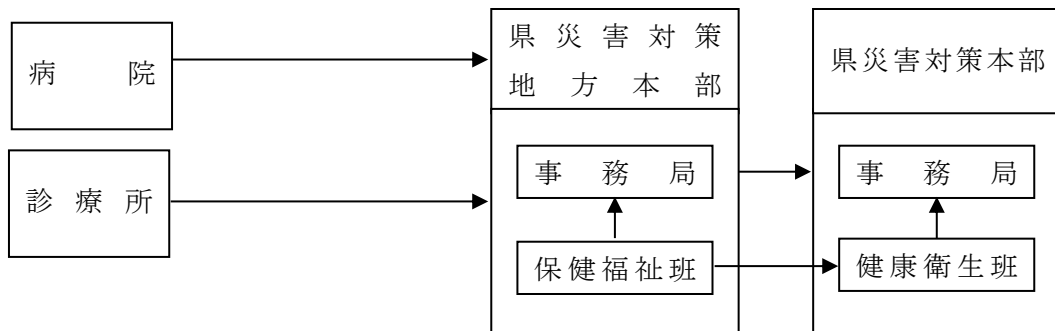
(1) 人的被害、建物被害等



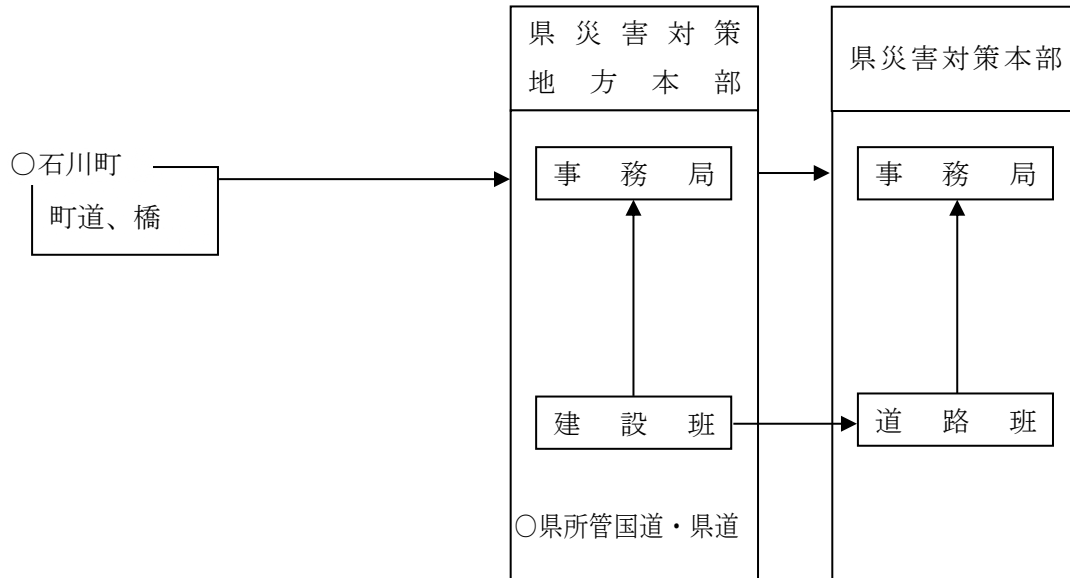
(2) 文教施設被害



(3) 病院被害

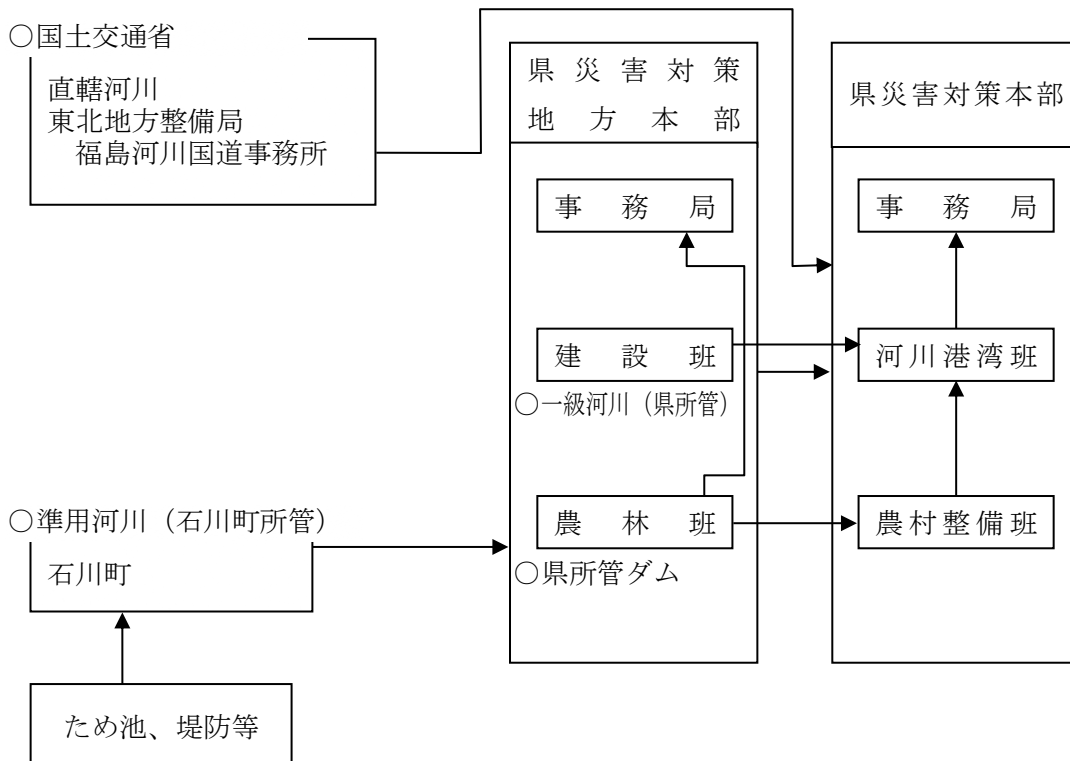


(4) 道路・橋りょう被害

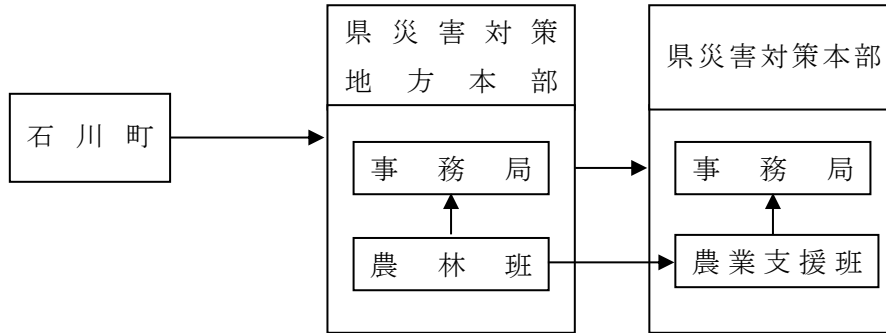


※県所管国道・県道の通行止（規制）箇所については、県道路管理課HPで地図及び画像情報の提供を行う。

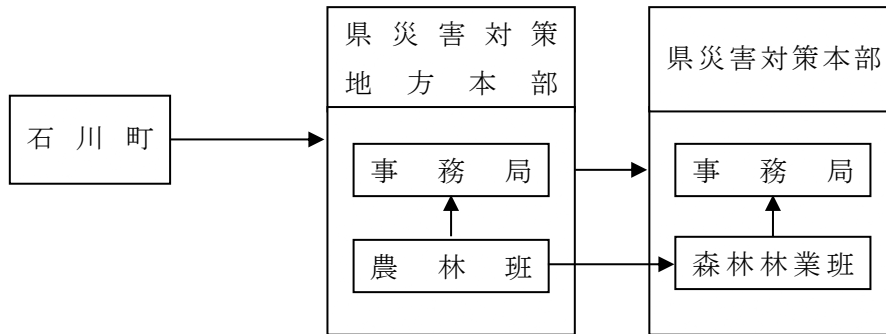
(5) 河川災害、その他水害被害



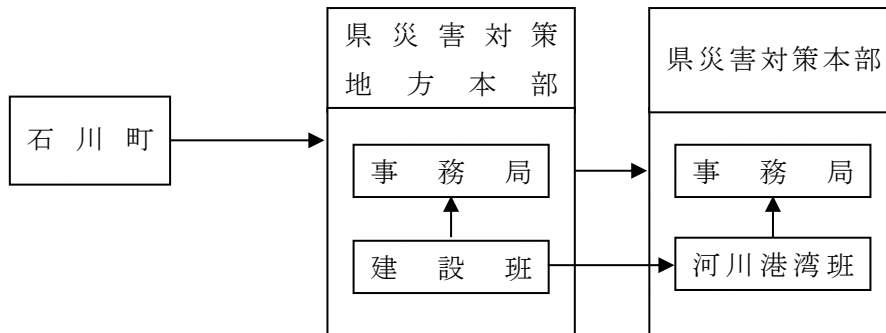
(6) 農産被害、畜産被害



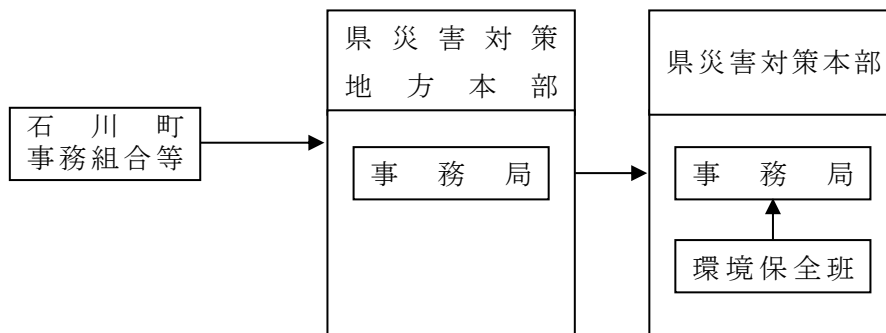
(7) 森林被害



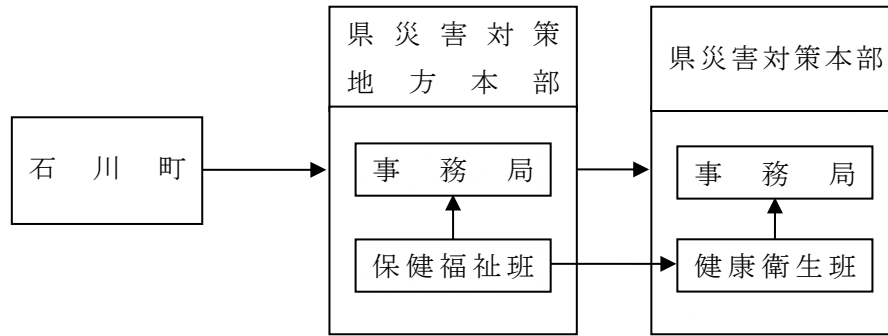
(8) 砂防関係施設の被害及び土砂災害の被害



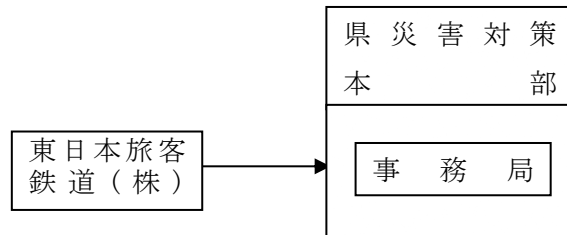
(9) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



(10) 水道施設被害



(11) 鉄道施設被害



4 町から県への報告の種類等

町は、県（災害対策本部総括班、情報班）に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

町からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

(1) 報告の種類

ア 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

イ 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

ウ 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

(2) 報告の様式

ア 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。

イ 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。等

第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。特に孤立集落の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- (2) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、福島県総合情報通信ネットワーク及び県防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。また、通信回線の輻輳^{ふくそう}を避けるため、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- (4) 町及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。

その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信の統制

地震、災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用【資料編3－1 参照】

(1) 非常無線通信の利用

町及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力(株)福島支店、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

(2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(3) 警察通信設備の利用

町は、加入電話及び町防災行政無線が使用不能になったときに、警察通信設備を利用できる体制を整えておくものとする。

(4) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

町は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 放送機関への放送要請

町は災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、加入電話、福島県総合情報通信ネットワーク及び町防災行政無線が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

(6) インターネット情報提供事業者への情報提供要請

町は、インターネット情報提供事業者に対し、インターネットを利用した情報の提供を行うことを要請する。

第2 町における通信の運用

町における通信の運用は、「第1 通信手段の確保」に準じて行う。

また、町は防災行政無線で住民への警報等の伝達、避難指示等についてこれを活用する。

第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第1 町と県の相互協力

1 知事への応援要請

町長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事（県民安全総室）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）又は災対応急対策の実施を要請することができる。

2 他の市町村への応援要請【資料編2－1 参照】

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

3 応援要請の方法

町長が知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を要請する機関名
- (3) 応援を要請する職種別人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) その他必要な事項

第2 国に対する応援要請

1 町長の応援要請

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 手続き

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が、内閣総理大臣（知事）に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣

のあつせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、町は、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

1 町長等の応援要請

町長又は消防本部の長(以下、「災害発生市町村長等」という。)は、大規模な災害等に際し、町の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事(災害対策本部総括班)に連絡し、応援を要請するものとする。

第4 民間事業者への応援要請

1 町における協定【資料編2-1 参照】

町は、被災者に対して、食料をはじめとする物資の安定供給等のため、あらかじめ締結した災害時応援協定に基づき、民間事業者に応援を求めるものとする

第5 公共的団体等への協力要請

町は、区域内における公共的民間団体及び自主防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

なお、これら団体等の協力業務及び協力方法について明確にするともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救援物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組

合、商工会、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、自主防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第6節 災害広報

災害時において、被災地住民及び町内外関係者に正確かつ分かりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町及び防災関係機関は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

第1 本町の広報活動

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線（防災ラジオ含む）、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、さらにテレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設等を活用し、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要である。

1 広報内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 町における避難に関する情報
 - ア 避難指示等に関すること。
 - イ 受入施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の交通規制の状況に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

2 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する町が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第2 広報の方法

1 広報の方法

(1) 一般広報

- ア 町等の広報体制を活用した広報
- イ 広報車による広報
- ウ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
- エ インターネットを利用した広報等（災害情報用ホームページ開設、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信等）
- オ 携帯電話を活用した広報

(2) インターネットを利用した広報の留意点

インターネットを利用して広報等を行う場合、以下の点に留意する。

- ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。
- イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するよう努めるものとする。
- ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努めるものとする。
- エ 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知するものとする。

(3) 報道機関への発表

- ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。
- イ 発表は、原則として災害対策本部広報責任者（総務課長）の立会いのもとに実施するものとする。

(4) 災害情報共有システム（Lアラート）

町は、災害情報共有システム（Lアラート）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるようにする。

(5) 要配慮者に配慮した広報の実施

次のような要配慮者に配慮した広報の実施を心掛ける。

- ア 外国人に対して「やさしい日本語」を含む多言語による広報
- イ 聴覚障がい者に対して文字放送、手話通訳等の実施

第3 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、町民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、県（災害対策本部広報班、知事公室班）、町及び報道機関に広報を要請する。

第7節 水防計画

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、町内各河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものである。

第1 水防の責任

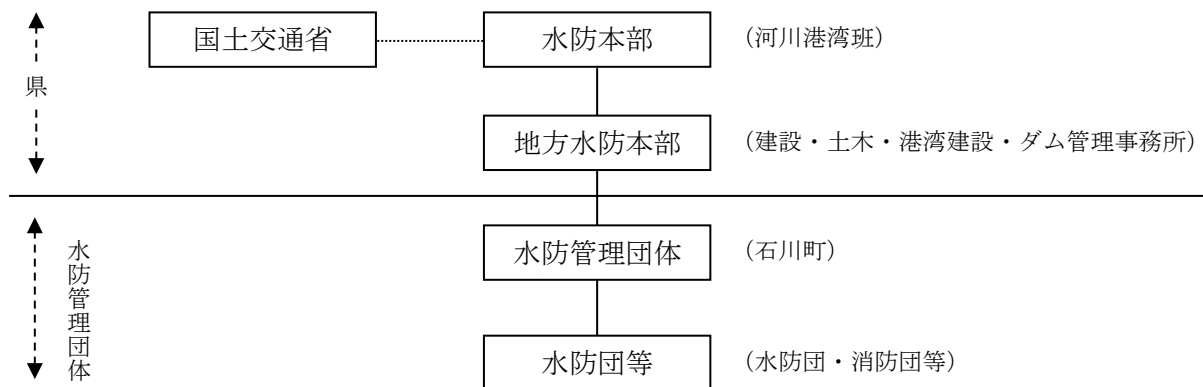
1 水防管理団体の水防責任

水防管理団体（町）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

第2 水防組織

1 水防組織の概要

- (1) 県と水防管理団体（町）は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。



- (2) 各水防組織の役割

ア 水防管理団体

町の水防事務を総括する。（地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団等（以下、「水防団等」という。）への出動指令（水防法第17条）、他の水防管理者等の応援要請（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、避難立退の指示（同法第29条）等の業務を実施）

- (3) 水防組織間の連絡

水防管理団体（町）は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとるものとする。

第3 水防活動

1 監視、警戒活動 【資料編7-4 参照】

水防管理者は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。また、異常を発見した場合には、直ちに所轄建設事務所及び土木事務所に報告するものとする。

2 ダム、水門の操作

ダム、水門の管理者は、所定の規則、規程により操作し、水災を未然に防止するよう努める。

3 水防活動の実施

水防管理者は、監視及び警戒により水防上必要と認められた場合には、必要な措置を実施する。また、水防活動の内容を直ちに所轄建設事務所及び土木事務所長に報告するものとする。

第8節 土砂災害応急対策

土砂災害から住民の生命及び財産を守るため、土砂災害に関する情報の伝達や避難対策等、必要な措置を行うものとする。

第1 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報とは

1 kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る 60 分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときに、県（河川港湾総室）が、福島地方気象台と共同して発表する。

2 土砂災害警戒情報の発表

(1) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- ア 県（河川港湾総室）と気象台が共同して作成・発表する情報である。
- イ 市町村長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。
- ウ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- エ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- オ 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- カ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

(2) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

ア 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県（河川港湾総室）と福島地方気象台が発表対象地域ごとに発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県（河川港湾総室）と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取り扱うものとする。

	震度 5 強の地域	震度 6 弱以上の地域
暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	8 割	7 割

イ 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模

な土砂災害が発生した場合等には、県（河川港湾総室）と福島地方気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

(3) 利用に当たっての留意点

- ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間を詳細に特定するものではないことに留意する。
- イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- ウ 町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

3 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 情報の伝達体制

土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。本章 第3節 第1「3 防災気象情報の伝達系統図」を参照。

- ア 県（河川港湾総室）と福島地方気象台が土砂災害警戒情報を発表した場合は、気象台は、土砂災害警戒情報を防災情報提供システム等により、県（危機管理室）等関係機関、NHK福島放送局等報道機関へ伝達する。
- イ 県（危機管理室、河川港湾総室）は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を県双方情報通信ネットワーク等により伝達する。

また、県（河川港湾総室）は、土砂災害警戒情報を発表した市町村に対し、建設事務所を経由して電話・FAXによる伝達確認を行う。

(1) 町の取組

町は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。

特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

(2) 住民に求められる行動

住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、行政区や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

第2 土砂災害・斜面災害応急対策

1 応急対策の実施【資料編7-1～3 参照】

- (1) 町は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。
- (2) 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

2 要配慮者に対する配慮【資料編8-1～3 参照】

町は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達す、避難支援活動を行う。

3 土砂災害調査

- (1) 町は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。
被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により、状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- (2) 重大な土砂災害が想定され、国、県が緊急調査を行った場合に、町は、国、県から通知される土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

4 応急対策工事

町は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計等の感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異常時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

5 避難指示等の実施

町は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難指示及び避難誘導等を実施する。

異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

6 土砂災害緊急情報

- (1) 土砂災害緊急情報の伝達について

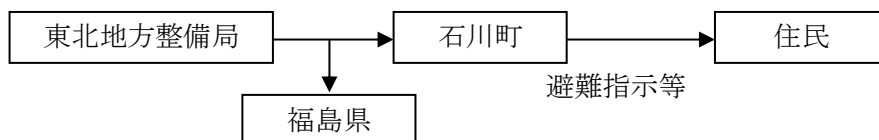
町は、前記3(2)の国、県の土砂災害調査の結果として通知された土砂災害緊急情報と、福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等の発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、行政区や近隣住民と連絡を密にするなどして、自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(2) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

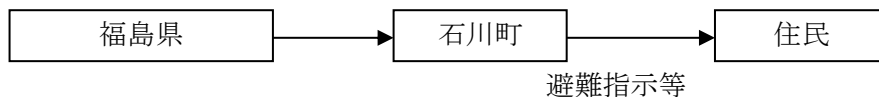
ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。

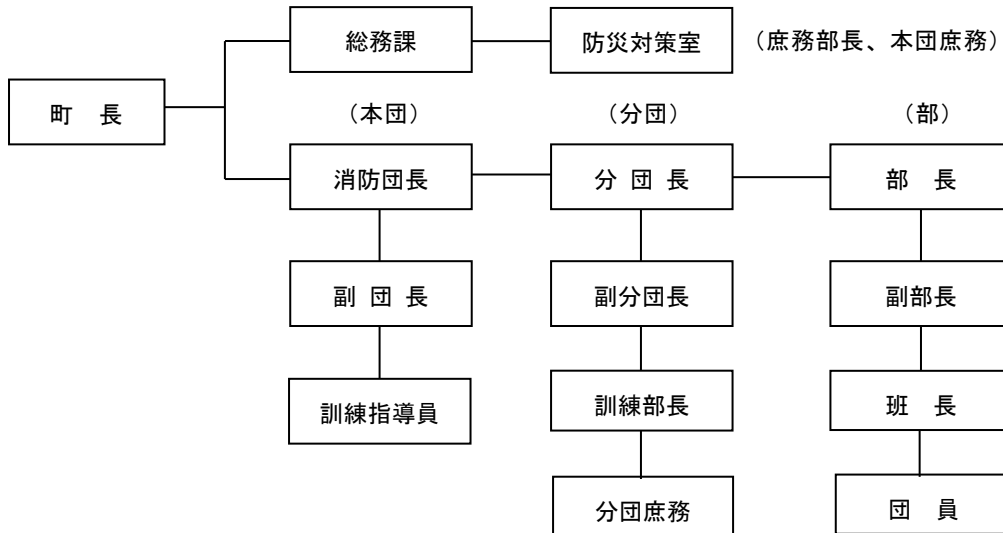


第9節 消防計画

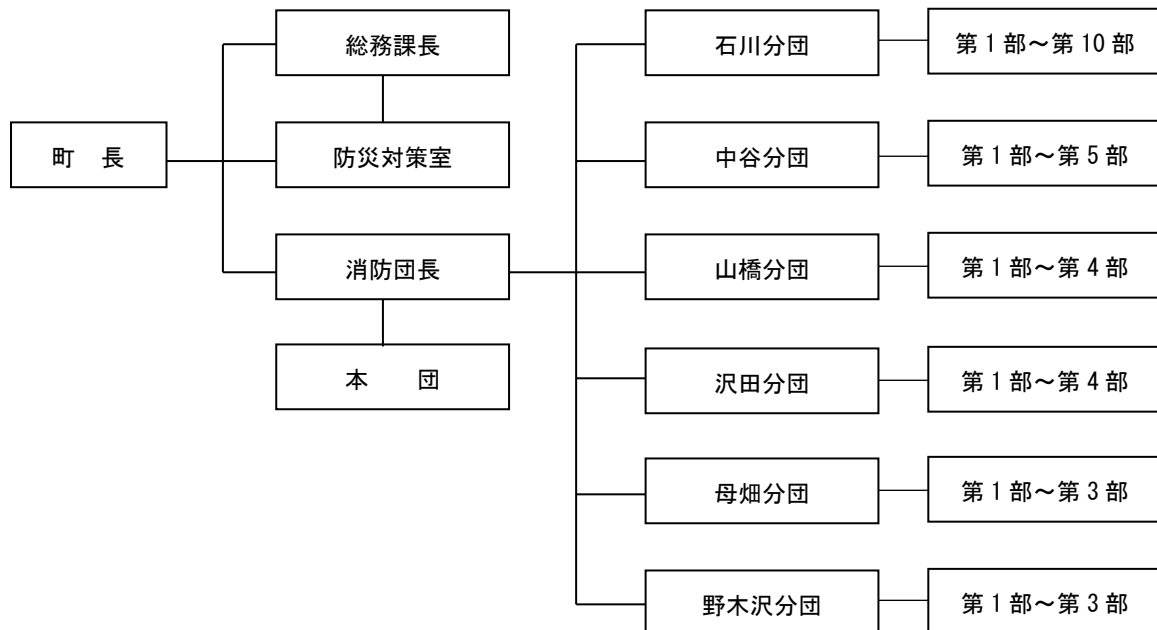
この計画は、水火災発生の実態に即応し、消防機関を敏速かつ効果的に運用して、水火災による被害を最小限度にとどめるとともに、消防機関の連携強化と必要な行動を定めるものである。

第1 組織計画

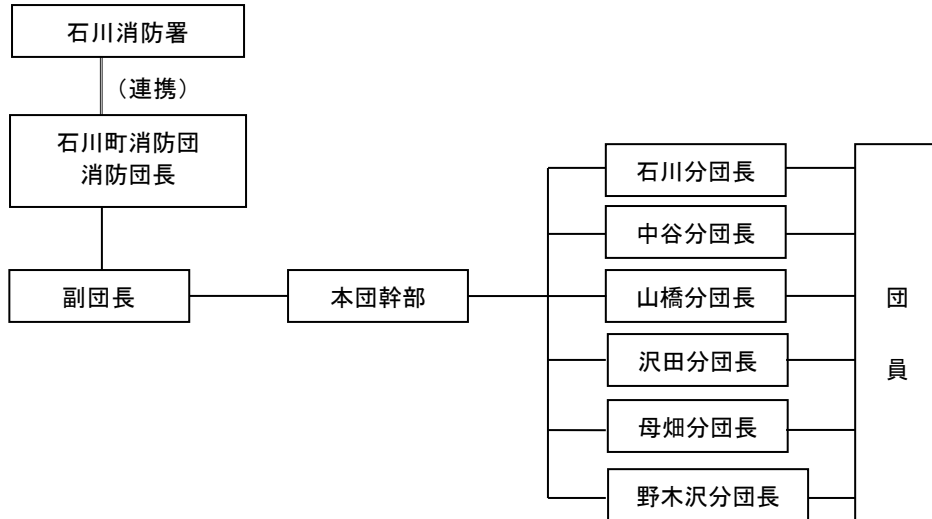
1 消防団の組織【資料編様式4-1・2 参照】



2 消防団の機構と指揮系統図



3 災害時の指揮系統



第2 消防力等の整備計画

「消防力の整備指針及び消防水利の基準」に基づき、消防団員の確保等の体制整備並びに、地域の実情に応じた消防水利の整備を図るものとする。

第3 調査計画

火災や風水害、地震等が発生した場合に適切な防御活動ができるようにするため、消防団員に消防地理、消防水利の現況を調査して、周知させておくものとする。

第4 教養訓練計画

消防団員は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを任務とすることから、消防活動を適切に行うために十分な教養訓練を実施するものとする。

(1) 教養

消防教育は団員に対して、消防の責務を正しく認識させるとともに、消防人としての人格の向上、学術、技能の習得、体力の練成を図り、能率的に職務遂行ができるようにするものであり、定期的実施するものとする。

(2) 訓練

ア 基礎訓練

消防団員の規律保持のため、訓練、礼式、点検報告について反復実施するとともに、消防活動を有効適切に行うことができるようにするため、ポンプ車及び小型ポンプの実技訓練を行うものとする。

イ 火災防御訓練

火災という急迫した状況において、被害を最小限にとどめるため、実行性のある訓練を重ねるものとする。

このため招集、出動、水利統制、人命救助、避難誘導、警戒、通信連絡、破壊消防、水損防止

等の一連の訓練を行うものとする。

ウ 水災防御訓練

水災防御訓練は、水害を軽減するための応急措置で、洪水等の場合における警戒及び破堤越水の場合の応急水災防御訓練で招集出動、水防工法、人命救助、避難誘導、通信連絡、情報収集の訓練及び水防訓練を実施するものとする。

エ 総合防災訓練

消防団（員）は町の防災機関の中核としての活動が望まれることから、町を災害から保護する立場を自覚し、行動できるよう精神面の教養あるいは技術の錬磨に努めるため、総合防災訓練に参加するものとし、消防機関の役割の中にある任務分担及び資器材の配備等を明らかにするものとする。

第5 災害予防計画

(1) 火災予防指導

火災予防指導は、防火管理者、危険物取扱責任者、消防設備士及び各団体等を対象として、講習会、座談会、現地指導、パンフレットの配布等により、消防関係法規の周知、消防計画の策定指導、消防設備等自主検査の強化及び自衛消防組織の促進、育成について指導するものとする。

(2) 火災予防査察

火災を未然に防止し、若しくは火災の被害をより少なくするため消防団員の査察班を編成し、定期査察、臨時査察、特別査察の区分により予防査察を実施するものとする。

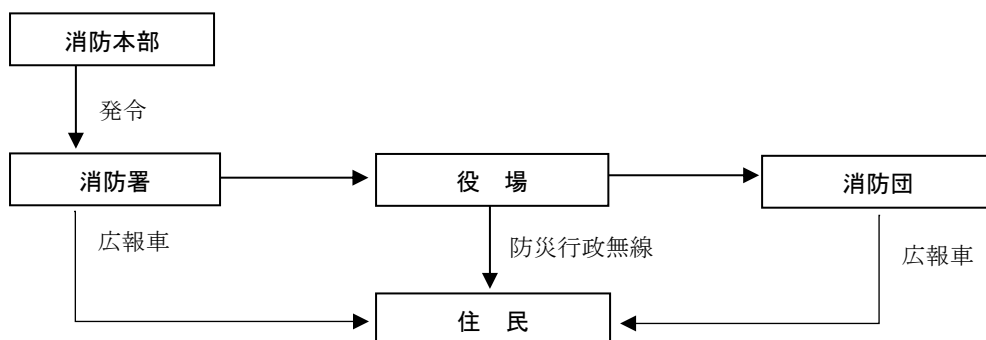
(3) 風水害等の予防指導

暴風雨等の自然現象によって、事前に被害発生が予想されあるいは、巡視警戒等によって危険状態をいち早く察知して被害発生を防止するため、防災パトロールを実施する体制を整備するとともに危険区域に関係する地区住民に対して、その危険の実態を認識させておくものとする。

第6 警報発令伝達計画

異常気象時に火災を未然に防止するため火災警報の発令、及び解除の伝達方法を定めておくものとする。

(1) 警報発令の伝達



第7 情報計画

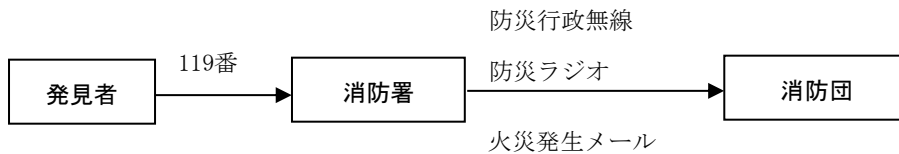
(1) 情報収集

災害が発生する危険が生じたとき及び火災が発生したときは、その状況を迅速かつ正確に把握するための情報の収集に当たるものとする。

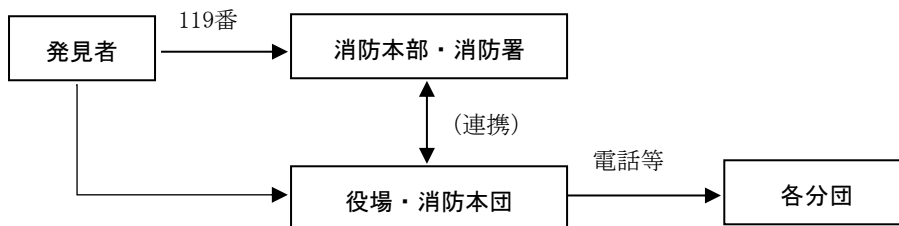
(2) 災害情報、被害報告の連絡図

その概要は次のとおりである。

ア 火災発生



イ その他災害



(3) 情報広報

住民に対する広報は、いたずらに人を動揺させることを避け、災害の状況等を確実に広報するものとする。この場合の方法は、防災行政無線及び防災ラジオ、広報車等によるものとする。

(4) 情報記録【資料編様式 11-7 参照】

情報記録は被害状況の確認の資料として、また今後の災害対策の資料として、重要なものであるから、災害情報、報告書、記録写真広報資料等保存年限を定めておくものとする。

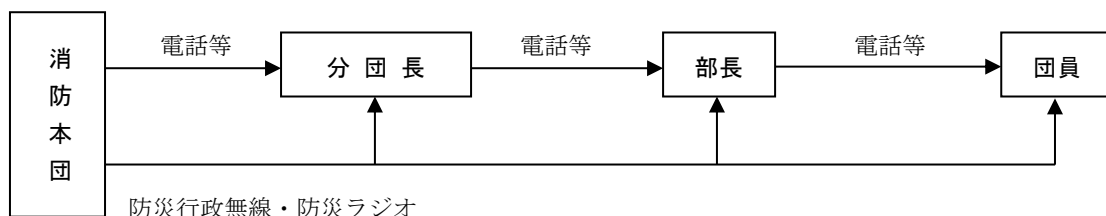
第8 火災警防計画

火災警防計画は、火災を警戒し、鎮圧するために、消防団員の招集、出動、警戒、通信、監視及び火災防御について計画するものである。

(1) 消防団員の招集

ア 関係機関からの通報に基づき、消防団本部は直ちに連絡系統図に従い、防災行政無線、電話、又は口頭により連絡するものとする。

また、団員はその状況により、各分団屯所（機械置場）に待機するものとする。



イ 通常火災時

出動計画に基づく出動分団以外の分団は覚知後命令を待つことなく、直ちに各分団屯所（機械置場）に待機するものとする。

ウ 非常火災時

非常火災時の招集は、非常火災が発生した場合に迅速かつ、最大限の火災防御ができるよう全団員を招集するものとし、サイレン警鐘及び防災行政無線放送により行うものとする。

(2) 出動

出動はあらかじめ設定した警防区域に従って行うものとし、第1出動、第2出動、第3出動の区分により出動するものとする。

(3) 警戒

ア 火災警報発令

火災警報発令時は、火災が発生すれば、気象の状況により急速に延焼拡大のおそれがあるので、警戒の万全を期するため、警報発令伝達計画に基づき関係機関への周知徹底、住民に対する警戒心の喚起、啓発と合わせて機械器具の点検及び団員の待機を行うものとする。

イ 災害時

地震、火災その他水害等にともない、二次的に発生するおそれのある火災に備えて、団長の指令により団員を警戒に当たらせるものとする。

ウ その他

火災発生の多発期に、ある機関を定めて特別警戒を実施するほか、特に警戒を必要と認めるときに特命特別警戒を実施するものとする。

(4) 火災防御計画

人命の危険及び延焼拡大のおそれのある危険区域について、必要に応じ防御計画を定めるものとする。

第9 風水害等警防計画

(1) 消防団員の招集

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときにそれぞれの災害の規模に応じ班の編成が円滑に行われるよう、団員の確保、参集場所、招集基準について定めるものとする。

団員の確保、参集場所、招集地域については、火災防御計画に準ずるものとし、招集基準は次のとおりとする。

ア 強風下の場合

強風による風害が予想され、又は発生している場合は、全団員の3分の1を招集する。

イ 水防第1態勢

洪水による被害の発生が予想されるときは、指定した場所に一部の団員を招集する。

ウ 水防第2態勢

洪水による災害の発生が予想され、又は発生し、これを警戒防御するため警防区域の全団員を招集する。

エ 水防非常態勢

全団員を招集する。

(2) 出動

団員の招集により、班編成がなされ、待機の状態にある団員に対し、あらかじめ出動区域への出動を命令するものとする。

出動は第1出動、第2出動、非常出動とする。

(3) 資機材の配備

風水害等の防御活動に必要な資器材の配備が迅速にできるよう、関係機関との連絡を密にするとともに、被害が予想される地域には適切に資器材の配備をするものとする。

(4) その他

このほかの計画及び詳細については水防計画による。

第10節 救助・救急

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、町民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

1 自主防災組織、事業所の防災組織及び町民は、次により自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

2 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。

- (1) 救助技術、救助活動の習熟
- (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 町（消防機関を含む）による救助活動

1 救助班の編成

町は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施するものとする。

なお、その状況について逐次、県に報告するものとする。

2 県等への協力要請

町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

第3 広域応援

必要に応じて、町長は県（災害対策本部総括班）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第11節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 町長の災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

町長は、町に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（災害対策本部総括班）に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の要求要領 【資料編様式2-1 参照】

- (1) 町長が知事（災害対策本部総括班）に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県地方振興局長（災害対策地方本部総括班）を経由して、知事へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに県地方振興局長へ連絡するものとする。

ア 提出（連絡）先：県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班

イ 提出部数：2部

ウ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

- (2) 町長は、前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部総括班）に通知するものとする。

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命に関わるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握

- (2) 避難者の救助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む。）
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯、給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- (11) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
不発弾の処理は、県警察本部（生活環境課）が窓口となる。
- (12) 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。）

【具体的な要請例】

- ア 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
- イ 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- (13) その他
知事（災害対策本部総括班）が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

4 自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口

陸上自衛隊 福島駐屯地	担当区域	福島県全域
	担当窓口	陸上自衛隊第44普通科連隊第3科 TEL 024-593-1212 内線 235 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)
	時間外	福島駐屯地当直司令 内線 302 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-02)

第2 災害派遣部隊の受入れ体制

町、警察、消防署等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ【資料編4－1，4－2 参照】

町長は、自衛隊部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、県及び関係機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。

- (1) 本部事務室
現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

第3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

1 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限の内容【資料編様式2－3 参照】

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場に行かない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第4 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合又は部隊が派遣の必要がなくなったと認めた場合に行うものとする。【資料編様式2-2 参照】

ただし、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

第5 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、町、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 県、町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第12節 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自ら命を守るための行動」とする。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難行動要支援者の避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1 避難情報や災害発生情報の発令

町長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3情報）、避難指示（警戒レベル4情報）を発令する。

また、災害が発生・切迫した状況において避難指示の対象者のうち、町長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、状況が切迫していることを伝え、緊急安全確保（警戒レベル5情報）を発令し、住民に対して命を守る最善の行動をとるよう呼びかけるものとする。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者

ア 責任者の職務

避難情報・災害発生情報発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難情報・災害発生情報を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、「近隣の安全な場所への移動」又は「屋内安全確保」を指示する必要がある。

【資料編5－1 参照】

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、あらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

イ 避難指示等の発令時の留意事項

(ア) 町は、危険の切迫性に応じて、雨量や河川の水位等も踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(イ) 町は、避難指示等については、あらかじめ定めた判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努めるものとする。

(ウ) 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

【参考】避難に関して法律に基づく実施責任者

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準
高齢者等避難 警戒レベル 3 情報	町長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 警戒レベル 4 情報	町長（災害対策基本法第60条）	立退きの指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事（災害対策基本法第60条）	立退きの指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	町長（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第29条）	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官（災害対策基本法第61条）	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官（警察官職務執行法第4条）	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保 警戒レベル 5 情報	町長（災害対策基本法第60条）	緊急安全確保措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	警察官（災害対策基本法第61条）	緊急安全確保措置	避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。 町長が緊急安全確保を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。

(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

ウ その他

町で定める基準に達したとき。

【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新している。 大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「警戒」（赤）、「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難情報の発令の検討も必要。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

	・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。 水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(3) 指定行政機関等による助言

町は、避難の指示又は緊急安全確保を指示しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。

各災害に関する避難指示等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水 害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）
- ・土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）

2 避難指示等の内容

町長等が避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示等の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難指示等を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 町の措置

ア 知事への報告

町長は、避難のための指示、立退き先の指示又は緊急安全確保を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難指示、緊急安全確保の指示の有無
- (イ) 避難指示、緊急安全確保の指示の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難及び緊急安全確保の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事（災害対策本部情報班）に報告しなければならない。

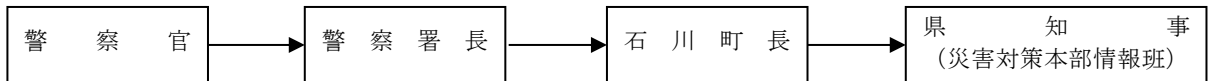
イ 住民への周知

町は、自ら避難指示又は緊急安全確保の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、町地域防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(2) 警察官の措置の報告系統

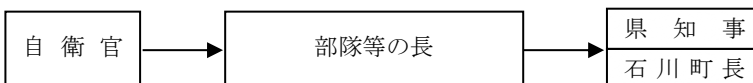
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 職権に基づく措置



(3) 自衛官の措置



4 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

5 避難指示等の判断基準（土砂災害）

避難指示等は発令の判断基準は次のとおりとする。

（※なお、実際の運用は、1(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報や、国、県、気象台等に助言等を判断の参考とする。）

発令情報	判断基準
高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
避難指示	1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 2：土砂災害の発生が確認された場合

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）

- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、上記(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条に基づき、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班、建設事務所）に対し助言を求めることができる。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である町長又は避難指示等を発した者がその措置に当たるものとする。

2 避難指示等の伝達

町は、防災行政無線（防災ラジオを含む）と併用して、広報車による伝達やＬアラート、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく行政区長が主導するものとするが、それにより難しい場合は、地域の支援者やその他適当な者に依頼して避難者の誘導措置の徹底を図るものとする。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。

- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受入先での救助物資の支給等を考慮し、できれば隣組等の単位で行うこと。
- (6) 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 歩行困難な者
- ウ 高齢者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

第4 避難行動要支援者等対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

町等は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、地域住民、民生児童委員、自主防災組織の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たって聴覚障がい者についてはFAX等の音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 外国人に対する対策

町は県の支援を受けながら、ラジオやテレビをはじめとするマスメディアの活用を含めて、「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(2) 在宅者対策

町は、消防機関、民生児童委員及び自主防災組織等の避難支援等関係者の協力を得て、避難場所に誘導する。

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即して対応する。

(3) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

第5 孤立集落対策活動

1 孤立集落の把握

町は、孤立集落が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数の把握に努めるとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

2 孤立集落応急対策活動

(1) 救助・救出対策

ア ヘリコプターによる救助が予想される場合は、概要を直ちに県に通報するものとする。

イ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮するものとする。

ウ 孤立集落内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の状況等を確認し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を実施するものとする。

(2) 通信手段の確保

N T T回線が不通になった場合は、職員の派遣、防災行政無線、衛星携帯電話等による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(3) 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる物資輸送の要請を行う。

(4) 道路の応急復旧活動

孤立集落に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、オートバイ、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第6 観光客等の避難対策

1 情報提供等

観光客等にとって必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。情報の提供に当たっては、観光関連施設への情報提供をはじめ、緊急速報エリアメール、SNSなど多様な情報提供手段により情報提供を行うものとする。

【観光客等に伝える情報例】

- 被害状況に関する情報（浸水、震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 鉄道、バス等の公共交通機関に関する情報（運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 支援情報（避難所の開設状況等）

2 滞在支援

(1) 町は、大規模災害の発生により、バス、鉄道等の公共交通機関の運行停止、道路被害の復旧困難等により帰宅が困難となった場合に、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、避難所を一時滞在施設として開放する。

(2) 避難所等まで安全に誘導するため、地元警察署等の協力を得る。

(3) 避難所の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受入を優先するものとする。

なお、住民の避難所と併用となる施設については、避難者名簿を別に設けるなど、住民と帰宅困難者の混乱が生じないように留意する。

3 帰宅支援

帰宅を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

第7 広域的な避難対策（広域一時滞在）

1 県内市町村間の広域避難（広域一時滞在）の協議等

(1) 被災した場合

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町外への立ち退きが必要であると考えられる場合には、県内の他の市町村の市町村長に協議を図るものとする。

町長は、他の市町村長と協議をするときは、あらかじめその旨を知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。

イ 町長は、協議先の市町村長から受入れの通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、及び関係者に通知するとともに、県知事に報告しなければならない。

ウ 町長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び町長が必要と認める者に通知し、並びに公示するとともに、知事に報告しなければならない。

(2) 受入れの場合

ア 受入れの協議を受けた場合は、町長は、正当な理由がある場合を除き、広域一時滞在の用に供

するため、要避難者を受け入れるために避難所を提供する。

イ 町長は、要避難者を受け入れるべき避難所を決定し、直ちにその内容を当該避難所を管理する者その他の町長が必要と認める者に通知しなければならない。

町長は、受入れ内容を、協議した市町村長に通知しなければならない。

ウ 町長は、協議した市町村長から広域避難の必要がなくなった通知を受けたときは、速やかにその旨を関係者に通知しなければならない。

2 県外広域避難（都道府県外広域一時滞在）の協議等

(1) 被災した場合

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の都道府県内の市町村への避難が必要であると考えられる場合には、知事に対し、他の都道府県の知事と要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

イ 町長は、知事から受入れの通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、及び関係者に通知しなければならない。

ウ 町長は、都道府県外広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに、関係者に通知しなければならない。

(2) 受入れの場合

ア 知事から協議を受けた場合、町長は、正当な理由がある場合を除き、都道府県外広域一時滞用の用に供するため、要避難者を受け入れるために避難所を提供する。

イ 町長は、要避難者を受け入れるべき避難所を決定し、直ちにその内容を当該避難所を管理する者その他の町長が必要と認める者に通知しなければならない。

町長は、受入れの内容を、知事に報告知しなければならない。

ウ 町長は、知事から都道府県外広域避難の必要がなくなった通知を受けたときは、速やかにその旨を関係者に通知しなければならない。

3 町長による都道府県外広域避難の協議等

(1) 広域避難に関する県知事の助言の要請

町長は、協議の相手方その他広域避難に関する事項についての助言を知事に要請することができる。

(2) 被災した場合の町の役割

町は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知する。また、避難するための手段を持たない被災者のために、県（災害対策本部広域応援・避難班）と協力し、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(3) 受入れの場合の町の役割

広域避難を受け入れる場合、町は、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

第8 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第13節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、自治センター、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

第1 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、原則として町が実施するものとする。【資料編5-2 参照】
- (2) 町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- (3) 大規模災害等で市町村間を超える広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を受入れできない場合、町は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。

2 町長の措置

町長は、あらかじめ指定一般避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受け入れるべき者を誘導し、保護に当たるものとする。

なお、町は、あらかじめ避難所の開設や運営方法を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

- (1) 避難所の開設【資料編5-2 資料編様式11-3・4 参照】

町長は、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。

指定一般避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

この場合、指定一般避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定一般避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者を配置し、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県（災害対策本部広域応援・避難班）に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

【開設報告事項】

ア 避難所開設の日時及び場所 イ 箇所数及び収容人員 ウ 開設期間の見込み

- (2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県（災害対策本部広域応援・避難班）をはじめ警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

- (3) 避難所における措置【資料編様式10-1・2 参照】

避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者の受入

町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また町は、必要に応じ、ペットとの同行避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

イ 被災者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

オ 被災者への情報提供

必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図る。

カ 感染症対策

町は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ その他被災状況に応じた救援措置

避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(4) 県有施設の利用

町長は、被災者を一時受け入れるため、県有施設の一部を利用するときは、県に要請し、施設管理者は、町長が行う受入活動に協力する。

なお、施設管理者は、収容の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、収容した被災者の管理は、町長が実施する。

(5) その他の施設の利用

町長は、指定一般避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

第2 避難所の運営

1 避難所運営の主体

- (1) 避難所には、災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。
- (2) 町長は、行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

- (3) 行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、外部支援者等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。
- (4) 町や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障等により物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、町は避難所の運営を行う。

2 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内等を確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド	カ 仮設トイレ
イ 間仕切り用パーティション	キ テレビ・ラジオ
ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末
エ 洗濯機・乾燥機	ケ 簡易台所、調理用品
オ 仮設風呂・シャワー	コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定一般避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

(3) 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱い

避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する

避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる責任を負うものとする。

4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

5 要配慮者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) 健康支援活動の実施

町は、県（災害対策本部救援班、保健福祉部各班）及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県（健康衛生班）や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 施設・設備の整備【資料編5-4 参照】

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

6 指定一般避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定一般避難所以外の被災者の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定一般避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定一般避難所に移転するよう求めることが必要である。

第14節 医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

町は、石川郡医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県（健康衛生班）に速やかに報告する。医療機関は広域災害救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、町の防災行政無線により報告を行う。

第2 医療（助産）救護活動

町は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行う。

- (1) 町は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ石川郡医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。
- (2) 町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県（災害対策本部救援班、健康衛生班）に対し協力を要請する。
- (3) 医療救護班の業務内容 【資料編様式1-1～5 参照】
 - ア 診療（死体検案を含む。）
 - イ 応急処置、その他の治療及び施術
 - ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
 - エ 薬剤又は治療材料の支給
 - オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
 - カ 看護
 - キ その他医療（助産）救護に必要な措置

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

- (1) 傷病者搬送の判定
 - ア 医療救護班の責任者は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。
- (2) 傷病者搬送の要請
 - ア 医療救護班の班長は、県（災害対策本部救援班、健康衛生班）、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者等の場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行う。

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県（災害対策本部救援班、健康衛生班）、町、救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリにより実施する。また、必要に応じて自衛隊に対し要請する。

ウ 傷病者搬送の要請を受けた場合、町及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、県と連携しながら搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 医薬品等の確保

町は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県（健康衛生班）に供給要請を行う。

第5 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は県（健康衛生班）と連携し被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第15節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 遺体の捜索のための輸送
- (7) 遺体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

第1段階に加え、

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

- (1) 道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第1章 第9節緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

- (2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

町は、指定一般避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するものとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

1 町の輸送確保体制 【資料編4-4 参照】

- (1) 町有保有車両の利用

災害発生時において、輸送に必要な車両は、各課において保有する車両を利用するものとする。

さらに、車両が不足する場合においては、総務課において集中して管理している車両を利用するものとする。

- (2) 外部への協力要請

ア 町は、町内輸送業者、(公社)福島県トラック協会等との連携のもと、地域の現況に即した車両等の調達を行う。

イ 各班は、関係業者（特殊車両等保有業者）に対して、保有する特殊車両等についての利用について協力要請を行う。

ウ 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県（災害対策本部広域応援・避難班、関係各部・班）に対して要請及び調達・あつせんを依頼する。

2 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

第4 緊急輸送路の情報の集約と報告

1 道路情報の集約

町は管理する道路について、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、通行可能な道路の情報を県（災害対策本部広域応援・避難班、道路班）に提供する。

2 道路情報の活用

町は、県の指示に基づき、緊急通行車両の通行ルートを活用する。

第5 ヘリコプターによる災害応急対応の受入れ体制の整備

1 町の受入れ体制の整備【資料編4-1 参照】

県消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請する場合、町長等は、県消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて以下の受入れ体制を整備するものとする。

- (1) 緊急離着陸場の確保及び安全対策の実施
- (2) 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
- (4) その他必要な事項

第16節 労務供給計画

災害発生時に公共職業安定所及び災害協力団体を通じて供給可能な労務者を確保し、労務供給の万全を期するものとする。

1 供給可能労務者

- (1) 須賀川公共職業安定所に登録されている労務者及び災害協力団体に雇用されている労務者をこれに当てるものとする。

2 供給の方法【資料編様式 12－1 参照】

災害発生に際し、建設農政部長（都市建設課長）は、他の部より供給の要請があった場合は速やかに関係機関と連絡をとり労務者の確保を図るものとする。

3 費用の負担

- (1) 労務者に支払われる賃金は、当該地域の同一職種に従事する一般民間賃金を基本として、公共職業安定所の意見を聞いたうえで決定するものとする。
- (2) 労務者に支払われる賃金は原則として日払いとする。

第17節 警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、石川警察署（県警察本部）との緊密な連携のもと、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1 警備活動

1 警備活動

町は、住民の安全確保、社会秩序の維持等のため、救出救助活動、避難誘導活動、二次災害防止措置の活動等、石川警察署（県警察本部）と連携した警備活動を行うものとする。

第2 交通規制措置

石川警察署（県警察本部）は、災害時において、以下の交通規制措置を行うため、町は必要に応じて協力を行うものとする。

1 被害状況の把握

石川警察署（県警察本部）は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施 【資料編様式 11－6 参照】

石川警察署（県警察本部）は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

(1) 被災区域等への流入抑制

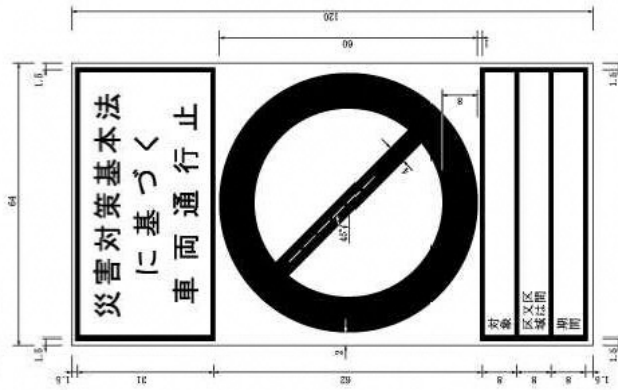
災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

(2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近において、災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」



イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ 迂回路対策

石川警察署（県警察本部）は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

エ 広報活動

石川警察署（県警察本部）は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知するものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の番号標を有しているものを除く）。

イ 確認手続き

県（生活環境班又は地方振興局）又は公安委員会（警察本部又は最寄りの警察署）は、車両の使用者の申出により、当該車両が令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。【資料編様式3-1～6 参照】

(4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

ア 公安委員会においては、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に基づき行うものとする。

イ 公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続については、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- (2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第18節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 町の業務

(1) 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、町内の防疫対策の企画、推進に当たる。

(2) 予防教育及び広報活動

県（健康衛生班）の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

ア 知事（健康衛生班）の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(4) ねずみ族昆虫等の駆除

ア 知事（健康衛生班）の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(5) 生活の用に供される水の供給

ア 知事（健康衛生班）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(6) 臨時の予防接種

知事（健康衛生班）の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(7) 避難所の防疫指導等

ア 避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

イ 避難所での食中毒の発生を防止するため、避難所で提供される飲食物の品質及び衛生管理、並びに避難者の手洗消毒の実施を指導する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

また、必要に応じて、県（健康衛生班）に食品衛生監視班の派遣要請を行うものとする。

ウ 福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

(8) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに管轄保健福祉事務所長を経由して知事（健康衛生班）へ報告する。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）により知事（健康衛生班）へ報告する。

第2 栄養指導、保健指導及び精神保健活動

1 栄養指導、保健指導

(1) 保健師・栄養士等による保健指導

町の保健師・栄養士等は、災害の状況により、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、被災者の栄養・食生活支援など、健康管理面の保健指導を行う。

(2) 活動の内容

活動に当たっては、福祉関係者、民生児童委員、医師、歯科医師、ケアマネージャー等との連携を図りながら効果的な巡回健康相談を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

また、食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導や巡回栄養相談の実施、食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）、特定給食施設等への指導等、必要に応じて、県（健康衛生班）の指導に基づき行うものとする。

避難生活の長期化に伴い、要配慮者をはじめとした避難者への医療措置の遅れや、車中泊中の避難者に懸念される静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等、災害時の二次被害を防ぐために、医療機関等と連携しながら避難者への注意喚起や、保健指導を行うものとする。

2 精神保健活動

町は県（生活福祉班、健康衛生班）と協力し、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、医療機関と連携し、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ災害派遣精神医療チーム（DPAT）を

避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

第3 防疫及び保健衛生機材の調達及び供給

町は、災害発生時には、町の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけでは対応できない場合は、協定を締結している民間事業者等から調達し、町での調達が難しい場合は、県へ調達を要請する。

第4 動物（ペット）救護対策

町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

また、必要時に応じて県（健康衛生班）に協力の要請を行うものとする。

第19節 廃棄物処理対策

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物処理

1 排出量の推計

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

町（関係一部事務組合を含む。以下この節において同じ。）においては、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時に策定している災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 収集体制の確保

- (1) 町は、被災等における生活環境保全・公衆衛生確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。
- (2) 町は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。
- (3) ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
- (4) 町は、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、町は、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、町のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が収集処理を行う。

ア 町は、国、県、関係市町村及び関係者と協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保を図る。

イ 建築物等の解体等によるがれきの処理に当たっては、町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、町及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

ウ 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県及び他市町村への協力要請を行うものとする。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

町は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的には、処理量が増加すると考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るものとする。

2 収集体制の確保

町は、被災等における生活環境保全、公衆衛生の重要性を考え、速やかな収集体制を確立できるよう、関係する一部事務組合と協議する。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより処理することとする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置

き等を指導しておくものとする。

また、水洗トイレを使用している世帯においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずるものとする。

第3 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請するものとする。

また、町は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県に支援を要請するものとする。

第20節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、町民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水、燃料等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定一般避難所に避難している被災者のみならず、指定一般避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

町は、県（健康衛生班）及び国の協力を得ながら地震等による被災者に対しておおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

2 飲料水の応急給水活動【資料編6－1・2 参照】

(1) 町の対策

ア 町は、給水担当班を組織し、応急給水を実施する。

イ 町は、水道事業者が確保した飲料水ほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定一般避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(2) 水道事業者の対策

水道事業者は、応急飲料水の確保に努めるとともに、町が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援する。

3 生活用水の確保

町及び水道事業者は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策

1 対応の概要【資料編4－3 参照】

町は県（災害対策本部物資班、生活環境班、産業振興班、生産流通班）の支援を受けながら、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対

して供給する。

2 調達及び供給

- (1) 町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。【資料編4-4 参照】

町は、災害救助用米穀を必要とする場合は、必要量を把握のうえ政府所有食糧緊急引渡要請書を作成し、知事に要請を行うものとする。知事と連絡がつかない場合は、町長は倉庫を管轄する東北農政局（福島県拠点）に引渡しの手続きを行うものとする。【資料編様式4-1・2 参照】

- (2) 食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者、糖尿病や食物アレルギーで食事療法が必要な者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

町は県（災害対策本部物資班、産業振興班）の支援を受けながら、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあつせん又は調達し、供給する。

2 生活必需物資等の範囲 【資料編4-3、資料編様式5-1～3 参照】

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

- (1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

- (2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

- (3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

- (4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需物資等の調達及び供給

町は、備蓄されている生活必需物資等及び調達計画に基づき地区内小売業者等から調達し、被災者等に供給する。

4 被災者への給与

避難所においては、被災者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必

需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第4 燃料等の調達・供給対策

町は、避難所や緊急通行車両、災害応急対策のために使用する車両等の燃料の確保が困難な場合には、県（災害対策本部物資班）に燃料等の供給を要請するものとする。

第5 支援物資等の調達・供給体制

町は県（災害対策本部物資班）と連携し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第6 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

(1) 受入物資リストの作成及び公表

町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県（災害対策本部物資班、生活福祉班）及び町の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表するものとする。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 個人等からの義援物資の辞退

町は、東日本大震災等の教訓にかんがみて、原則として、古着等の個人からの義援物資については、受入れを辞退するものとする。

また、需給状況等を把握し、受入れを希望しない物資等については、物資集約拠点における混乱を避けるため、受入れを辞退するものとする。

なお、町は、上記の受入を辞退することについては、町のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表するものとする。

2 義援金の受入れ

町は、あらかじめ義援金の受入れ体制を整えておくものとする。

第21節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業等を行う。

第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

- (1) 町は、県が行う被災宅地危険度判定士等の派遣体制の確立に協力するほか、降雨による被災宅地の崩壊がもたらす二次災害防止のための住民への広報活動を行う。
- (2) 町は、大雨等に伴い宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、県及び関係機関に協力を要請して被災宅地危険度判定の体制を確立し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減、防止に努めるものとする。

第2 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去を行うものとする。

- (ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、町が保有する資機材を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、石川町建設協力会や隣接市町村又は県（所轄の建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

なお、第2章災害応急対策計画第22節に規定する「応急仮設住宅の供与」との併給は認められない。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 上記ア～エにおいて適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、活動の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 道路における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。

イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

3 河川における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。

イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。

ウ 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第29条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には町（関係一部事務組合を含む。）の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

(1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない町有地等の公共用地を選定するものとする。

(2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。臨時災害相談所は、必要に応じて県（知事公室班）と連携して設置にあたるものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- (4) その他住民の生活に関すること。

第22節 応急仮設住宅等の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1 応急仮設住宅の建設

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事（災害対策本部救援班、建築班）が行うものであるが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、町と共同して行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うものとする。
- (3) 町は、二次災害の危険のない建設適地を選定し、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等の要請を行うものとする。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

また、第2章災害応急対策計画第21節第2に規定する「障害物の除去」や本節に規定する「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県（建築班）が町長の協力を求めて行うものとする。

ただし、県は状況に応じて町長に事務委託することができるものとする。

(3) 規模・構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。

イ 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は全ての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

ア 都市計画公園予定地

イ 公営住宅敷地内空地

ウ 公園、緑地及び広場

エ 県有施設敷地内空地

オ 国・町が選定供与する用地

カ その他の適地

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議の上、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(7) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

イ 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

ウ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

3 応急仮設住宅の運営管理

町は、県（建築班）と連携協力して、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第2 賃貸型応急住宅等の提供

町は県と連携し、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間事業者とも連携

し、民間賃貸住宅の借り上げ等も検討する。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事（災害対策本部救援班）が行うものであるが、対象とする住家の選定について、町と共同して行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合は、知事は応急修理を町長に委任することができるものとする。

2 実施方法等

(1) 応急修理対象者

ア 次の要件を全て満たす者とする。

(ア) 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

(イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

(ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

イ 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了するものとする。

ただし、内閣府に特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内に完了するものとする。

第23節 死者の搜索、遺体の処理等

町は県と連携しながら、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

2 広域的な遺体処理体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めることが必要である。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動【資料編様式6-1 参照】

町は、県（健康衛生班、災害対策本部総括班）、県警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

- (1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付するものとする。
- (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師による検案を終えた遺体は、町が県（健康衛生班）に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容 【資料編様式6-2 参照】

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体対策

災害の際死亡した者について遺体に関する取扱いは、以下の事項について行うものとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として県医療救護班によって行う。）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として県医療救護班によって行う。）

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬に当たっては、町は、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

(2) 火葬場の調整

ア 町は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多くなる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 町は、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬の基準

- (1) 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。【資料編様式6－3 参照】
- (2) 遺体が発見された場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から流れてきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施するものとする。
- (4) 費用・期間等
 - ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。
 - (ア) 棺（付属品を含む）
 - (イ) 埋葬又は火葬
 - (ウ) 骨つぼ又は骨箱
 - イ 支出できる費用
福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第5 災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、町の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は、250万円を限度として支給する。

第24節 生活関連施設の応急対策

上水道、電気等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1 上水道施設等応急対策

町は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

3 的確な情報伝達・広報活動

県（健康衛生班）及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

第2 広域停電対策

広域な範囲で停電事故が発生した場合、町は、東北電力ネットワーク(株)、県、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努めるものとする。

1 停電時における町の対策

町内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがある場合、町は停電に伴う混乱を最小限にとどめられるよう、以下の応急対策を速やかに行うものとする。

- (1) 自家発電設備の稼働により、庁舎機能の確保に努める。
- (2) 情報システムの保全に努める。
- (3) 警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、消防団及び行政区等の組

織と協力し、防犯パトロールを実施する。

2 情報の収集・伝達

- (1) 町職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、東北電力ネットワーク(株)に情報を提供する。同時に東北電力ネットワーク(株)からも、収集している情報を入手する。
- (2) 町は、関係機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。
- (3) 町は、停電事故の状況を取りまとめて、県に報告する。

3 災害広報対策

町は、広報車、町防災行政無線等により、東北電力ネットワーク(株)より得られた情報（被害状況・復旧見込み等）について住民に広報を行う。

4 緊急避難対策

広域停電事故の発生等により、要配慮者等を保護する必要が発生した場合には、福祉施設や医療機関への移送等により、要配慮者等の安全確保に努める。

第25節 文教対策

町教育委員会及び学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定めるものとする。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校が保護する。
ただし、障がいのある児童生徒等については、学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等を集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がいのある児童生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

町教育委員会は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各教育施設の責任者は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し教育委員会等に報告する。

3 児童生徒、教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 町教育委員会は県教育委員会（義務教育班）と協力し、各校の児童生徒、教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- (2) 町教育委員会は県教育委員会（義務教育班）と協力し、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 町教育委員会は県教育委員会（義務教育班）と協力し、必要のある時に、児童生徒、教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- (4) 町教育委員会は県教育委員会（義務教育班）と協力し、災害後も必要に応じて継続的に、児童生徒、教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

- (2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

- (3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

- (4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

5 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

- (1) 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の別）に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、町教育委員会を通じて県教育庁教育総務課に報告する。

ウ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。	a 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。
2 校舎が全部被害を受けた場合	a 公民館等の公共施設を利用すること。 b 隣接校の校舎を利用すること。 c 神社、仏閣等の利用を行うこと。 d 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	b 管内隣接校からの応援要員の確保を 考えること。 c 管内隣接校の協力を求めること。
3 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合	a 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 b a の場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 c 応急仮校舎の設置を考えること。	d 短期、臨時的にはPTAの適当なものの協力を求めること（退職教員等）。 欠員（欠席）が多数のため、b、c の方が講じられない場合は県教育委員会に要請すること。
4 県内全域に大きな被害が発生した場合	a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること	長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は直ちに対処できるよう調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか、県教育委員活要請すること。

6 学用品の確保のための調査

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を県教育委員会に報告する。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、町の防災担当部局、町教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

8 児童生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

9 入学料等の免除

被災によって入学料等の免除等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、入学料等を免除する等の特別措置を講ずる。

10 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の設置者がそれぞれの責任の範囲において実施する。

第3 文化財の応急対策

文化財が被災した場合には、町教育委員会や文化財保護指導委員による被害状況を県教育委員会に報告するとともに、以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- (1) 被害が小さいときは、地元と連絡を取り合って応急修理を行う。
- (2) 被害が大きいときは損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずる
- (3) 被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。
- (4) 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意するよう町教育委員会を指導する。
- (5) 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第26節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第12節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者に係る対策

1 町の要配慮者対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要援護者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、防災担当と福祉担当との連携の下、以下の点に留意し、民生児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。
- (2) 避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
 - ア 指定一般避難所及び指定福祉避難所へ移動すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を行うこと。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。
- (4) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

第2 社会福祉施設等に係る対策

1 社会福祉施設等における対策

- (1) 被災社会福祉施設等においては、「第12節 避難」に定める対策に基づき、速やかに利用者の避難誘導及び安全の確保を図る。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努めるものとする。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、町

及び県等に支援を要請する。

2 町の対策

町は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の生活用品の確保のための措置を講ずること。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含め、マンパワーの確保に努めること。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

1 町の対策

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- (2) 防災行政無線、広報車、掲示板、インターネット、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、物資提供の協力要請を行うなど、必要物資の確保を図ること。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

2 児童の保護等のための情報伝達

町等は、被災者に対し、防災行政無線、広報車、掲示板等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を図る。

2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌等の発行、配布に努める。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等による情報の提供

町は県（生活環境班）の支援を受けながら、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」設置し、生活相談に応じるものとする。

第27節 ボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れるものとする。

また、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、町内のボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行う災害ボランティアセンターを、町社会福祉協議会に設置し対応に当たるものとする。

2 情報提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

特に、発災直後においては、近隣都道府県・市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容、必要人員、活動場所等についての情報提供を行うものとする。

3 活動拠点等の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 ボランティア団体等の活動

1 想定される活動内容

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動

- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (9) 無線による情報収集及び伝達
- (10) 被災ペットの救護活動

2 組織化されていないボランティアについての受入れ

組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、町において効率的な活用を図るものとする。

また、町は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

第3 ボランティア保険

町及び町社会福祉協議会は県等と連携し、ボランティア保険への加入を広報等を通じて呼びかけるものとする。

第28節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第1 危険物施設応急対策

1 町その他防災関係機関の対応

(1) 災害情報の収集及び報告

町長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県（災害対策本部情報班）、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 社会混乱防止対策

町、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

(3) 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

(4) 避難

町長は、所轄警察署と協力し避難のための付近住民退去の指示、避難所への受入れを行う。

(5) 交通応急対策

道路管理者、県警察本部その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

第29節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合もしくは大規模災害が発生するおそれがある段階において、国が法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、国の責任において行われ、知事が、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要 【資料編2-2 参照】

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 県知事（災害対策本部総括班）は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができるとされている。（法第13条第1項）
- (5) 災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。（法第7条～第10条）
 - ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
 - イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）
 - ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）
- (6) 災害が発生するおそれがある段階での救助の対象

災害が発生するおそれがある段階においては、避難所の供与や、高齢者や障がい者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送といった救助を対象としている。

具体的には、以下の費用を想定している。

 - ア 避難所となる施設の利用料及び光熱水費等
 - イ 高齢者や障がい者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送のためのバスの借り上げ料や避難支援のための賃金職員雇上費用等
 - ウ ア及びイの救助に係る事務費

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事（災害対策本部総括班）が町の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければなら

ない。

- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。なお、ここでいう「人口」とは、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

- (1) 住家が滅失した世帯の数が町の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合。

〔施行令第1条第1項第1号〕（抜粋）

町の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯

- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上に達し、町の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の世帯数に達した場合

〔施行令第1条第1項第2号〕（抜粋）

町の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯

- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が、7,000世帯以上に達し、町の区域内の被害世帯数が多数である場合〔施行令第1条第1項第3号前段〕

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては町の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合〔施行令第1条第1項第3号後段〕

例 ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合〔施行令第1条第1項第4号〕

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

(ア) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) 交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

(ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

(a) 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大

(b) 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化

(c) 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

2 住家減失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家減失世帯数」の算定に当たっては、住家の減失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

第3 災害救助法の適用手続き

1 町の手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、町における被害が第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

2 救助の実施状況の記録及び情報提供

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて県（災害対策本部情報班）に報告するものとする。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

3 特別基準の申請

(1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。なお、現場の状況を踏まえて硬直的な運用に陥らずに柔軟に「特別基準」の適用を行うこと。

(2) 町長が救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の要請をした場合、及び県が実施する救助に関して、「特別基準」を設定する必要が生じた場合は、県は電話でその概況を速やかに内閣総

理大臣に協議を行い、同意を得た上で定めることができる。この場合の協議は、電話、FAX、電子メール等により行うものとする。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づくものとする。

3 迅速な救助の実施

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第30節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

大規模災害時に、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失や経済的困窮等に陥る可能性があるため、被災者の速やかな生活再建を図り、被災者生活再建支援法に基づく支援等を防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

第1 被災者生活再建支援法に基づく支援

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

1 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第6号）

2 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）

- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）
- (5) 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊」という。）（法第2条第2号ホ）

3 支援法の適用手続き

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事（災害対策本部情報班）に対して報告するものとする。

4 支援金支給の基準

住宅の被害程度	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
(1) 全壊世帯 (損害割合 50%以上) (2) 解体世帯 (3) 長期避難世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
(4) 大規模半壊世帯 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
(5) 中規模半壊 (損害割合 30%台)	-	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額とする。

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

5 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊又は大

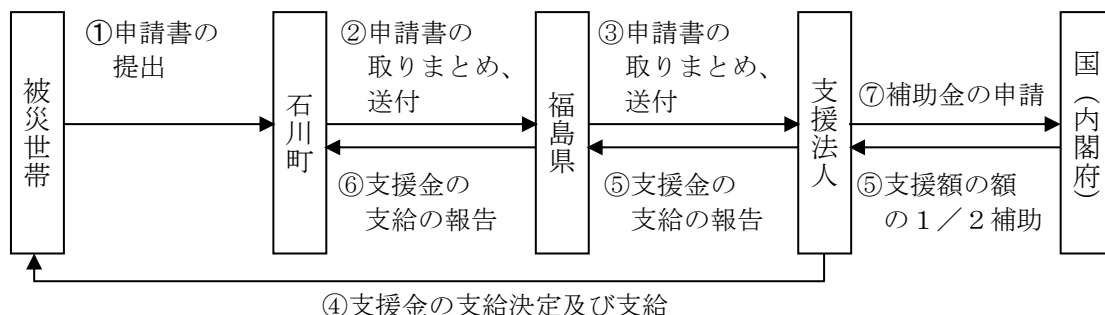
規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。)

ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県（危機管理総室・避難地域復興局）に送付するものとする。

(4) 支援金支給事務の基本的な流れ



第2 罹災証明書等の交付

前記に掲げた被災者の支援措置を実施するためには、罹災証明書等が必要となるため、災害発生後早期に罹災証明書等の交付体制を確立するものとする。

1 罹災証明書の交付手順【資料編様式7-1・2 参照】

町は、災害が発生した場合において、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付しなければならない。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するように、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当と急危険度判定担当とが連携して努めるものとする。

2 交付に当たっての窓口の設置

罹災証明書の交付に当たっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。

第3 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を、台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

第31節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

なお、町及び防災関係機関が行う雪害応急対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ本章の各節を参照するものとする。

第1 防災活動体制

1 応急対策

(1) 道路交通確保対策

ア 町道路除雪対策

町は道路除雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路除雪対策協力会を置き、道路除雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

イ 除雪時路上駐車排除等対策

道路の除雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

ウ 車両の立ち往生への対応

平成26年2月の豪雪の際、国道を中心に車両の立ち往生が発生したことから、町は各道路管理者と連携し、迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供等を行うものとする。

また、道路管理者は、立ち往生車両を速やかに移動できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。

(2) バス・鉄道運行の確保対策

バス及び鉄道事業者は、降積雪の状況及び気象状況を適切に判断し、バス・列車の輸送確保に努める。

(3) 通信確保対策

ア 通信の確保

通信事業者においては、雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等に努める。

イ 孤立集落等への情報提供

町は、孤立した集落及び孤立可能性のある集落等に対し、集落に整備された防災行政無線や衛星携帯電話等の通信手段を用いて、適宜情報提供を行うものとする。

ウ 郵便の確保

郵便事業者においては、平常の集配業務に支障を来さないよう積雪時の集配運送業務の確保に

努める。

(4) 電力供給確保対策

電力事業者は、雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等に努める。

2 被害状況等の収集、報告

町及び防災関係機関は、本章「第3節 第2 被害状況等の収集、報告」に基づいて被害調査、報告を行うものとする。

第2 地域ぐるみの除雪

1 地域ぐるみの除雪の効果的な推進

町は、次の事項について十分計画、調整のうえ、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努めるものとする。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、町、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

第3 避難

1 住民避難情報や災害発生情報の発令、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の設置・運営

住民避難情報や災害発生情報の発令については、本章「第12節 第1 住民避難情報や災害発生情報の発令」に定めるところによる。

警戒区域の設定については、本章「第12節 第2 警戒区域の設定」に定めるところによる。

避難の誘導については、本章「第12節 第3 避難の誘導」に定めるところによる。

避難所の設置・運営については、本章「第13節 第1 避難所の設置・運営」に定めるところによる。

2 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者対策については、本章「第12節 第4 避難行動要支援者対策」に定めるところによる。

なお、積雪時における避難行動要支援者の避難が困難になることが予想されるため、自主防災組織をはじめとする避難支援等関係者は、近隣住民等との連携を取り、安否確認や避難誘導、救助活

動等に努めるものとする。名簿に記載していない一人暮らし高齢者や孤立の危険の高い集落で暮らす高齢者等についても、安全の確保に努めるとともに、必要に応じて、指定福祉避難所や社会福祉施設への一時入所等を検討する。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (10) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 児童福祉施設災害復旧事業
 - カ 老人福祉施設災害復旧事業

- キ 感染症予防事業
- ク 堆積土砂排除事業
 - (7) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - エ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - カ 森林災害復旧事業に対する補助
 - キ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
 - オ 水防資器材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第3 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第4 災害復旧事業の実施

町は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分 【資料編様式 12-3 参照】

町に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保するものとする。

第2 被災者の生活確保

1 町営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

- ア 町営住宅の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。
- イ 町は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な町営住宅の把握に努めるものとする。
- ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住宅がない者であること。
- (ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
- (オ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として次の事項に留意し定めるものとする。

(ア) 一時使用の期間

(イ) 家賃及び敷金の負担者

(ウ) 電気、水道並びに共益費の負担者

(エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び町住宅等条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

(ア) 一時使用させる戸数は、町営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。

(イ) 町は、その提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県（建築総室）に公営住宅等の提供を依頼するものとする。

(ウ) 他の市町村より前項の依頼を受けた場合、町は自らの公営住宅等に、被災者を受け入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 租税の徴収猶予等の措置

町は、被災者の納付すべき町税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第3 被災者への融資

1 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

第3節 計画的な災害復興

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係者との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進し、災害に強い安全なまちづくりに努める。

なお、復興に当たっては、中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

第1 災害復興対策本部

復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するため、全庁的な体制を敷くとともに、それを統括、調整するための組織として災害復興対策本部を確立する。

1 復興対策本部の設置及び廃止

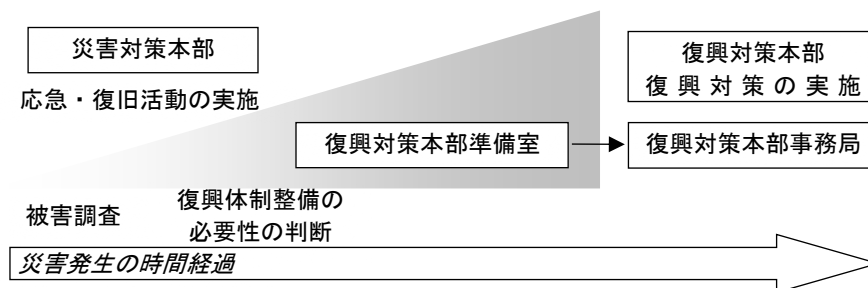
(1) 設置時期

町は、被災状況を速やかに把握し、甚大な被害を受け、復興に相当の期間を要する等、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする復興対策本部を設置する。

ア 基本的には、災害発生後の早い時期に復興対策本部も設置していくことが望ましい。ただし、発災当初は災害対策本部での対応が中心になるため、まず準備室（事務局機能）を設置し、応急活動が概ね終息して住民生活に関する再建など地域の復興事業が本格的に求められる時期において、迅速に業務が移行できるように体制の準備を図っておく。

イ 災害直後に設置する災害対策本部の組織に、復興対策の準備を行う復興対策本部準備室を設置し、応急対策が一段落した段階で同準備室を本格的に復興対策に向けた復興対策本部事務局に移行し、かつ復興対策本部を設置する。

【災害対策本部と復興対策本部の関係】



(2) 廃止

町長が、復興及び住民生活の安定を確保することが確実であると認めたときに廃止する。

2 復興対策本部の組織

(1) 復興対策本部は復興計画の策定や各分野の復興施策の実施主体となるため、本部長は町長とする。

(2) 復興対策本部を運営する復興対策本部事務局は各施策間の調整を図るため、防災担当と企画担当が連携を図りながら担当する。

3 復興対策本部会議の運営

- (1) 復興施策を展開していくためには、復興に関わる各部署が相互に協議・調整を図ることが必要になるため、町復興本部会議を運営する。
- (2) 復興対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興基本方針、復興計画の策定等の復興に係わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理などを行う。

4 人的資源の確保

- (1) 復旧・復興への取組に当たって、特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、弾力的、集中的に職員を配置する。
- (2) 必要に応じて、県へ職員の派遣要請を行う。

第2 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に即して、必要に応じて大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針及び県の復興方針を踏まえて復興計画を作成し、円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4章 個別災害対策計画

第1節 原子力事故対策計画

東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓に、原子力事故への対応について原子力災害対策特別措置法等関連法及び県地域防災計画原子力災害対策編を踏まえて本町の対策等について定めるものとする。

1 町の基本的対応

(1) 情報の収集・連絡体制等の整備

国、県、他の地方公共団体、原子力事業者等との確実な情報収集・連絡体制を確立する。

(2) 災害応急体制の整備

国・県と協力し、広域的な応援協力体制の拡充・強化を図るとともに、原子力規制委員会、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制を確立し、長期的、機動的なモニタリング体制の展開に努める。

(3) 避難受入れ活動体制の整備

緊急事態発生時における屋内退避や避難に関する誘導體制の整備に努めるとともに、要配慮者に対する実効的な避難誘導・移送体制等の確保を図る。また、避難場所、避難方法、屋内退避の方法等についてあらかじめ住民への周知を図る。

(4) 飲食物の摂取制限等

町は、国・県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限等を行った場合、住民への情報伝達及び飲食物の供給体制を整備する。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

町は、避難等の緊急輸送活動を実施する場合、必要に応じて県等の防災関係機関と調整の上、円滑な実施体制の整備を図る。

(6) 緊急被ばく医療への協力

町は、県等が実施する住民の健康管理、スクリーニング活動、除染等の被ばく医療活動へ協力する。

(7) 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、県等から提供される原子力発電所の状況、モニタリング結果等の情報など、住民等に提供すべき情報を適切に伝達できるよう防災行政無線や広報車、ホームページ等様々な方法の活用に努めるとともに、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備する。

(8) 防災訓練等の実施

過酷事故や複合災害を想定した防災訓練の実施について、町は県等と連携し対応する。

(9) 緊急時モニタリングへの協力

国、県及び関係機関が行う緊急時モニタリング活動に対し、必要な情報提供や試料採取など測定における協力を行う。

2 避難者等の受入れ

- (1) 町は県からの避難者受入要請を受託後、防災行政無線等を通じて住民等へ周知するとともに、避難所の設置・運営等へ協力を求めるものとする。
- (2) 町は、避難所の設置、避難者の受入れ、避難車両の誘導、避難所の運営等を行う。
- (3) 町は、避難車両の避難所までの誘導について協力する。
- (4) 町は、あらかじめ関係市町村と応援協定の締結について検討するものとする。

第2節 航空機事故対策計画

この計画は、航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、予防及び応急対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章から第3章の定めによるものとする。

第1 航空災害予防対策計画

1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

ア 町は、県総合情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等の通信手段及び非常電源設備を有効に活用できるよう備えるとともに、「第1章 第2節 防災情報通信網の整備」の定めにより、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。

イ 町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

ア 町は、災害が隣接市町村に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急、医療（助産）救護及び消防力の強化

ア 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第1章 第7節 第1 消防力の強化」及び「同章 第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

ウ 町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(4) 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、「第1章 第14節 防災訓練」の定めにより、県、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等と相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な

防災訓練を実施するものとする。

2 要配慮者対策

町は、「第1章 第10節 避難対策」及び「同章 第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

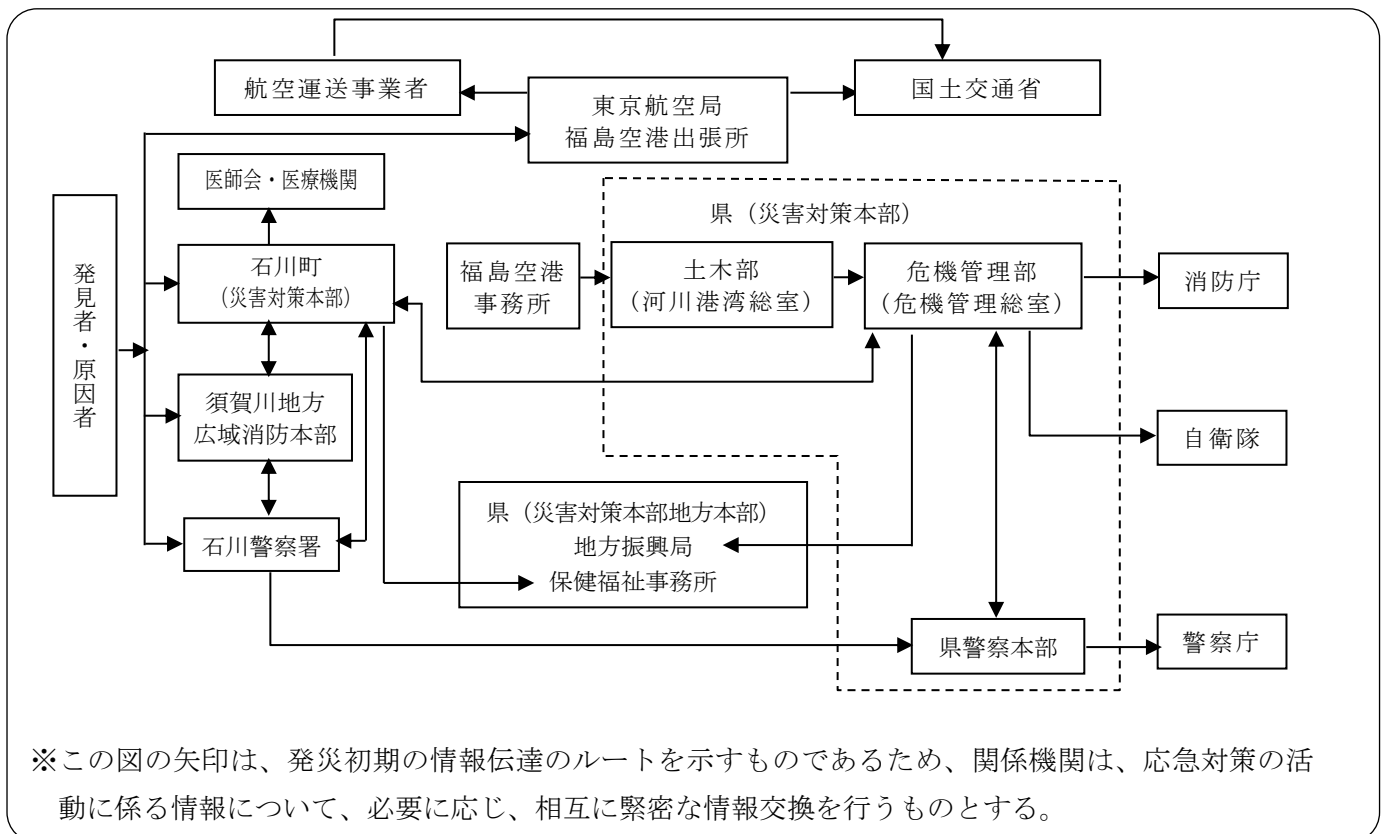
第2 航空災害応急対策計画

航空運送事業者及び防災関係機関は、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるため、被害状況、応急対策の活動状況及び対策本部の設置状況等の情報を共有し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、下記の「航空災害情報伝達系統」及び「第2章 第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統—6 航空災害」により連絡するものとする。

【航空災害情報伝達系統】



2 町のとるべき措置

(1) 災害情報の収集伝達

町は、航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは前項により県及び関係機関に通報する。

(2) 活動体制の確立

ア 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県に消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

イ 相互応援協力

町は、航空災害の規模が大きく、町の体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2章 第5節 相互応援協力」の定めにより、知事又は他の市町村長等の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣

町は、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要とする場合には、「第2章 第11節 自衛隊災害派遣」の定めにより、県に対して自衛隊の災害派遣要請をするものとする。

3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

町は、「第2章 第10節 救助・救急」及び「第2章 第14節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動を実施するものとする。

(2) 消火活動

ア 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

このことについては、「第2章 第17節 第2 交通規制措置」を参照するものとする。

5 災害広報

町は、県（危機管理総室、河川港湾総室）、防災関係機関及び航空運送事業者と相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 鉄道災害対策計画

この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章から第3章の定めによるものとする。

第1 鉄道災害予防対策

1 鉄道交通の安全の確保

(1) 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

町は、県（生活環境総室）、道路管理者、鉄道事業者等と連携し、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

このことについては、本章「第2節 第1 1(1) 防災情報通信網等の整備」を参照するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

ア 町は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、本章「第2節 第1 1(2) 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急、医療（助産）救護及び消防力の強化

このことについては、本章「第2節 第1 1(3) 救助・救急、医療（助産）救護及び消防力の強化」を参照するものとする。

(4) 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、「第2章 第14節 防災訓練」の定めにより、県、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

3 要配慮者対策

このことについては、本章「第2節 第1 2 要配慮者対策」を参照するものとする。

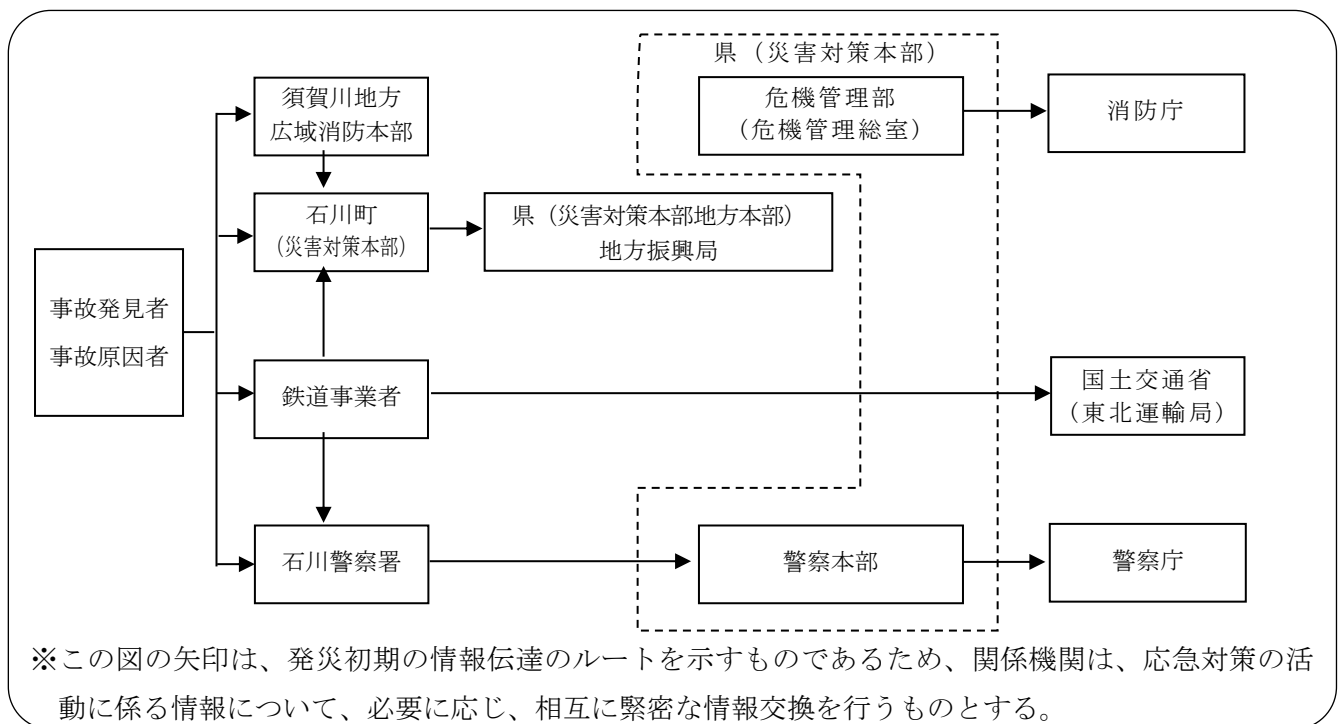
第2 鉄道災害応急対策計画

鉄道事業者及び防災関係機関は、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるため、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等の情報を共有し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、鉄道災害情報を受理したときは、その状況把握に努め、下記の「鉄道災害情報伝達系統」及び「第2章 第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

【鉄道災害情報伝達系統】



2 町のとるべき措置

(1) 災害情報の収集伝達

町は、鉄道事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは前項により県及び関係機関に通報する。

(2) 活動体制の確立

ア 町の活動体制

このことについては、本章「第2節 第2 2(2)ア 町の活動体制」を準用するものとする。

イ 相互応援協力

このことについては、本章「第2節 第2 2(2)イ 相互応援協力」を準用するものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣

このことについては、本章「第2節 第2 2(2)ウ 自衛隊の災害派遣」を準用するものとする。

3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

このことについては、本章「第2節 第2 3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動」を準用するものとする。

4 交通規制措置

このことについては、「第2章 第17節 第2 交通規制措置」を参照するものとする。

5 災害広報

町は、県（生活環境総室）、防災関係機関及び鉄道事業者と相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3 鉄道災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第4節 道路災害対策計画

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章から第3章の定めによるものとする。

第1 道路災害予防対策

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (4) 道路管理者は、道路災害発生時に備えた災害復旧体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

このことについては、本章「第2節 第1 1(1) 防災情報通信網等の整備」を参照するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

ア 町は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急、医療（助産）救護及び消防力の強化

このことについては、本章「第2節 第1 1(3) 救助・救急、医療（助産）救護及び消防力の強化」を参照するものとする。

(4) 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

(5) 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、「第2章 第14節 防災訓練」の定めにより、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

4 防災知識の普及・啓発

道路管理者等は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

5 要配慮者対策

このことについては、本章「第2節 第1 2 要配慮者対策」を参照するものとする。

第2 道路災害応急対策計画

道路管理者及び防災関係機関は、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるため、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等の情報を共有し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

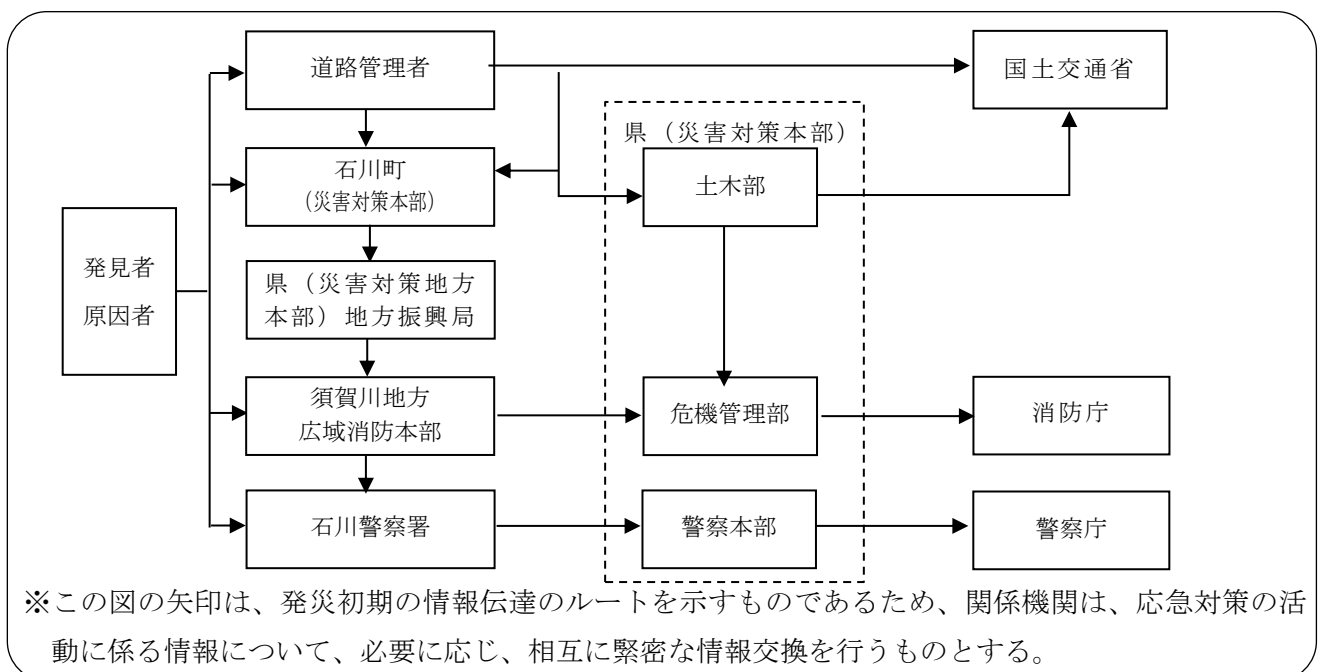
道路管理者は、必要な措置を講ずるための体制を確立し、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

1 災害情報の収集伝達

(1) 町及び防災関係機関は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、下記の「道路災害情報伝達系統」及び「第2章 第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

(2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

【道路災害情報伝達系統】



2 町のとるべき措置

(1) 災害情報の収集伝達

町は、道路災害の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは前項により県及び関係機関に通報する。

(2) 活動体制の確立

ア 町の活動体制

このことについては、本章「第2節 第2-2(2)ア 町の活動体制」を準用するものとする。

イ 相互応援協力

このことについては、本章「第2節 第2-2(2)イ 相互応援協力」を準用するものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣

このことについては、本章「第2節 第2-2(2)ウ 自衛隊の災害派遣」を準用するものとする。

3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

このことについては、本章「第2節 第2-3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動」を準用するものとする。

4 交通規制措置

このことについては、「第2章 第17節 第2 交通規制措置」を参照するものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、本章「第5節 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

7 災害広報

町は、県（危機管理総室、道路総室）、防災関係機関及び道路管理者と相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3 道路災害復旧対策計画

1 復旧対策

(1) 道路管理者は、県、町及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

(2) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第5節 危険物災害対策計画

この計画は、危険物の漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章から第3章の定めによるものとする。

ただし、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害対策については、本章「第1節 原子力事故対策計画」の定めるところによるものとする。

第1 危険物等災害予防対策

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

(2) 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

(3) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

(4) 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

2 危険物等施設の安全性の確保

町及び県（危機管理総室）等は、危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）に対して、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

このことについては、本章「第2節 第1 1(1) 防災情報通信網等の整備」を参照するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

ア 町は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急、医療（助産）救護及び消防力の強化

このことについては、本章「第2節 第1 1(3) 救助・救急、医療（助産）救護及び消防力の強化」を参照するものとする。

(4) 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第1章 第10節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、「第1章 第14節 防災訓練」の定めにより県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

4 防災知識の普及・啓発

町は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

5 要配慮者対策

このことについては、本章「第2節 第1 2 要配慮者対策」を参照するものとする。

第2 危険物等災害応急対策計画

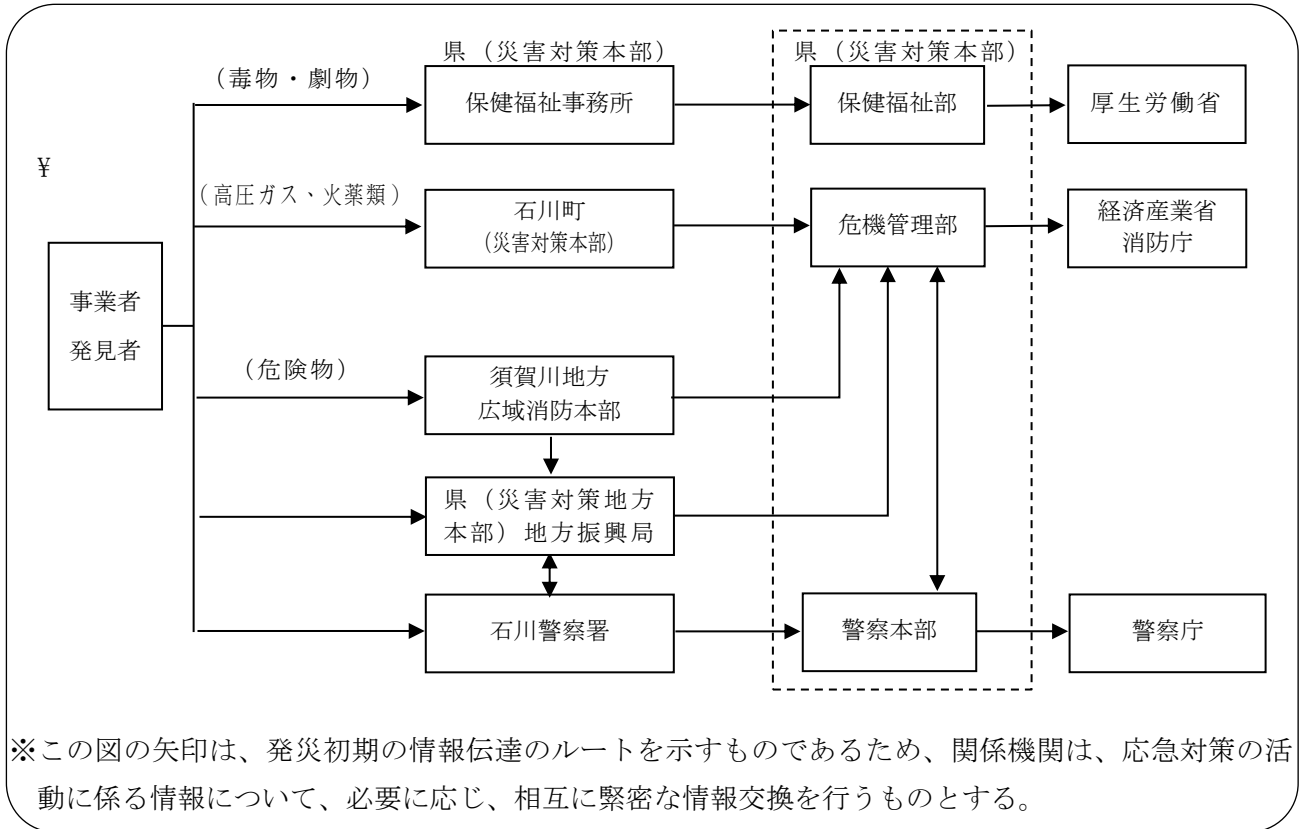
事業者及び防災関係機関は、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるため、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等の情報を共有し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

事業者は、必要な措置を講ずるための体制を確立し、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、下記の「危険物等災害情報伝達系」及び「第2章 第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故・救助事故」及び「同集 報告系統—4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

【危険物等災害情報伝達系統】



2 町のとるべき措置

(1) 災害情報の収集伝達

町は、危険物等災害の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは前項により県及び関係機関に通報する。

(2) 活動体制の確立

ア 町の活動体制

このことについては、本章「第2節 第2-2(2)ア 町の活動体制」を準用するものとする。

イ 相互応援協力

このことについては、本章「第2節 第2-2(2)イ 相互応援協力」を準用するものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣

このことについては、本章「第2節 第2-2(2)ウ 自衛隊の災害派遣」を準用するものとする。

3 災害の拡大防止

町、消防機関等は、関係法及び「第2章 第28節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

このことについては、本章「第2節 第2 3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動」を準用するものとする。

5 交通規制措置

このことについては、「第2章 第17節 第2 交通規制措置」を参照するものとする。

6 危険物等の大量流出に対する応急対策

町及び県（危機管理総室、健康衛生総室）は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

7 避難誘導

(1) 町の措置

町は、危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第2章 第12節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 要配慮者対策

町及び県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第3章 第12節 避難」及び「同章 第26節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

8 災害広報

町は、県（危機管理総室、健康衛生総室）、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3 危険物等災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第6節 大規模な火事災害対策計画

この計画は、住宅の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章から第3章の定めによるものとする。

第1 大規模な火事災害予防対策

1 災害に強いまちづくりの形成

(1) 災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

ア 市街地の整備

町及び県（都市総室）は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

イ 防災空間の整備

町及び県（都市総室）は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

町、県（危機管理総室）、消防本部、事業者等は、学校、病院、工場、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

イ 建築物の防火管理体制

町、県（危機管理総室）、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

(1) 気象情報の収集及び伝達

町及び県（危機管理総室）は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる

ものとする。

(2) 火災気象通報の伝達及び火災警報等

ア 町長は、県（危機管理総室）を通じて、福島地方気象台からの「火災気象通報」を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。

イ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その町の区域内に在る者は、町条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

このことについては、本章「第2節 第1 1(1) 防災情報通信網等の整備」を参照するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

ア 町は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急、医療（助産）救護及び消防力の強化

ア 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

イ 上記のほか、本章「第2節 第1 1(3) 救助・救急、医療（助産）救護及び消防力の強化」を参照するものとする。

(4) 避難対策

このことについては、本章「第5節 第1 1(4) 避難対策」を参照するものとする。

(5) 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、「第1章 第14節 防災訓練」の定めにより県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

4 防災知識の普及・啓発

町は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

5 要配慮者対策

このことについては、本章「第2節 第1 2 要配慮者対策」を参照するものとする。

第2 大規模な火事災害応急対策計画

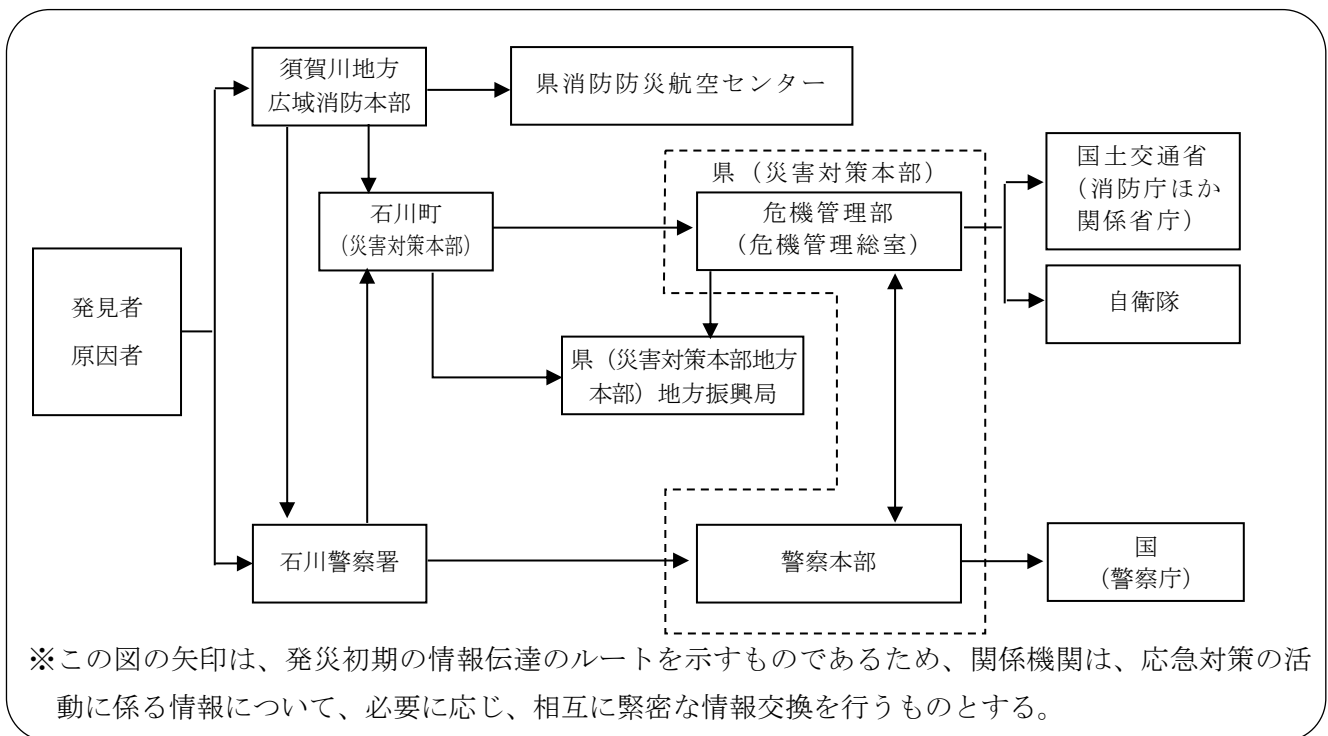
事業者及び防災関係機関は、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるため、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等の情報を共有し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

事業者は、必要な措置を講ずるための体制を確立し、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、大規模な火災災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、下記の「大規模な火事災害情報伝達系統」及び「第2章 第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

【大規模な火事災害情報伝達系統】



2 町のとるべき措置

(1) 災害情報の収集伝達

町は、大規模な火事災害の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは前項により県及び関係機関に通報する。

(2) 活動体制の確立

ア 町の活動体制

このことについては、本章「第2節 第2 2(2)ア 町の活動体制」を準用するものとする。

イ 相互応援協力

このことについては、本章「第2節 第2 2(2)イ 相互応援協力」を準用するものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣

このことについては、本章「第2節 第2 2(2)ウ 自衛隊の災害派遣」を準用するものとする。

3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

このことについては、本章「第2節 第2 3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動」を準用するものとする。

4 交通規制措置

このことについては、「第2章 第17節 第2 交通規制措置」を参照するものとする。

5 避難誘導

(1) 町のとるべき措置

このことについては、本章「第5節 第2 7(1) 町のとるべき措置」を参照するものとする。

(2) 要配慮者対策

このことについては、本章「第5節 第2 7(2) 要配慮者対策」を参照するものとする。

6 災害広報

町は、県（危機管理総室）、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3 大規模な火事災害復旧対策計画

1 復旧対策

(1) 町、県（危機管理総室）及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

(2) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第7節 林野火災対策計画

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1章から第3章の定めによるものとする。

第1 林野火災予防対策計画

1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

2 林野火災に強い地域づくり

(1) 町は、県（危機管理総室、森林林業総室）と協議し、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、その地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画の作成及び林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するものとする。

また、町の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、町消防計画及び町地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図るものとする。

(2) 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。

(3) 町は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

3 林野火災防止のための情報の充実

町及び県は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方気象台と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

このことについては、本章「第2節 第1 1(1) 防災情報通信網等の整備」を参照するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

ア 町は、野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第1章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急、医療（助産）救護

ア 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

イ 上記のほか、本章「第2節 第1 1(3) 救助・救急、医療（助産）救護及び消防力の強化」を参照するものとする。

(4) 消防力の強化

ア 町は関係機関と協力し、防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。

イ 町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

ウ 町は、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 避難対策

このことについては、本章「第5節 第1 1(4) 避難対策」を参照するものとする。

(6) 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、「第2章 第14節 防災訓練」の定めにより町、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

5 防災知識の普及・啓発

(1) 町及び県（森林林業総室）は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。

(2) 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。

6 要配慮者対策

このことについては、本章「第2節 第1 2 要配慮者対策」を参照するものとする。

第2 林野火災応急対策計画

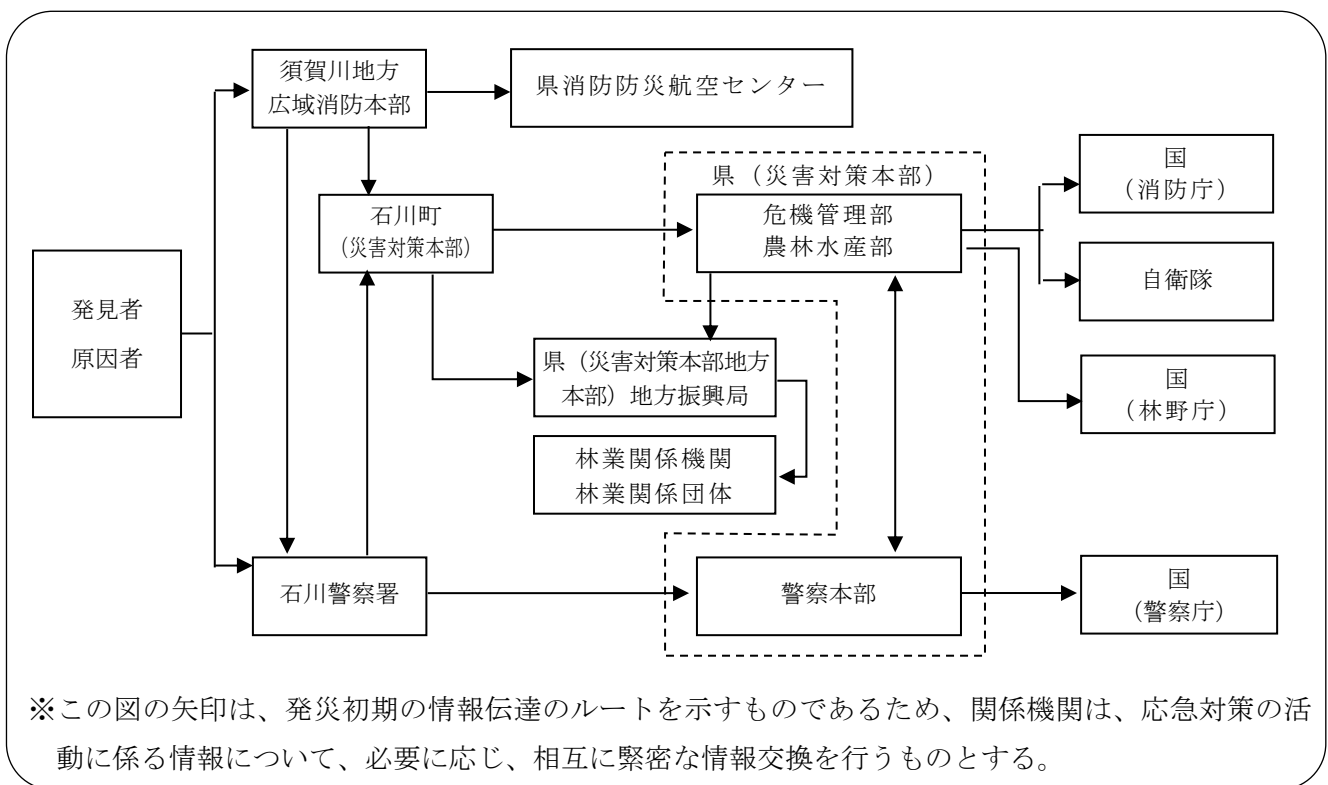
林野所有（管理）者、林業関係事業者及び防災関係機関は、災害の拡大防止等のために必要な措置

を講ずるため、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等の情報を共有し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、下記の「林野火災災害情報伝達系」及び「第2章 第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－1 林野火災」により連絡するものとする。

【林野火災情報伝達系統】



2 町のとるべき措置

(1) 災害情報の収集伝達

町は、林野火災の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは前項により県及び関係機関に通報する。

(2) 活動体制の確立

ア 町の活動体制

このことについては、本章「第2節 第2-2(2)ア 町の活動体制」を準用するものとする。

イ 相互応援協力

このことについては、本章「第2節 第2-2(2)イ 相互応援協力」を準用するものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣

このことについては、本章「第2節 第2-2(2)ウ 自衛隊の災害派遣」を準用するものとする。

3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及

(1) 搜索、救助・救急、医療（助産）救護

このことについては、本章「第2節 第2 3 (1) 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動」を参照するものとする。

(2) 消火活動

町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制

（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」（資料編に掲載）を参照すること。）

4 交通規制措置

このことについては、「第2章 第17節 第2 交通規制措置」を参照するものとする。

5 避難誘導

(1) 町のとるべき措置

このことについては、本章「第5節 第2 7 (1) 町のとるべき措置」を参照するものとする。

(2) 要配慮者対策

このことについては、本章「第5節 第2 7 (2) 要配慮者対策」を参照するものとする。

(3) 森林内の滞在者

町及び消防本部等は、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

6 災害広報

町は、県（危機管理総室、森林林業総室）、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細かな情報を、

被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

7 二次災害の防止

(1) 町は、県（森林林業総室、河川港湾総室）及び国（森林管理署等）と協力し、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 町及び県（森林林業総室、河川港湾総室）は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

(3) 町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3 林野火災復旧対策計画

(1) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

(2) 町及び県（森林林業総室）は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

突発的に発生する地震災害の特性を踏まえ、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

第1 町の防災組織

町は、関係法令及び条例等に基づく防災組織として、「一般災害対策編 第1章 第1節 第1 町の防災組織」に定めるところにより、地震災害の特性をふまえた整備を図るものとする。

第2 自主防災組織

自主防災組織については、「一般災害対策編 第1章 第1節 第2 自主防災組織」の定めるところにより、地震災害等の特性をふまえた対策として実施するものとする。

第3 応援協力体制の整備

応援協力体制については、「一般災害対策編 第1章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めるところにより、地震災害等の特性をふまえた整備を図るものとする。

第4 公的機関等の業務継続性の確保

応援協力体制については、「一般災害対策編 第1章 第1節 第4 公的機関等の業務継続性の確保」の定めるところにより、地震災害等の特性をふまえた整備を図るものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

防災情報通信網については、「一般災害対策編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第3節 都市の防災対策

市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、町は県と連携し、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、さらには既成市街地の再開発等による総合的な都市防災の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第1 建築物防災対策

1 石川町耐震改修促進計画の推進

町は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、「建築物の耐震改修促進に関する法律」の改正内容を踏まえて、更なる耐震化促進の取組を強化するよう必要に応じて石川町耐震改修促進計画の見直しに取り組むものとする。

- (1) 耐震診断及び耐震改修対策の促進
- (2) 落下物対策
- (3) ブロック堀等安全対策
- (4) 定期調査報告の推進
- (5) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (6) 総合的な安全対策により減災化の促進を図るための施策

2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、町は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修促進に関する法律」の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物について、的確な法の施行に努める。

(1) 耐震化に関する町民相談の実施

町は、町民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずると共に、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

町は県と連携し、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うための判定活動体制の構築に努める。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

(1) 一般建築物の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

ア 町は、容積率400%以上の地域内に存する建築物及び町地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。

イ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。

ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の対応を推進する。

(1) 町は、町民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図る。また、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成するなど、知識の普及を図る。

(2) 町は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所に重点を置く。

(3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

(4) 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする町民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

町は、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

町は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

1 町及び公共的施設管理者による施設の耐震化

町及び公共的施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推

進するものとする。

特に、災害対策本部や避難所を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。

また、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。

第3 防災空間の確保

- (1) 国の防災公園等に関する施策の拡充を踏まえ、町は、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。
- (2) 災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、町は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第4 市街地の開発等

1 土地区画整理事業の推進

町は、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを推進する。

第4節 上水道施設災害予防対策

上水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

町は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図るものとする。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。
- (4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、町の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

町は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

3 相互応援

町は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

第5節 道路及び橋りょう等災害予防対策

町をはじめ施設等の施設管理者は、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1 町管理の道路及び橋りょう災害予防計画

1 現況

地震による道路の被害は、高盛土部における路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか、地盤の亀裂・陥没・沈下・隆起に伴う道路施設の破壊が予想される。

橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満足しないもの等があるため、耐震性の向上を図るとともに、落橋防止対策が必要である。

2 計画目標

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面保護工の設置、落石防護工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋梁については、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

3 実施計画

(1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。また、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化等により、災害に強い構造を図るものとする。

(2) 橋りょうの整備

ア 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について」（平成8年8月9日付け建設省通知）に基づき、平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策（耐震性能3）を実施することとする。

イ 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し建設するものとする。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

(ア) 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。

(イ) 耐震設計に当たっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮し

なければならない。

第2 農道・林道及び橋りょう災害予防計画

1 現況

地震による農道・林道の被害は、切土部及び山腹斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。また、局所的ではあるが、高盛土部分の路体の破壊が予想される。橋りょうについても、十分な落橋防止対策に努めるものとする。

2 計画目標

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

3 実施計画

(1) 農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県（農村整備総室、森林林業総室）と協議のうえ、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていく。

(2) 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、経年により老朽化した橋りょうを農道管理者が点検し、耐震上不十分であれば補強について、県（農村整備総室）と協議のうえ対策を実施する。

また、林道橋りょうについては老朽橋並びに木橋については架替え、補強の必要な箇所について対策を図るものとする。

第3 電線共同溝の整備

1 現況

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、電線類（電力線、電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

2 計画目標

町は、管理する道路について、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)等の事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を図るものとする。

第6節 河川等災害予防対策

河川、ダム等は、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

第1 河川管理災害予防対策

河川改修については、今後とも計画的に推進する。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

第2 ダム施設等災害対策

(1) 地震時の対応

福島地方気象台から発表された震度階が4以上である地震が発生した時は、千五沢ダムの管理を委託している母畑地区土地改良区において、職員の目視による一次点検、堤体のずれ等変位確認などの二次点検を行い、町に報告する。なお、ダムから水が流れ出る事態となった場合には、サイレンによる警告や防災行政無線等あらゆる手段を用いて住民に即時の高台等への避難を呼びかける。

(2) 千五沢ダム浸水想定マップの作成

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び同施行規則に基づき設計施工されている。また、千五沢ダムは、新たに洪水調節機能を付加する「千五沢ダム再開発事業」が進められており（令和5年度末完成）、十分安全性を有しているが、万が一のリスク管理という意味では、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を教訓とすべきである。

ダムが壊れるという非常事態に対する備えを行っておくことで、より町民の安全を高めることにつながることから、何らかの原因により千五沢ダムの堤体が壊れた場合の、町内の浸水深、水が到達するまでの時間、高台へ避難するための各地域の避難路及び避難所を示したマップを作成し、避難に役立たせるものとする。

第3 ため池施設災害対策

東北地方太平洋沖地震では、本町においてもため池1ヵ所に被害が出た。

県は、ため池の防災・減災対策に当たっては、地震による破損等で決壊した場合に、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定しており、町内には10ヶ所がある。

そのため、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成等のソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

第7節 地盤災害等予防対策

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第1 土石流災害予防対策

土石流危険渓流では、地震により山腹崩壊等が発生し、渓流内に堆積した土砂が土石流として町民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、県から提供される土石流災害に対処するための警戒避難に関する資料をもとに、指定された土砂災害警戒区域を中心に県と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

砂防施設の整備に当たっては、耐震性を確保するとともに、避難場所や避難路等の防災施設や老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化する。

第2 地すべり災害予防対策

地すべり危険箇所では、地震により地すべりが誘発助長され、町民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、県から提供される地すべり災害に対処するための警戒避難に関する資料に基づき、指定された土砂災害警戒区域を中心に、県と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難対策の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

地すべり防止施設の整備に当たっては、避難場所や避難路等の防災施設や老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化する。

第3 急傾斜地災害予防対策

急傾斜地崩壊危険箇所では、地震より地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、町民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

町は、県から提供されるがけ崩れ災害に対処するための警戒避難に関する資料をもとに、指定される土砂災害警戒区域を中心に、県と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

急傾斜地崩壊施設の整備に当たっては、耐震性を確保するとともに、避難場所や避難路等の防災施設や老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化し、老朽化した砂防設備については、その安全性の検討を行い、計画的な補強を実施する。

第4 造成地の災害予防対策

1 造成地における基準等

(1) 災害危険区域等の扱い

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

(2) 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。

(4) 消防水利の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

(5) 設計者の資格

一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。

(6) 小規模造成地の扱い

宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

第5 液状化災害予防対策

「一般災害対策編 第1章 第5節 第4 3 液状化対策等」を参照するものとする。

第6 二次災害予防対策

町は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を点検する体制の整備を図るものとする。

また、町は危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第8節 火災予防対策

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

第1 出火防止対策

1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町は消防署と連携し、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法の指導に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

第2 消防力の強化

「一般災害対策編 第7節 第1章 第1 消防力の強化」を参照するものとする。

第3 広域応援体制の整備

「一般災害対策編 第7節 第1章 第2 広域応援体制の整備」を参照するものとする。

第4 初期消火体制の整備

「一般災害対策編 第7節 第1章 第4 初期消火体制の整備」を参照するものとする。

第5 火災拡大要因の除去計画

「一般災害対策編 第7節 第1章 第5 火災拡大要因の除去計画」を参照するものとする。

第9節 緊急輸送路等の指定

緊急輸送路等の指定は、「一般災害対策編 第1章 第9節 緊急輸送路等の指定」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第10節 避難対策

避難対策は、「一般災害対策編 第1章 第10節 避難対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

医療（助産）救護・防疫体制の整備は、「一般災害対策編 第1章 第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第12節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の作成 及び罹災証明書発行体制の整備

食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備は、「一般災害対策編 第1章 第12節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の作成及び罹災証明書発行体制の整備」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第13節 防災教育

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は日頃から地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、町民一人一人が自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的実施し、自助・共助の取組を充実させることが重要である。

このため、町及び防災関係機関は、町民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得等の周知・広報にも努めるものとする。

第1 一般町民等に対する防災教育

一般町民等に対する防災教育は、「一般災害対策編 第1章 第13節 第1 一般町民に対する防災教育」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

1 病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、地震発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、地震に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日頃から定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

2 宿泊施設における防災教育

(1) 避難誘導訓練等の実施

旅館等の不特定多数の者を収容する施設等においては、地震発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

(2) 防火管理体制の強化

地震に伴う出火による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとする。

3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者等は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

第3 防災対策要員に対する防災教育

防災対策要員に対する防災教育は、「一般災害対策編 第1章 第13節 第3 防災対策要員に対する防災教育」に定める対策を、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4 学校教育における防災教育

学校教育における防災教育は、「一般災害対策編 第1章 第13節 第4 学校教育における防災教育」に定める対策を、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第5 災害教訓の伝承

学校教育における防災教育は、「一般災害対策編 第1章 第13節 第5 災害教訓の伝承」に定める対策を、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第14節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図っている。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者の参加についても配慮するものとする。

第1 総合防災訓練

総合防災訓練は、「一般災害対策編 第1章 第14節 第1 総合防災訓練」に定める訓練について、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2 個別訓練

1 概要

個別訓練は、「一般災害対策編 第1章 第14節 第2 個別訓練 1 概要」を参照するものとする。

2 個別訓練の種類

(1) 通信訓練

町及び防災関係機関は、地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話、電子メール等の多重化した通信手段及び非常電源電設備を使用し、有効に活用できるよう備えるものとする。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(2) 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練の実施についても適宜実施する。

(3) 災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(4) 避難所設置運用訓練

町は県と連携し、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(5) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水、業務継続、図上演習等の訓練を実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

事業所、自主防災組織、一般住民等における訓練は、「一般災害対策編 第1章 第14節 第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練」に定める訓練を、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4 訓練の評価と地域防災計画への反映

訓練の評価と地域防災計画への反映は、「一般災害対策編 第1章 第14節 第4 訓練の評価と地域防災計画への反映」に定める対策を、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第15節 自主防災組織の整備

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として自主防災組織において、日頃から防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進に努めさせることが重要である。

自主防災組織のあり方については、「一般災害対策編 第1章 第15節 自主防災組織の整備」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第16節 要配慮者予防対策

要配慮者予防対策は、「一般災害対策編 第1章 第16節 要配慮者予防対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第17節 ボランティアとの連携

ボランティアとの連携は、「一般災害対策編 第1章 第17節 ボランティアとの連携」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第18節 危険物施設等災害予防対策

危険物施設等災害予防対策は、「一般災害対策編 第1章 第18節 危険物施設等災害予防対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第19節 生活再建事前対策

大規模地震時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮等、地域社会が混乱に陥る可能性がある。被災者の生活環境を早期に復旧させることが重要となるため、町は、住居の確保や生活再建支援等が速やかに行えるように、あらかじめ体制の整備を図るものとする。

第1 住居の確保体制の整備

総合防災訓練は、「一般災害対策編 第1章 第19節 第1 住居の確保体制の整備」に定める対策について、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2 被災者生活再建支援法に基づく支援の整備

被災者生活再建支援法に基づく支援の整備は、「一般災害対策編 第1章 第19節 第2 被災者生活再建支援法に基づく支援の整備」に定める対策について、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第3 地震保険の普及

地震における火災等は火災保険では補填されないことから、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的に政府が再保険を引き受ける地震保険制度が、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであるため、町は県と連携し、その制度の普及促進に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

応急活動体制は、「一般災害対策編 第2章 第1節 応急活動体制」に定めるとおり、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に町長が石川町災害対策本部を設置するなど、円滑な災害応急対策を実施するものとする。

第2節 動員配備体制に関する計画

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

1 災害対策本部設置の配備

災害対策本部設置前の事前配備及び警戒配備に関わる指揮監督は総務課長が行う。

災害対策本部設置後における非常配備に関わる指揮監督は本部長（町長）が行う。

2 配備基準

応急対策実施に際して、必要な応急対策要員の動員及び基準は概ね次のとおりとする。

体制区分		配備基準	配備要員
災害対策本部設置前	事前配備	1 町内において震度4の地震が観測されたとき。 2 その他の状況により指揮官（総務課長）が必要と認めたとき。	・各課長 ・防災担当
	警戒配備	1 町内において震度5弱の地震が観測されたとき。 2 その他の状況により町長が必要と認めたとき。	・各課長 ・防災担当 ・各課要員（係長は自宅で待機）
災害対策本部設置後	非常配備	1 町内において震度5強の地震が観測されたとき。 2 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、石川町災害対策本部の設置に至るまでの間又は石川町災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 3 その他状況により、特に本部長（町長）が必要と認めたとき。	全職員
		1 町内において震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 その他の状況により、特に本部長（町長）が必要と認めたとき。	全職員

備考1. 災害の規模及び性質に応じ、上記一般的基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2. 災害対策本部は、上記一般的基準に準じて、それぞれの特性、規模及び任務に即応した配備体制を整えるものとする。

第2 活動要領

各配備下における活動の要点並びに、災害対策本部職員の非常参集及び非常連絡の方法は、「一般災害対策編 第2章 第2節 職員の動員配備」に定めるところにより、地震災害等の特性を踏まえて行うものとする。

第3節 地震災害情報の収集伝達

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。また、町内に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 地震情報等の受理伝達

1 気象庁の地震情報

(1) 地震情報等の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要旨を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20分程度で気象庁ホームページ上に掲載）。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
------------	--	--

(2) 福島地方気象台の情報の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- ウ 特に発表が必要と認めた場合。

福島地方気象台は、福島県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震の概要を地震解説資料として発表する。

(3) 地震情報等の受理伝達

町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示の必要な措置を行う。

(4) 緊急地震速報

- ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

- イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- ウ 町は県及び福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。
- エ 町は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達に努めるものとする。また、町は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

(1) 震源の地域名称（福島県の陸域）

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。

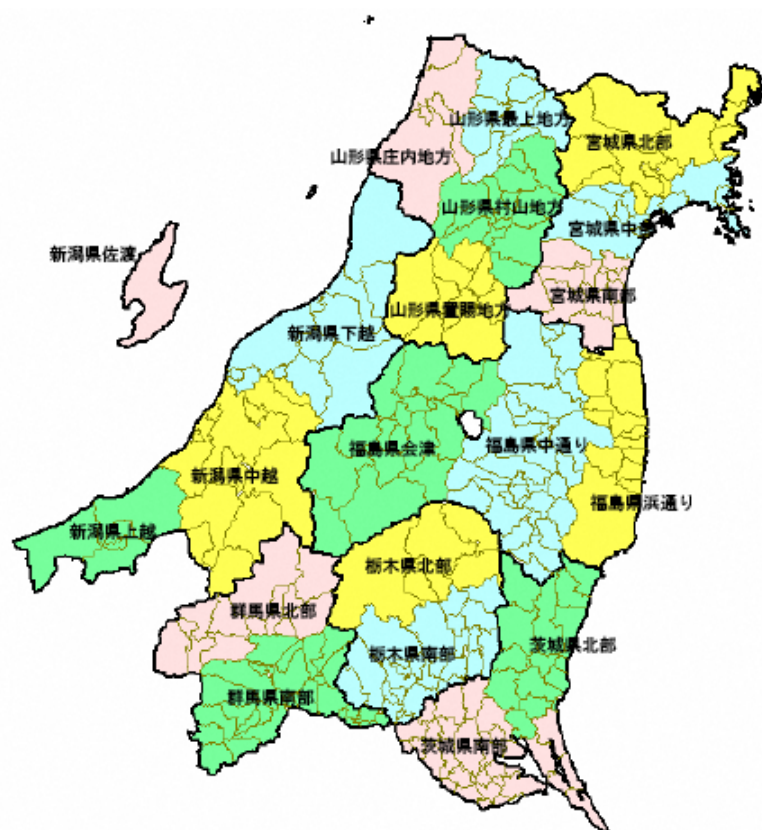
また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。



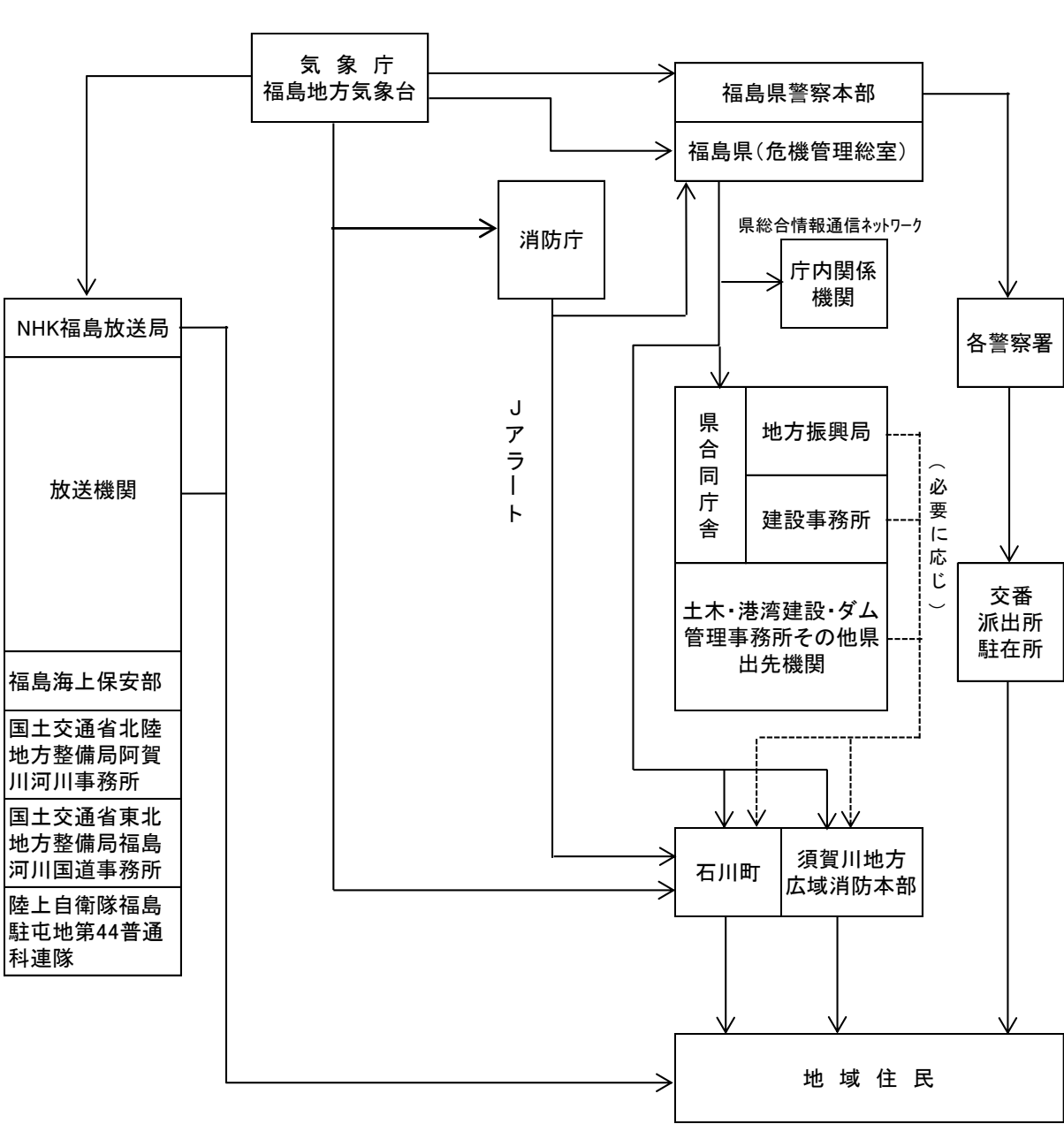
震度の地域名称（福島県の陸域）

(2) 震央地名

福島県隣県の陸域の震央地名



地震情報等伝達系統図



3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、県総合情報通信ネットワークシステムのファクシミリ蓄積システムにより町等に送信される。

第2 被害状況等の収集、報告

地震災害が発生した場合における被害状況等の収集、報告については、「一般災害対策編 第2章 第3節 第2 被害状況等の収集、報告」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4節 通信の確保

通信の確保は、「一般災害対策編 第2章 第4節 通信の確保」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第5節 相互応援協力

相互応援協力は、「一般災害対策編 第2章 第5節 相互応援協力」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第6節 災害広報

災害広報は、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第7節 消火活動

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防署及び消防団の全ての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

第1 消防団による活動

消防団は消防署と連携をとりながら以下の活動を行う。

1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防団は消防署による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難の指示がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第2 他都道府県への応援要請

1 応援要請の手続き

町長は地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事（災害対策本部総括班）に要請する。

ア 火災の状況及び応援要請の理由

- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 町への進入経路及び集結場所

第8節 救助・救急

救助・救急は、「一般災害対策編 第2章 第10節 救助・救急」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第9節 自衛隊災害派遣

自衛隊災害派遣は、「一般災害対策編 第2章 第11節 自衛隊災害派遣」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第10節 避難

避難は、「一般災害対策編 第2章 第12節 避難」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第11節 避難所の設置・運営

避難所の設置・運営は、「一般災害対策編 第2章 第13節 避難所の設置・運営」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第12節 医療（助産）救護

医療（助産）救護は、「一般災害対策編 第2章 第14節 医療（助産）救護」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第13節 道路の確保（道路障害物除去等）

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

第1 優先開通道路の選定

1 優先開通道路の選定基準

(1) 選定基準

「一般災害対策編 第1章 第9節 緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送路であること。

(2) 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及びその他確保路線の3つに大別する。

第2 資機材の確保

町は、県と同様、普段から資機材の確保を図る。

第3 道路開通作業の実施

町は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県（道路班）に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて開通作業を実施する。

第14節 緊急輸送対策

緊急輸送対策は、「一般災害対策編 第2章 第15節 緊急輸送対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第15節 労務供給計画

労務供給計画は、「一般災害対策編 第2章 第16節 労務供給計画」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第16節 警備活動及び交通規制措置

警備活動及び交通規制措置は、「一般災害対策編 第2章 第17節 警備活動及び交通規制措置」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第17節 防疫及び保健衛生

防疫及び保健衛生は、「一般災害対策編 第2章 第18節 防疫及び保健衛生」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第18節 廃棄物処理対策

災害時におけるごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を的確に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理については、「一般災害対策編 第2章 第19節 第1 災害廃棄物処理」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2 し尿処理

し尿の処理については、「一般災害対策編 第2章 第19節 第2 し尿処理」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第3 がれき処理

1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（「がれき等」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町においては、がれきの発生量を、過去の災害事例や各種調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時に、大量に発生するおそれのあるがれき等が適正に処理されるように、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者と連携し、廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保を図る。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するため、必要な場合には、県に対して広域処分対策を要請する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがある。

特に石綿については、町及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

町及び県（環境保全班、救援班）又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第4 応援体制の確保

廃棄物処理施設については、「一般災害対策編 第2章 第19節 第4 応援体制の確保」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第19節 救援対策

救援対策は、「一般災害対策編 第2章 第20節 救援対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第20節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業等を行う。

第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

- (1) 町は、県の応急危険度判定士制度及び被災宅地危険度判定士制度等の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止や、被災宅地の崩壊がもたらす二次災害防止のための住民への広報活動を行う。
- (2) 町は、県及び関係機関に協力を要請して応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制を確立し、建築物や宅地の調査、応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第2 障害物の除去

障害物の除去については、「一般災害対策編 第2章 第21節 第2 障害物の除去」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第3 災害相談対策

災害相談対策は、「一般災害対策編 第2章 第21節 第3 災害相談対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第21節 応急仮設住宅等の供与

住宅対策は、「一般災害対策編 第2章 第22節 応急仮設住宅等の供与」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第22節 死者の搜索、遺体の処理等

死者の搜索、遺体の処理等は、「一般災害対策編 第2章 第23節 死者の搜索、遺体の処理等」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第23節 生活関連施設の応急対策

生活関連施設の応急対策は、「一般災害対策編 第2章 第24節 生活関連施設の応急対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第24節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策

1 道路の応急対策計画

(1) 応急対策

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告をするほか、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

障害物除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊は、状況に応じて協力して必要な措置を取る。

ア 町は、行政区域内の道路の被害について、速やかに県（道路班）に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 上水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

(2) 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県（道路班）に被害状況を報告する。

2 主要農道、主要林道応急対策計画

(1) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

農道・林道管理者は所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県（農村整備班、森林林業班）に速やかに報告する。

イ 交通の確保

農道・林道管理者は所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

(2) 交通規制

農道管理者は通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

また、林道管理者は通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

第2 河川管理施設等の応急対策

1 河川管理施設応急対策

(1) 応急対策

町の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与える等、調整にあたる。また、併行して河川管理施設を巡視し、応急復旧を実施する。

(2) 復旧計画

ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。

イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。

2 ダム施設応急対策

(1) 応急対策

ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に水位の低下等の応急措置を行う。

この場合、ダムから関係機関及び一般住民への連絡・通報は、各ダムの操作規則又は操作規程等により行う。

3 ため池施設応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告をする。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

1 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止に重点

をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

第25節 文教対策

文教対策は、「一般災害対策編 第2章 第25節 文教対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第26節 要配慮者対策

要配慮者対策は、「一般災害対策編 第2章 第26節 要配慮者対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第27節 ボランティアとの連携

ボランティアとの連携は、「一般災害対策編 第2章 第27節 ボランティアとの連携」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第28節 危険物施設等災害応急対策

危険物施設等災害応急対策は、「一般災害対策編 第2章 第28節 危険物施設等災害応急対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第29節 災害救助法の適用等

災害救助法の適用等は、「一般災害対策編 第2章 第29節 災害救助法の適用等」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第30節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

被災者生活再建支援法に基づく支援等は、「一般災害対策編 第2章 第30節 被災者生活再建支援法に基づく支援等」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

施設の復旧対策は、「一般災害対策編 第3章 第1節 施設の復旧対策」に定める対策を地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2節 被災地の生活安定

被災地の生活安定については、「一般災害対策編 第3章 第2節 被災地の生活安定」に定めるところにより、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第3節 計画的な災害復興

被災地の生活安定については、「一般災害対策編 第3章 第3節 計画的な災害復興」に定めるところにより、地震災害等の特性を踏まえて実施するものとする。